

安曇野市景観づくりガイドライン  
～みんなでよりよい景観づくりを進めよう～  
(改定案)



# 目次

## はじめに

---

1 策定の背景・目的	1
2 本書の位置付け	1
3 本書の構成と内容	2

## I 景観づくりの基本的事項

---

1 届出対象となる行為	3
2 景観づくりにおける共通確認事項	4

## II 景観づくりの基準・配慮事項

---

1 建築物及び付帯の設備・工作物	
(1) 規模・配置	
①規模	8
②配置	10
(2) 形態・意匠	
①屋根	12
②壁面	14
③色彩	16
(3) 周囲のしつらえ	
①緑化	22
②付帯の設備・工作物	30
2 単独工作物その他	
(1) 単独工作物	
①大規模工作物	32
②柱・煙突・電波塔類	33
③電気供給施設	33
④太陽光発電	33
⑤自動販売機	34
⑥ごみ集積所	34
⑦道路関連施設	35
(2) その他	
①開発行為、土地の形質の変更	36
②土石の採取及び鉱物の掘採	36
③物件の集積又は貯蔵	36

### Ⅲ 景観づくりを行う際の手続き

---

1 手続きの流れ	37
2 届出の際の提出図書	38
3 提出図書の作成例(イメージ)	39
4 行為完了後の提出図書及び作成例(イメージ)	41
5 景観づくり重点地区における標識の設置方法(イメージ)	42
6 景観づくりの基準及び配慮事項一覧(チェックシート)	43
7 事前協議	62
参考1 公共事業における景観づくりの指針	64
参考2 景観づくり住民協定の基準・取り組み	66
参考3 ①安曇野市景観条例	68
②安曇野市景観条例施行規則	71



# はじめに

## 1 策定の背景・目的

安曇野市は、平成 22 年 9 月に安曇野市景観条例（以下「景観条例」）を公布し、同年 11 月 1 日に景観行政団体<sup>※1</sup>に移行しました。これに伴い、平成 23 年 4 月に景観法に基づく安曇野市景観計画（以下「景観計画」）を施行しました。景観条例では、市内で建築物や工作物をつくる際の届出の手続きを定めており、また景観計画では、景観づくりの方策や基準を定めています。

本書は、これらの基本的な手続きや遵守すべき基準に、よりよい景観づくりのための配慮事項などを付け加え、それらをイラストなどで分かりやすく示すことにより、市民の方々をはじめ事業者、設計者、施工者など多くの方々に景観づくりの参考書として幅広く活用されることを目的としています。

なお、本書の内容については、景観計画の見直しなどに合わせ、継続的によりよいものに改めていきます。

※1 景観法により定義される景観行政を司る行政機構（景観法第7条）

## 2 本書の位置付け

本書は、景観条例第7条第2項に基づき策定するものです。関連する法、条例、計画のなかでの本書の位置付けは下図に示します。

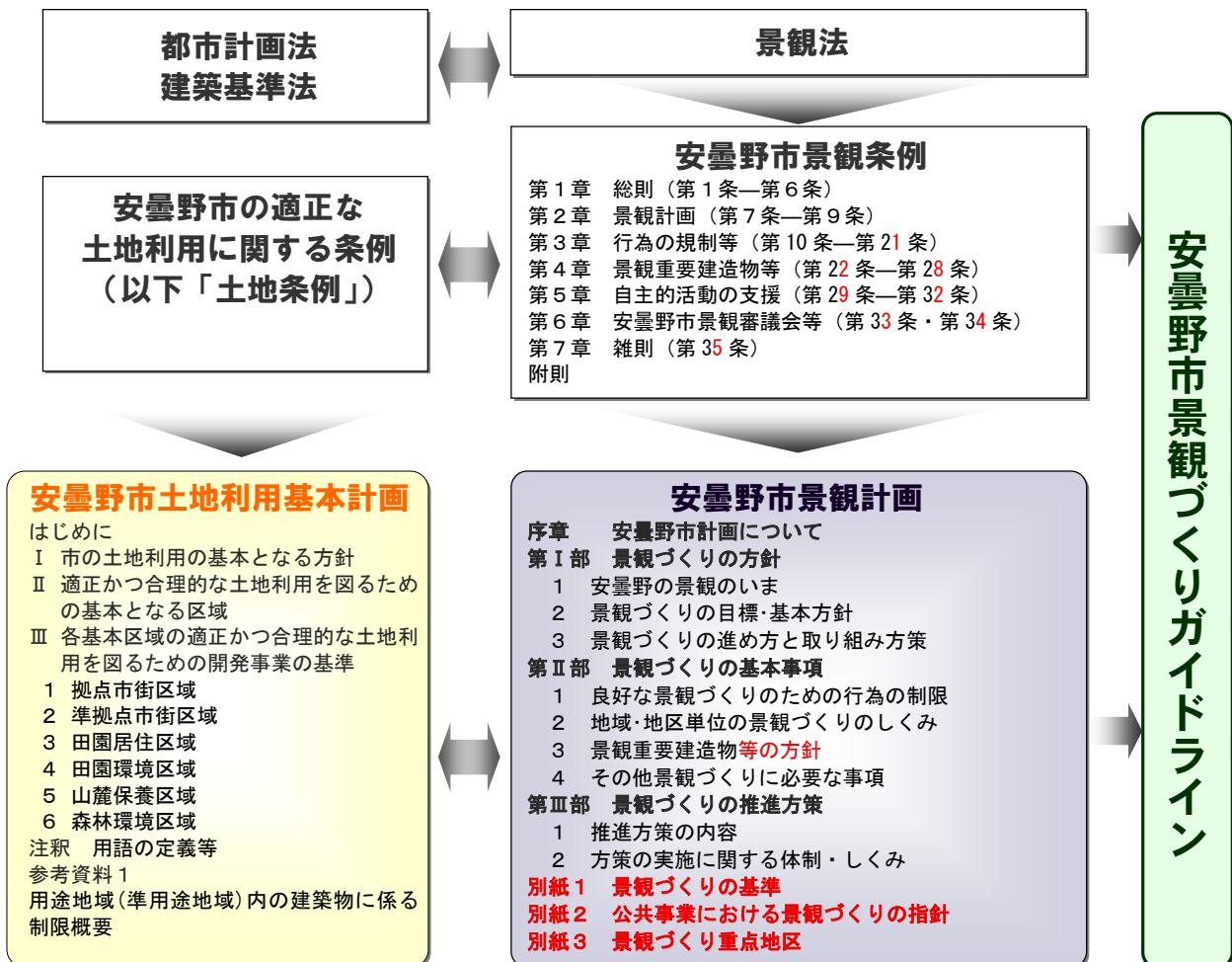


図 景観づくりガイドラインの位置付け

### 3 本書の構成と内容

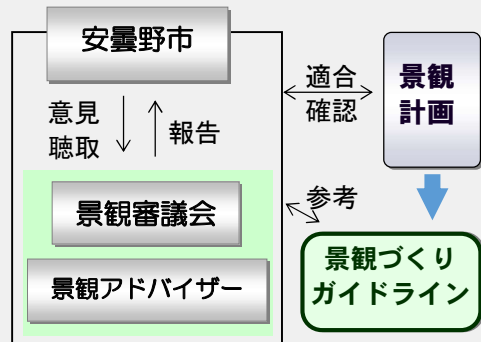
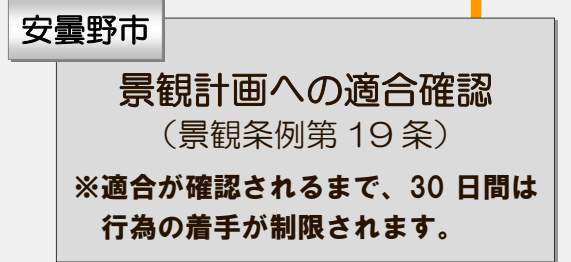
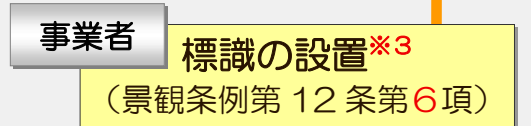
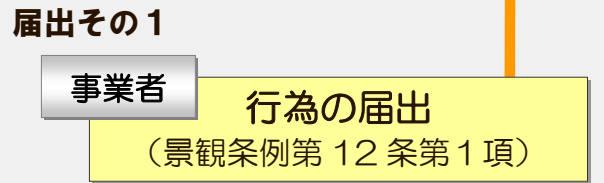
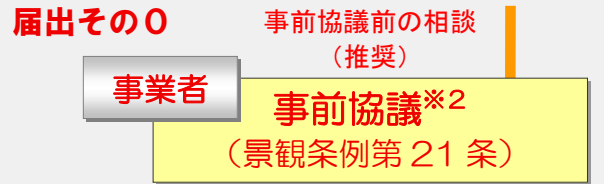
本書の構成と主な内容を下図にまとめます。

<b>I 景観づくりの基本的事項</b>	
<b>1 届出対象となる行為</b>	
(1) 建築物	→3 ページ 一般住宅、集合住宅、商業施設、工業施設
(2) 工作物	→3 ページ プラント類、車庫、貯蔵・処理施設類、電気供給等施設等（一部の電柱、鉄塔を除く。）
(3) その他	→3 ページ 開発行為、土地形質の変更、土石の採取、物件の堆積など
<b>2 景観づくりにおける共通確認事項</b>	
(1) 場を読み周囲を見る視点	→4 ページ～
(2) 周囲から眺めて見る視点	→6 ページ～
<b>II 景観づくりの基準・配慮事項</b>	
<b>1 建築物及び付帯の設備・工作物</b>	
(1) 規模・配置	→8 ページ～ ① 規模 ② 配置
(2) 形態・意匠	→12 ページ～ ① 屋根 ② 壁面 ③ 色彩
(3) 周囲のしつらえ※1	→22 ページ～ ① 緑化 ② 付帯の設備・工作物
※1 敷地内にある主要な建築物や工作物以外の構造物や植栽(外構)	
<b>2 単独工作物その他</b>	
(1) 単独工作物	→32 ページ～ ① 大規模工作物 ② 柱・煙突・電波塔類 ③ 電気供給施設 ④ 太陽光発電施設 ⑤ 自動販売機 ⑥ ごみ集積所 ⑦ 道路関連施設
(2) その他	→36 ページ～ ① 土地の形質の変更 ② 土石の採取及び 鉤物の掘採 ③ 物件の集積又は貯蔵

### III 景観づくりを行う際の手続き

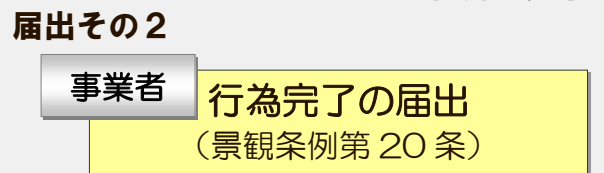
→37 ページ～

行為着手前



行為の着手

行為の完了



※2 大規模行為に該当する場合、土地条例第18条第2項の規定による開発事業の案を提出の60日前までに提出

※3 景観づくり重点地区内での行為

本文中の記号の凡例

住 一般住宅    商 商業施設    公 公共施設    集 集合住宅    工 工業施設

# I 景観づくりの基本的事項

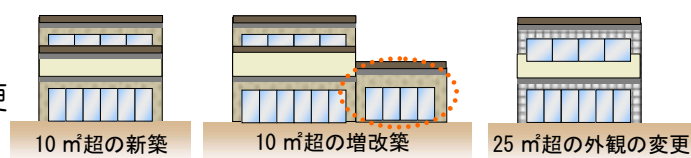
→事前協議（高さ20m超、建築面積1,000㎡超又は敷地面積5,000㎡超の行為が対象）については62ページ参照

## 1 届出対象となる行為

着手前に届出の対象となる行為<sup>※1</sup>（以下「届出対象行為」）を以下に示します。

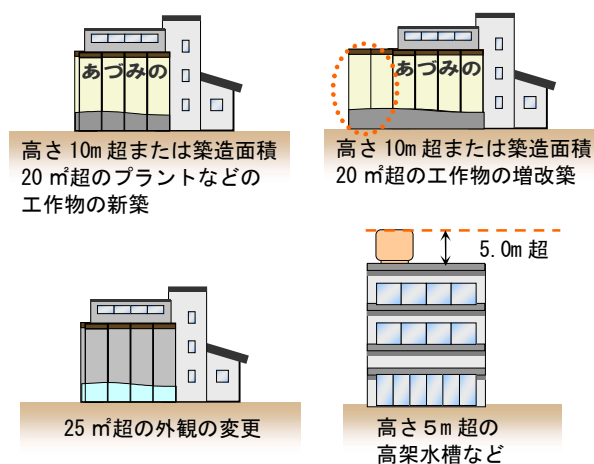
### (1) 建築物

- 新築は床面積10㎡超
- 増改築、移転は床面積10㎡超
- 外観の変更（修繕、模様替え、色彩の変更<sup>※2</sup>）は変更面積25㎡超



### (2) 工作物

- ① プラント類、車庫、貯蔵・処理施設類  
：高さ10m超または築造面積20㎡超の工作物の新築、増築、改築または移転
- ② 電気供給等施設等<sup>※3</sup>  
：高さ8m超の電気供給施設の新築、増築、改築または移転
- ③ その他の工作物<sup>※4</sup>  
：高さ5m超の工作物の新築、増築、改築または移転

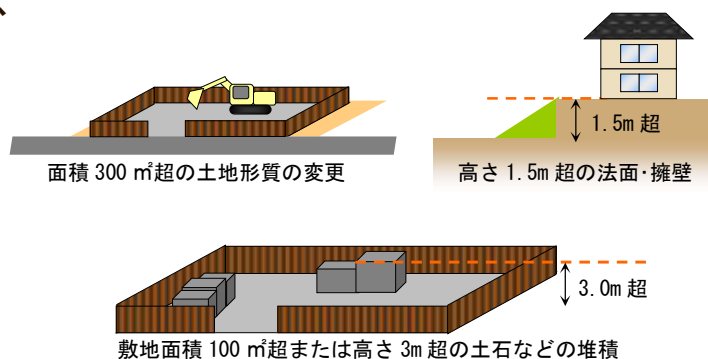


#### 上記①～③共通

- 外観の変更（修繕、模様替え、色彩の変更<sup>※2</sup>）は変更面積25㎡超

### (3) その他

- ① 開発行為、土地形質の変更（土地の開墾、土砂の採取、鉤物の掘採など）  
：面積300㎡超または生じる<sup>のりめん</sup>法面<sup>※5</sup>・擁壁<sup>ようへき</sup>の高さが1.5m超
- ② 屋外における物件（土石、廃棄物、再生資源など）の堆積  
：面積100㎡超または堆積の高さが3m超



※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害時の必要な応急措置として行う行為、法令の許可などを受けて行う行為、仮設の建築物の建築、農林漁業を営むための土地形質の変更、規則に定める小規模な行為又は一時的な行為などは届出の対象外となります。

※2 色彩の変更とは、屋根及び外壁の塗装を含みます。なお、既存と同一の色彩で塗り替える場合も含みます。

※3 建築確認が不要となる電柱、鉄塔などは除く。

※4 (2)の①、②を除く工作物のうち、垣・柵・塀類、高架水槽類、煙突類、装飾塔・物見塔類、鉄筋コンクリート柱・鉄柱・木柱類などの工作物（建築確認が不要となる電柱、鉄塔などは除く。）

※5 切土や盛土によってつくられる人工的な地盤又は斜面

## 2 景観づくりにおける共通確認事項

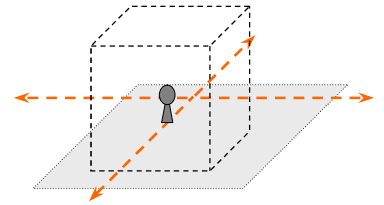
よりよい景観をつくるために、新たな建築物の建築や工作物の建設など、景観づくりに関わるすべての行為において、共通して確認いただきたい事項を以下に示します。

### (1) 場を読み周囲を見る視点

北アルプスを望む田園風景は本市を象徴する景観ですが、地域や場所によっては、景観的特徴が異なります。

そのため、景観計画では市内を4つのエリアに分け、景観づくりの方針や基準を設定しています。**景観づくり重点地区**では、**よりきめ細かな基準を設定しています**。また、路線や地区のまとまりの単位で、景観づくり住民協定<sup>※1</sup>を定め、別途独自の基準設定をしているところもあります。

したがって、新たな建築物や工作物をつくる際は、その行為地が属するエリアや地区の景観づくりの方針・基準を把握し、現地で周囲の景観的特徴をよく確認しましょう。



周囲の景観的特徴の確認

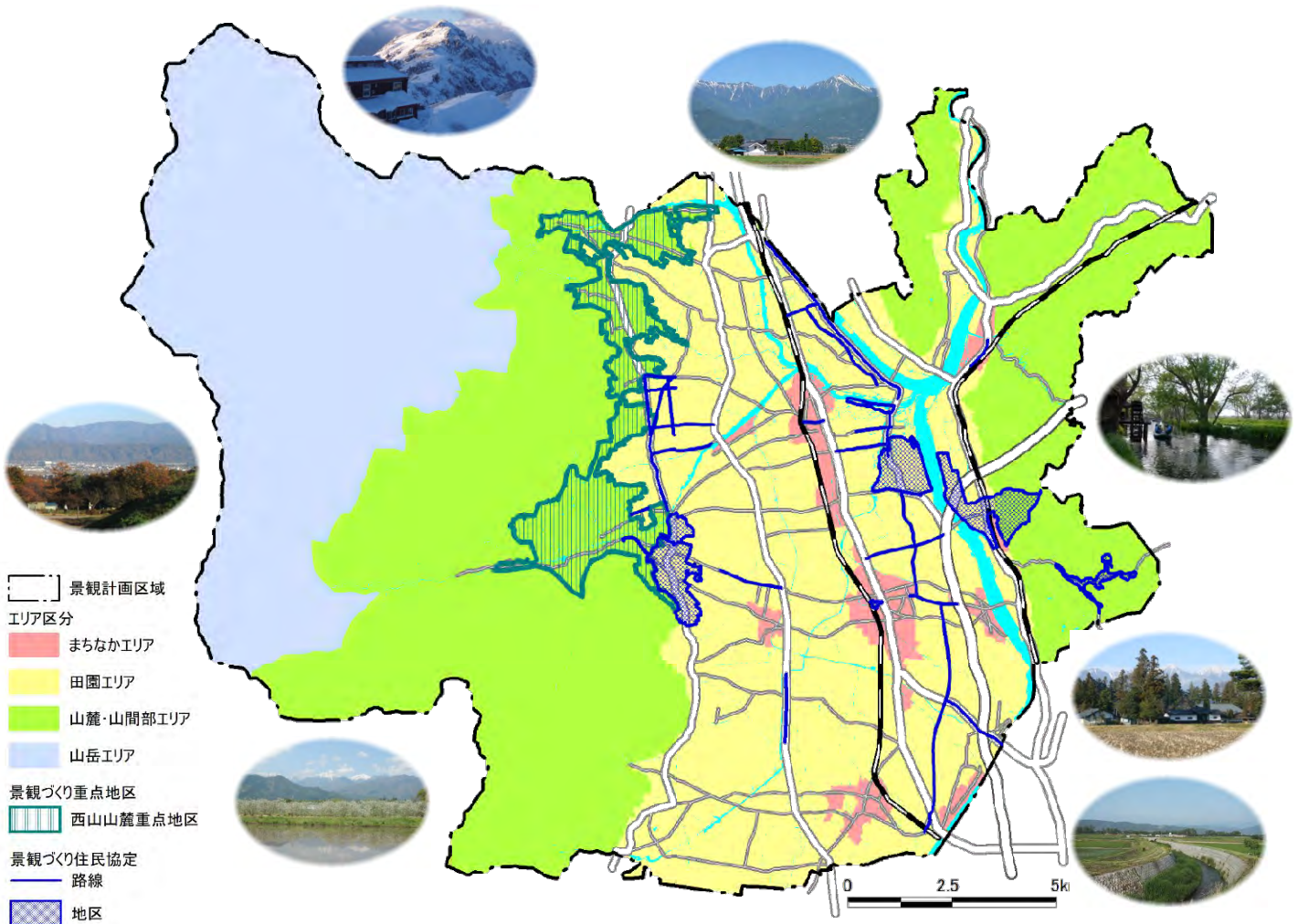


図 景観計画のエリア区分と景観づくり住民協定<sup>※3</sup>等の位置

※1 安曇野市景観条例に基づく「景観づくり住民協定」は、令和8年1月時点で市内24箇所の路線・地区においてこの協定が締結されています。各協定の基準及び取り組みは57・58ページに掲載しています。

※2 山岳エリアは自然公園法に基づき中部山岳国立公園に指定されている区域です。

※3 各エリア等の**厳密な範囲や位置**は、建築住宅課までお問い合わせください。

## エリアの方針

### まちなかエリア



まちなかエリアは、地域の個性や資源を活かしながら、それぞれの都市的機能や役割、醸し出す雰囲気に応じて、多様な人が集い、住まう空間として、心地よい景観づくりを目指すエリアです。

### 田園エリア



田園エリアは、北アルプスの山並み、広がりのある田園、屋敷林に囲まれた集落、堰の流れなどが織り成す景観と調和した、緑豊かで質の高い景観づくりを目指すエリアです。

### 山麓・山間部エリア



山麓・山間部エリアは、良好な森林環境を保ちつつ、保養や観光的利用の価値も高めながら、落ち着きと安らぎを感じさせる景観づくりを目指すエリアです。

## 各エリアに連なる共通の景観要素における配慮

### エリア境界部分での配慮

遠方からまちなかの建物などが目立たないよう、緑化などの配慮が必要です。

### エリア境界部分での配慮

エリア境界部の明確さを保つため、山麓・山間部の樹林を保全する必要があります。

## 緑の連なり

### 森林、屋敷林・社寺林、街路樹、公園・緑地

山地・山麓の森林や河畔林、古くから受け継がれてきた屋敷林や社寺林、沿道の街路樹、公園・緑地など緑の連なりを大事にした景観づくりが必要です。



沿道の植栽



田園集落の屋敷林



アカマツ樹林

## 水の連なり

### 河川、堰

河川や堰などの水の流れや水辺からの眺めに配慮した景観づくりが必要です。



## 道の連なり

### 道路

沿道では、自動車や自転車、歩行者の目線を考慮した景観づくりが必要です。



商店街の道路



農地を貫く道路



森林に囲まれた道路

### 景観づくり住民協定・景観づくり重点地区\*

住民が主体となって景観づくりの独自のルールを定めた路線や地区です。よりきめ細やかな景観への配慮により、良好な景観の保全を図っていきます。

\* 景観条例第8条第2項に基づき、よりきめ細やかな景観づくりを推進するために独自の方針及び基準を定めることのできる地区

## (2) 周囲から眺めて見る視点

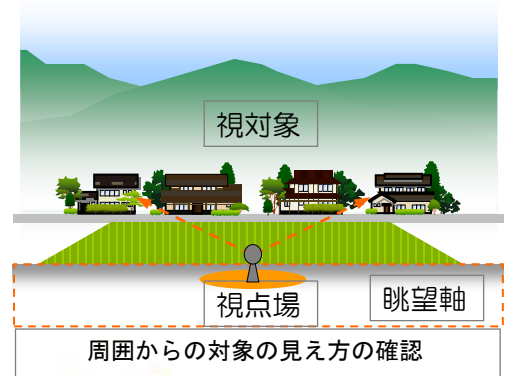
建築物や工作物は、景観の構成要素の1つとして「見られる（眺められる）風景」になります。北アルプスを背景にした良好な田園風景をもつ本市では、そうした対象が周囲から眺めてどのように見えるのか常に意識することが大切です。

したがって、新たに建築物や工作物をつくる際は、以下に示す事項を参考にし、周囲からの対象の見え方を確認しましょう。

### ① 眺望軸<sup>※1</sup>からの眺め

眺望軸上にある地点を視点場<sup>※2</sup>にして、建築物や工作物が視対象<sup>※3</sup>になる場合には、特に景観的配慮が必要です。

- ※1 眺望軸：良好な眺望を連続して眺めることのできる幹線道路や鉄道、自転車道、河川・堰など
- ※2 視点場：景観を眺める人が立つ場
- ※3 視対象：視点場から眺められる対象



主要な眺望軸と眺望点

## ② 視点場からの対象までの距離

視点場からの対象までの距離によって、対象の見え方が異なります。比較的平坦な地形上に農地が広がる本市は、遠方から見える場所も多いため、視点場から対象までの距離に応じた配慮や工夫が必要です。

### 遠距離～中近距離（150m以上）

＜特性＞

- 周辺の建築物と一群となって見える。
- 人を認識することは難しい。



＜配慮や工夫の例＞

- 周辺の建築物から浮いて見えないようにする。
- 景観に調和する色彩にする。



### 近距離（15m～150m）

＜特性＞

- 壁面の色彩や屋根の形がよく見える。
- 人の動きが分かる。



＜配慮や工夫の例＞

- 眺望を遮らない規模とする。
- 屋根や壁面の意匠を工夫する。
- 前面部への緑化により景観との調和を図る。



### 至近距離（15m以下）

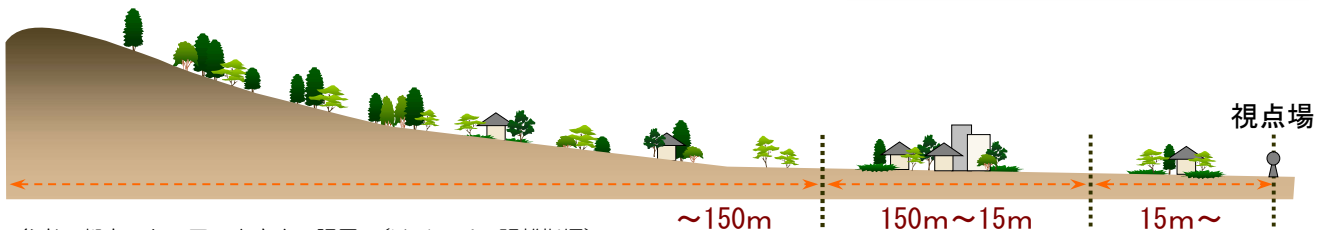
＜特性＞

- 建築物の細かい素材や仕上げがよく見える。
- 人の表情が分かる。



＜配慮や工夫の例＞

- 壁面や屋根の素材など細かな意匠に配慮する。
- 季節の草花などを用いて周囲のしつらえを工夫する。



参考：都市スクエアの大きさの限界（K.リンチの距離指標）

視点場からの距離関係

## ③ 視点場から対象が見える角度

視点場から北アルプスの山並みやまち並みなどが見える角度を考慮し、対象の位置する場所に応じた配慮や工夫が必要です。

### 見上げる視点場（<sup>ぎょうかく</sup>仰角）

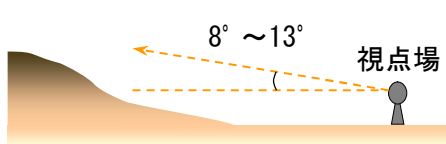
＜特性＞

- 同じ視対象でも視点場からの距離によって見上げる角度\*が異なります。



＜配慮や工夫の例＞

- 見上げる角度に応じて、良好な景観を阻害しない高さを考える。



### 見下ろす視点場（<sup>ふかく</sup>俯角）

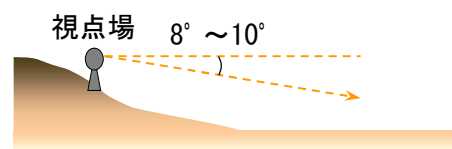
＜特性＞

- 一般的には俯角 10° 付近に視線が集中するため、その領域が最も見えやすい。



＜配慮や工夫の例＞

- 遠方を見下ろす視点場から見える場所では、その方向からの見え方に配慮する。



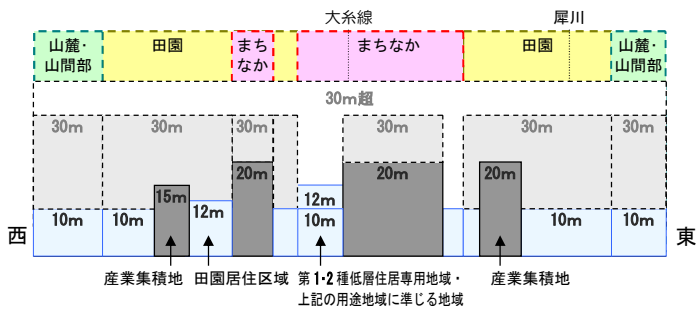
\* 常念岳（標高 2,857m）を見る仰角は、塩尻鍋割穂高線（山麓線）からは約 13°、柏矢町田沢停車場線の安曇野 I.C.付近からは約 8°

## II 景観づくりの基準・配慮事項

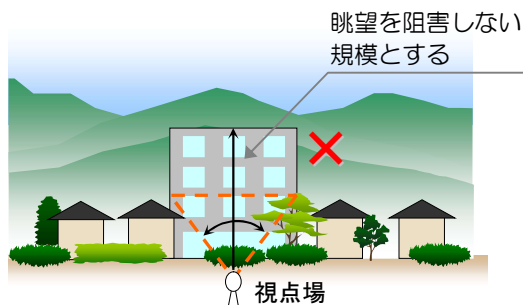
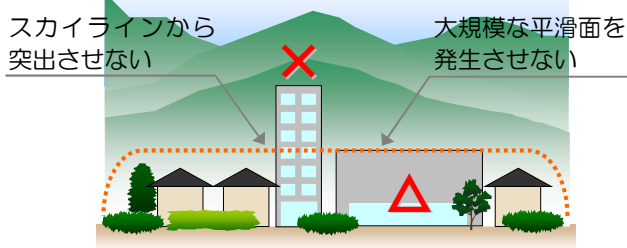
### 1 建築物及び付帯の設備・工作物

#### (1) 規模・配置

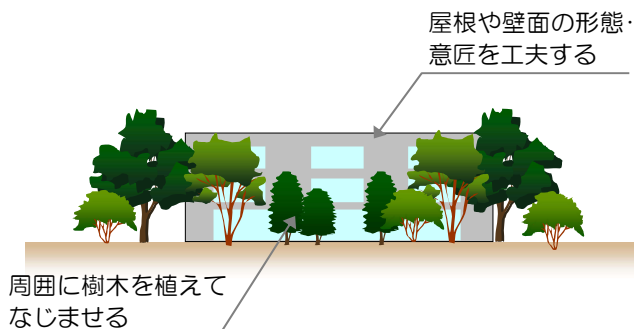
##### ① 規模



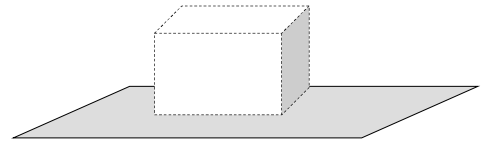
- 土地利用基本計画に定められた高さの許容範囲（一部の用途を除く）
  - 土地条則に基づく説明会開催が義務付けられていない高さの範囲（産業集積地）
  - 土地条則に基づく説明会開催が義務付けられている高さの範囲
  - 超えることを認めない高さの範囲
- ※ 高さは地盤面からの高さとし、屋上部分や屋上突出物等を算入します。



視点場からの見え方への配慮



建物の規模を小さく見せる工夫



#### □ 確認1 所定の規模基準の遵守

- 土地利用基本計画に記載されている規模に関する基準（高さ・建ぺい率・容積率）を遵守しましょう。

⇒ 特定開発事業として、別途、認定手続が必要になります。この場合でも、原則として高さ30mを超えることは認められません。



#### □ 確認2 周囲の大きさとの調和

- 遠景として見えるまともり\*のなかで一要素として目立たないように周囲の大きさとの調和を図りましょう。

※ 遠景として見えるまともり

- ・ まちなかエリア：市街地、沿道の外観
- ・ 田園エリア：集落、屋敷林、社寺林
- ・ 山麓・山間部エリア：樹林帯



#### □ 確認3 良好な眺望景観への配慮

- 良好な眺望景観を阻害しない規模にしましょう。

⇒ 眺望軸からの見え方を確認し、山並みや田園風景などの良好な眺望景観を阻害しない高さ・横幅にしましょう。



#### □ 確認4 景観的になじませる工夫

- 眺望軸の至近距離への立地や建物の機能や構造上、相当の規模を要する場合には、目立たせない工夫をしましょう。

⇒ 眺望軸側に植栽をしたり、屋根や壁面の形態・意匠を工夫することで、建物と背景とが調和します。

⇒ 長大な壁面は分節化することで、建物の圧迫感が軽減されます。

■原則として認めない高さ

- ・市内全域において、高さ30mを超えるような建築物は認められません。<sup>※1</sup>

■推奨する高さ

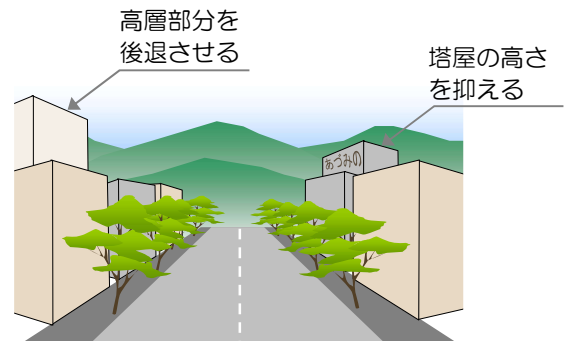
- ・建築物及び工作物の高さは土地利用基本計画に定められた高さ以下にしてください。<sup>※2</sup>
- ・土地利用条例施行規則第15条に定める、説明会の開催が必要となる高さを超える場合は、屋根、壁面、開口部などの形態・意匠の工夫を施し、周囲との調和を図りましょう。

※1 工業地域、工業専用地域若しくは土地利用基本計画に基づく産業集積地又は地区土地利用計画が定められている区域にあっては、この限りではありません。

※2 土地利用基本計画基準に適合しない開発事業を行う場合は、土地条例に基づく特定開発事業の認定手続きが必要になります。

■建築物の高さへの配慮

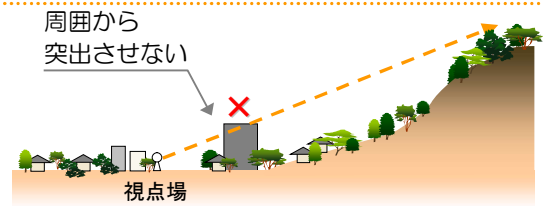
- ・まち並みの連続性に配慮し、周囲の建築物から突出しない高さにしましょう。
- ・やむを得ず高層となる場合は、道路から十分に後退し、圧迫感を軽減しましょう。
- ・屋上に塔屋<sup>※3</sup>などを設置する場合は、高さをできるだけ抑え、建築物と一体の形態・意匠としましょう。なお、塔屋や太陽光発電設備なども高さとして算定対象となります。



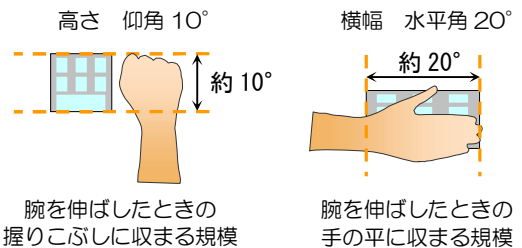
※3 塔屋とは建築物の屋上に設けられる構造物で、エレベーター機械室、階段室、給水タンク、冷却塔などの建築設備や、装飾塔として用いられるもの。

■建築物の高さ・横幅への配慮

- ・屋敷林や社寺林など周囲にある樹林の高さを超えないようにしましょう。
- ・周囲の田園風景や集落から突出して見えない規模(高さ・横幅)にしましょう。
- ・外側から壁面がむきだしで見える面積を少なくし、圧迫感を軽減しましょう。



<景観として対象が目立ちにくくなる規模の目安>



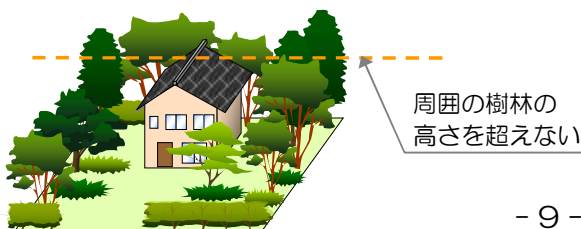
■見上げる景観（仰瞰景観）への配慮

- ・眺望軸から見上げたときに、建築物の高さが山並みの高さを超えないようにしましょう。
- ・特に北アルプスを望む道路西側<sup>※4</sup>の眺望を阻害しないように配慮しましょう。

※4 市内平地部からは北アルプスの山並みが、仰角にして約8°～13°の範囲で見えます。

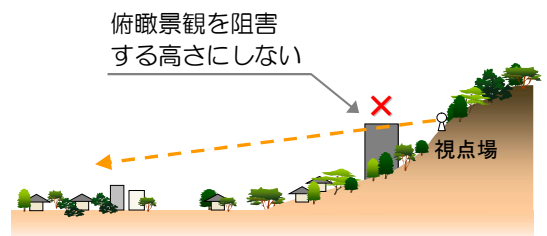
■建築物の高さへの配慮

- ・周囲の樹林の高さを超えないようにしましょう。
- ・周囲の樹林の高さを超える場合は、周囲の景観と調和するよう屋根や壁面の意匠を工夫しましょう。



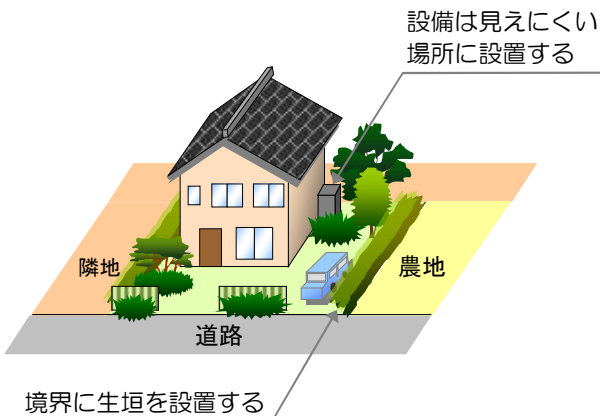
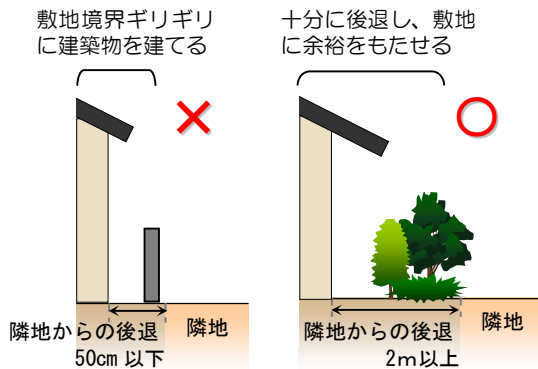
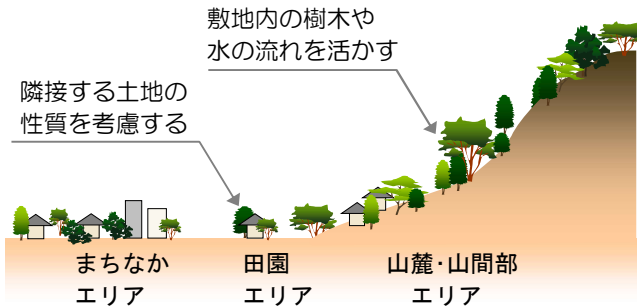
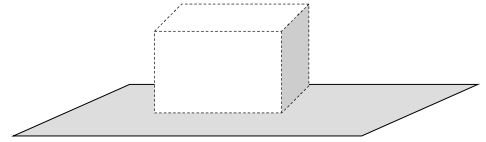
■見下ろす景観（俯瞰景観）への配慮

- ・山麓線沿い、長峰山、光城山などの視点場から見下ろす眺望景観の妨げになる規模の建築物は控えましょう。



# (1) 規模・配置

## ② 配置



### □ 確認1 各エリアの特性を考慮

● エリアごとの特性を踏まえて、建物の配置を考えましょう。

- ・まちなかエリア ⇒ まち並みの連続性に配慮した配置
- ・田園エリア ⇒ 敷地にゆとりのある配置
- ・山麓・山間部エリア ⇒ 樹林を活かした配置



### □ 確認2 良好な眺望景観への配慮

● 良好な眺望景観を阻害しない配置にしましょう。

⇒ 眺望軸からの見え方を確認し、良好な眺望景観を構成する背景の要素を遮らない位置に配置しましょう。



### □ 確認3 近隣の建物への配慮

● 隣接する土地に配慮し、ゆとりある敷地利用としましょう。

⇒ まちなかエリアで、特に規模の大きな建築物の場合は、隣接する建築物との関係性や周辺環境への影響に配慮した配置にしましょう。  
⇒ 田園エリア、山麓・山間部エリアでは敷地境界から一定距離以上後退させましょう。



### □ 確認4 建物以外の配置

● 建物以外のスペースの使い方を工夫し、景観的な調和を図りましょう。

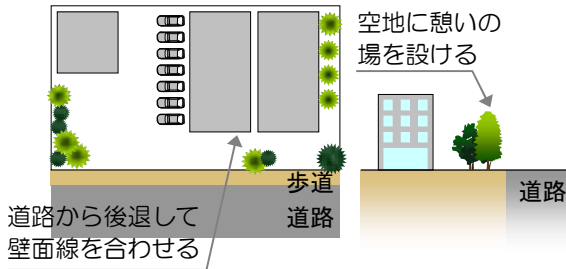
⇒ 植栽は、車や歩行者の交通の安全性に配慮し、適切な高さの樹木を道路や農地との境界部分に配置しましょう。  
⇒ 設備・工作物などは周囲から見えにくい位置に設置しましょう。

■まちなかに連続性を出すための工夫

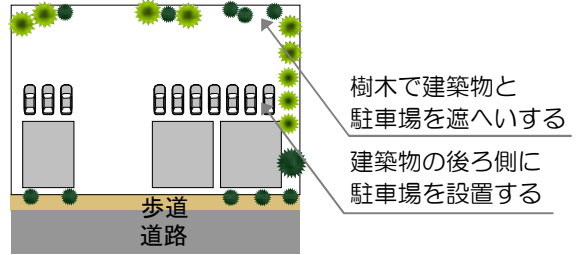
- 沿道では周囲の建物と壁面線を揃えるなどの配慮をしましょう。
- 商業施設などの駐車場は店舗同士が協力して1カ所にまとめるか、見えにくい場所に設置しましょう。
- 道路に面する壁の意匠(ファサード)や植栽する樹木、草花に共通した要素を用いましょう。

<まちなかに連続性を出すための配置の例>

①道路から後退し、空地を設ける



②壁面を前面で揃え、駐車場を後ろに設置する

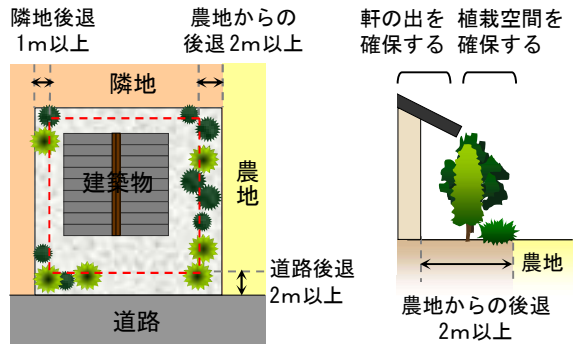


■壁面後退距離※1の目安

道路境界から2m以上  
農地境界から2m以上  
隣地境界から1m以上

- 隣接する敷地の状況を踏まえて、建築物の壁面を後退させましょう。
- 植栽空間などを確保するため、道路境界と農地境界からは**2m以上**の壁面後退を行いましょう。

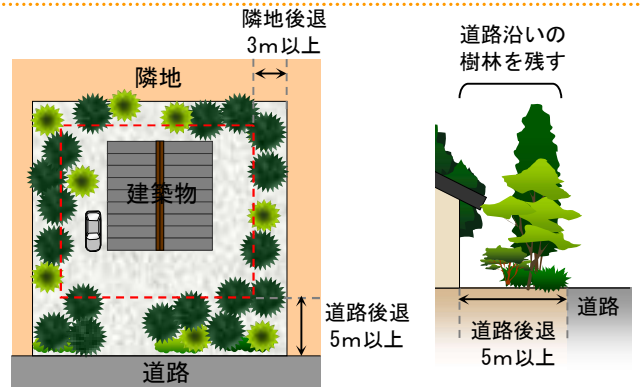
※1 不整形地や狭小地などで、上記の後退距離を確保の確保が難しい場合は、壁面緑化などの代替策を検討してください。隣地所有者の同意書の提出が必要です。



■壁面後退距離※1,2の目安

道路境界から5m以上  
隣地境界から3m以上

- 隣接する敷地の状況を踏まえて、建築物の壁面を後退させましょう。
- 道路に面した樹林を残すために、道路からは**5m以上**の壁面後退を行いましょう。
- 規模の大きい建築物は特に大きく後退し、樹木で遮へいしましょう。



<西山山麓重点地区における壁面後退距離の基準>

- 景観づくり重点地区の西山山麓重点地区※3では、以下の基準が上乗せで定められています。※4

①道路後退 原則として道路境界から5m(主要幹線道路※5からは10m)以上  
②隣地後退 戸建・兼用住宅、別荘：隣地境界から3m(隣地同意※6があれば1m)以上  
上記以外の建築物：隣地境界から10m(隣地同意があれば5m)以上

※2 建物の壁面からの距離であり、基準線(通り芯)からの距離ではありません。また、カーポート等のように柱だけの建物の場合は、柱面からの距離で算定します。建築基準法施行令第135条の22による外壁の後退距離に対する制限の緩和の考え方を適用します。

※3 西山山麓重点地区の詳細な範囲は、建築住宅課へお問い合わせください。

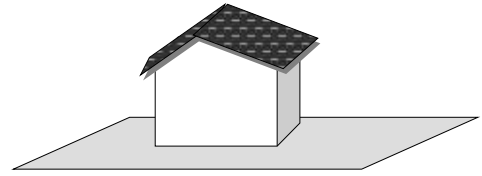
※4 穂高地域(旧穂高町)自然保護等指導基準により平成11年(景観計画の策定以前)から定められていたものです。

※5 主要幹線道路とは、山麓線(県道塩尻鍋割穂高線、県道大町有明線)、中房線(県道槍ヶ岳矢村線)、市道穂高1級3号線(県道塩尻鍋割穂高線との交差点から県道小岩岳穂高停車場線との交差点まで)です。

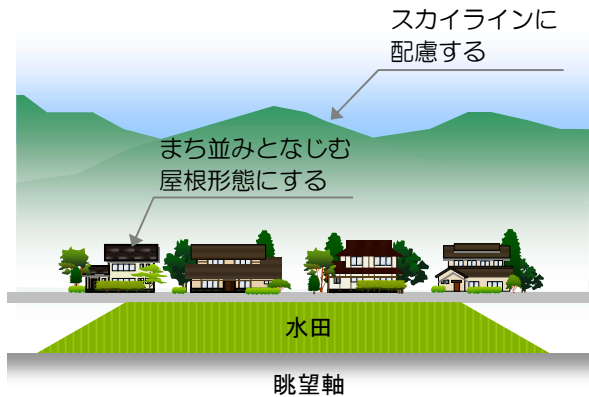
※6 隣地所有者の同意書の提出が必要です。

## (2) 形態・意匠

### ① 屋根



遠距離～中距離  
(150 m以上)



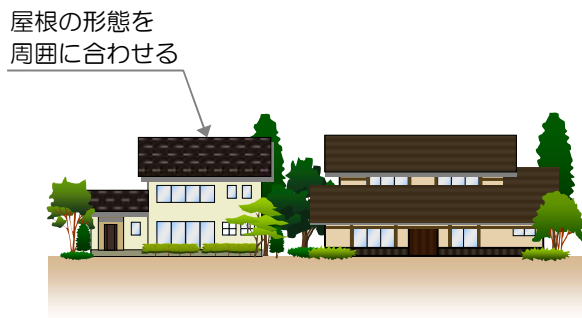
#### □ 確認1 まち並み全体との調和

●眺望軸など遠くからの見え方を確認してみましょう。

- ⇒遠くからも屋根がよく見える場所の場合は、奇抜な屋根形態は避けましょう。
- ⇒住宅などの小規模の建築物は勾配屋根としましょう。



近距離  
(150 m～15 m)



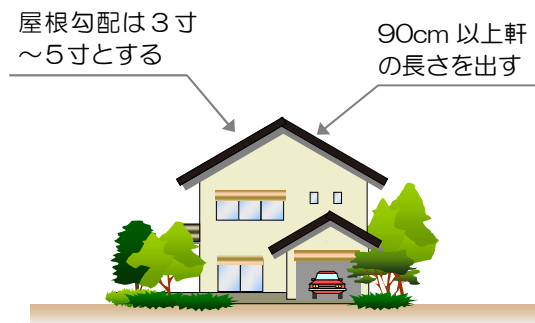
#### □ 確認2 隣接する建物との調和

●屋根の形態を周囲の建築に合わせ、地域の景観になじませるようにしましょう。

- ⇒屋根の形態を合わせましょう。
- ⇒屋根の向きや勾配を合わせましょう。
- ⇒周囲に伝統的な建築物が多くある場所では屋根の形態に特に配慮しましょう。



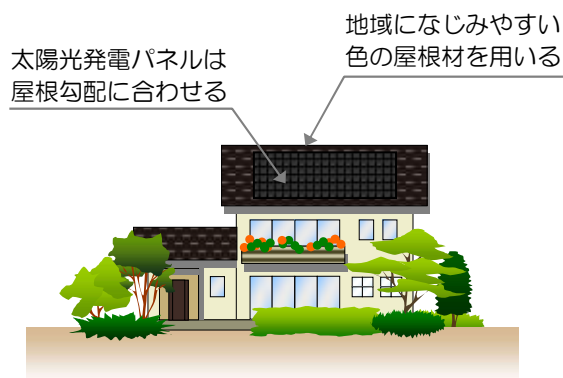
至近距離  
(15 m～0 m)



#### □ 確認3 屋根の意匠の配慮

●落ち着いた形態に見えるよう、屋根勾配や軒の長さを工夫しましょう。

- ⇒屋根勾配は3寸～5寸としましょう。
- ⇒軒の出の長さは90cm以上としましょう。
- ⇒陸屋根にする場合は、パラペットの意匠などを工夫しましょう。



#### □ 確認4 屋根の素材への配慮

●地域になじみやすい、落ち着いた雰囲気に見える素材を用いましょう。

- ⇒自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色など)の使用は避け、地域の景観になじむ素材を用いましょう。
- ⇒耐久性の高い屋根材を用いましょう。
- ⇒太陽光発電パネルは屋根の勾配に合わせて設置しましょう。

## ポイント3 屋根の形状

### ■屋根勾配の工夫

- ・山並みの角度に屋根勾配※を合わせることによって、景観になじみやすくなります。
- ・屋根勾配は **3寸～5寸**の並勾配としましょう。

#### <北アルプスの山並みの角度>

市内から見える北アルプスの山並みの角度は約  $150^{\circ}$  ～ 約  $130^{\circ}$ （例：安曇野 I.C.付近から見た常念岳の角度は約  $130^{\circ}$ ）で、一般的な住宅の屋根勾配は3寸～5寸であり、おおよそこれと一致しています。



山並みの角度に合った屋根勾配

#### <屋根勾配による見え方>

陸屋根  
(0寸～1寸)



大型の建築物に適している。  
⇒パラペットの意匠などを工夫しましょう。

緩勾配  
(1寸～2寸)



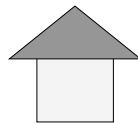
安定感に欠けた形態に見える。  
⇒軒を十分に出して安定感を出しましょう。

並勾配  
(3寸～5寸)  
約  $145^{\circ}$  ～  $125^{\circ}$



安定感のある形態に見える。  
⇒景観に最もなじみやすい形態です。

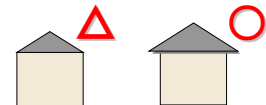
急勾配  
(6寸～10寸)



平地では景観に調和しにくい。  
⇒樹木で遮へいし、周囲となじませましょう。

### ■軒の出の工夫

- ・軒の出の長さは **90cm以上**としましょう。



長い軒や庇を設置することで建物の形態が安定して見えます。

※屋根勾配は一般的に底辺と高さの比によって表します。

## ポイント4 屋根の素材

住 集 商 工 公

### ■屋根材の配慮事項

- ・周囲の景観に調和する、耐久性に優れた材料を使用しましょう。
- ・反射光のある素材をやむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をしましょう。

#### <屋根材の特色に応じた使用方法>

伝統的な形態・色彩の素材			近年よく用いられる素材			反射光のある素材	
和瓦	平板状瓦	黒色金属板	洋瓦	スレート	着色金属板	無塗装金属板	白色金属板
市内の建築物の多くは瓦屋根であるため、周囲の景観に調和します。			周囲の景観から突出して見えないように色彩や表面仕上げを工夫しましょう。			大面積での使用の際には特に配慮が必要です。	

### コラム① 軒や庇の役割

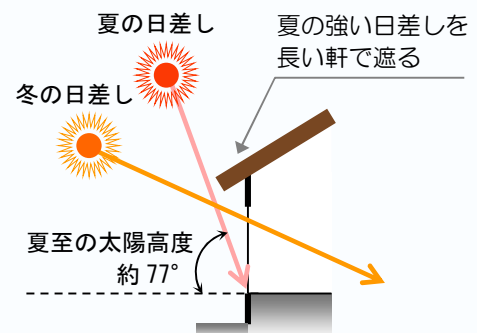
軒や庇は気候の厳しい日本において発達した生活の知恵です。適切な軒の出をとることで快適な住宅をつくることができます。

#### ■日差しや雨を遮る

- ・夏の日差しを遮り、冬の日差しを室内に取り入れることができます。
- ・雨が室内に降り込むことを防ぎます。
- ・軒下は半屋外の生活スペースとしても使用できます。

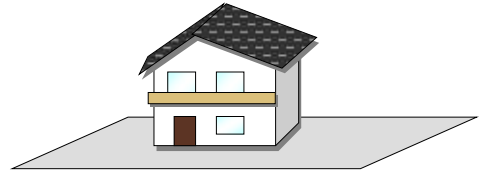
#### ■住宅の劣化を防ぐ

- ・雨による壁面の劣化を防ぎ、雨漏りを防止します。
- ・落雪やつららによる壁面の損傷を防ぎます。

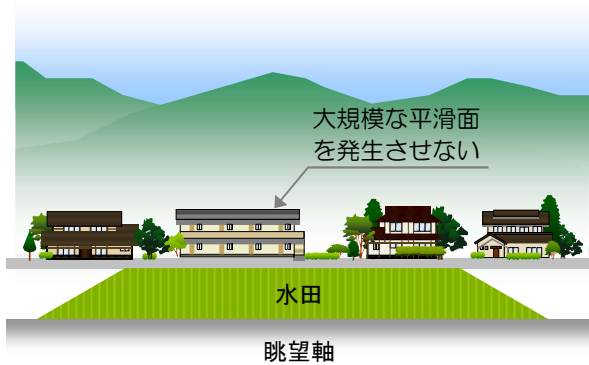


## (2) 形態・意匠

### ② 壁面



遠距離～中距離 (150m以上)



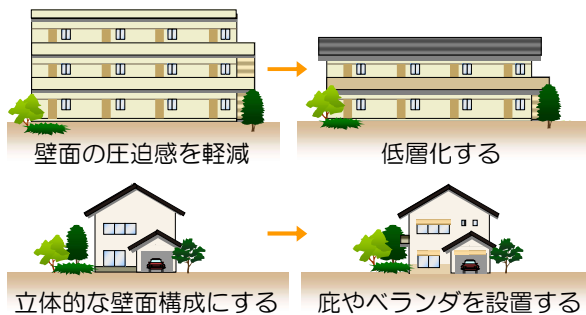
#### □ 確認1 まち並みとの調和

●まちなみのスケールに合わせ、大規模な平滑面が発生しないようにしましょう。

- ⇒眺望軸からの見え方を確認しましょう。
- ⇒眺望軸から建築物全体が見える所では特に壁面の意匠に配慮しましょう。



近距離 (150m～15m)



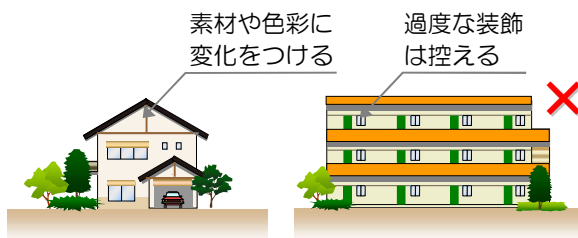
#### □ 確認2 近隣の建物との調和

●壁面の構成を工夫して建物の圧迫感を軽減するようにしましょう。

- ⇒分棟化や低層化することで圧迫感を軽減しましょう。
- ⇒ベランダや庇<sup>ひさし</sup>などを設置して陰影をつくりましょう。
- ⇒窓の位置や大きさを工夫しましょう。



至近距離 (15m～0m)



#### □ 確認3 壁面の意匠への配慮

●意匠の工夫などにより、立体的な壁面構成にしましょう。

- ⇒素材や色彩の変化を付け、壁面の印象が単調にならないようにしましょう。
- ⇒窓枠の強調や壁面の過度な装飾は控えましょう。



#### □ 確認4 壁面の素材への配慮

●地域になじみやすい、落ち着いた雰囲気に見える素材を用いましょう。

- ⇒自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色など)の使用は避け、地域の景観になじむ素材を用いましょう。
- ⇒反射光のある素材は大面積での使用は控えましょう。

■意匠の工夫

- ・柱や梁、窓、バルコニーなどによる立体的な壁面構成にしましょう。
- ・凹凸のある素材などを用いて陰影をつけましょう。
- ・長大な壁面は分節化によって圧迫感を軽減しましょう。
- ・窓枠の強調や壁面への過度な装飾は控えましょう。



<壁面の分節化の例>

- ・壁面の分節化によって圧迫感が軽減され、景観になじみやすくなります。
- ・立体的な構成とすることで陰影が生まれ、壁面の色彩にメリハリが出ます。



立体的な壁面構成と大きなガラス面によって圧迫感を軽減している例



上下を塗り分けることで壁面にメリハリをつけている例

<伝統的意匠への配慮の例>

- ・伝統的な建築物の意匠を用いたり、その良さを活かして現代風にアレンジした意匠を用いたりすることで、景観的調和を図ることができます。

安曇野でよく見られる伝統的な民家の意匠の特色

- ・軒の陰影や軸組みによって「線」で構成される
- ・下屋<sup>※1</sup>や下見板<sup>※2</sup>の設置によって下部に重みがかかる
- ・木や瓦、漆喰などの自然素材が用いられる



継承型

伝統的意匠の継承



付け柱や下見板風の意匠を用いて伝統的な意匠を継承する。  
→隣に伝統的の住居がある場合は意匠を合わせることで調和して見えます。

調和型

現代風アレンジ



景観になじみやすい暖色系の色彩を壁面に用い、十分な軒の出と、下屋を設ける。  
→費用は抑えながらも、景観になじみやすい意匠となります。









※1 下屋：主要な建物(母屋)の外壁から張り出した屋根及び屋根の下の空間

※2 下見板：外壁を風雨から保護するために張る横板

■壁面素材の配慮事項

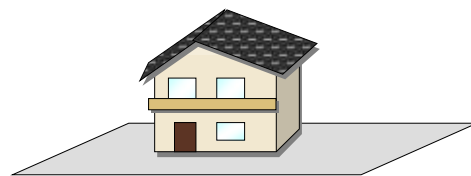
- ・周囲の景観に調和する、耐久性に優れた材料を使用しましょう。
- ・反射光のある素材をやむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をしましょう。

<壁面の素材の特色に応じた使用方法>

自然素材			一般的な素材			反射光のある素材	
木材	漆喰	土壁	コンクリート	窯業系サイディング	着色金属板	ミラーガラス	無塗装金属板
							
塀や壁面のアクセントとして取り入れることで周辺環境と調和して見えます。			周囲の景観から突出して見えないように色彩や表面仕上げを工夫しましょう。			大面積での使用の際は特に配慮が必要です。	

## (2) 形態・意匠

### ③ 色彩



遠距離～中距離  
(150 m以上)



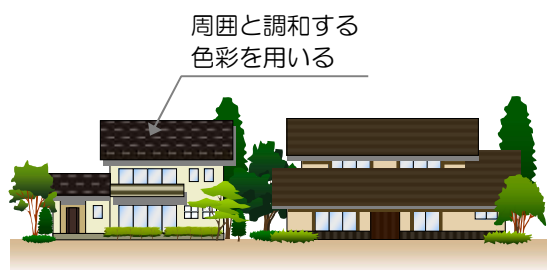
#### □ 確認1 自然の色彩への配慮

● 田園のなかでは、自然の色彩を主役として、建物の色彩は控えましょう。

⇒ 田園エリア（特に眺望軸から建築物全体が見える所）では、色彩の主役を自然の要素（山並み、水田、屋敷林、河畔林など）に譲りましょう。建物の外観の色彩の彩度を抑えることで自然の色が映えます。



近距離  
(150 m～15 m)



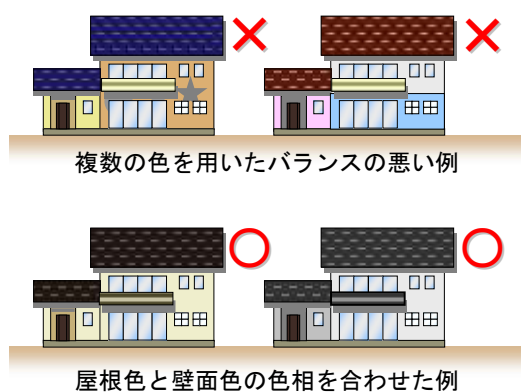
#### □ 確認2 近隣の建物との調和

● 地域の伝統的な色彩、素材になじむ色彩を選びましょう。

⇒ 地域の伝統色・素材を確認し、建物の用途に合わせて色彩を選択しましょう。  
⇒ エリアごとに設定するマンセル値の推奨基準の範囲内に収めましょう。



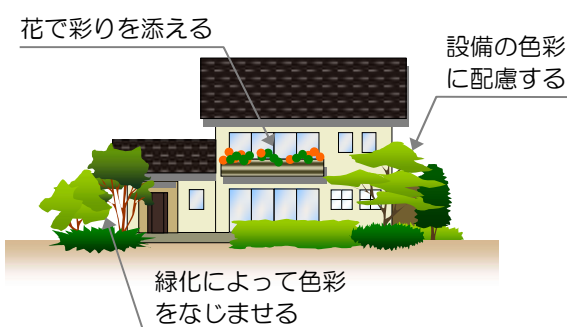
至近距離  
(15 m～0 m)



#### □ 確認3 色のバランスへの配慮

● 色の比率や組み合わせ、色数にも配慮しましょう。

⇒ 色数はあまり多くせず、過度な塗り分けは避けましょう。  
⇒ 屋根色と壁面色を調和した色にしましょう。  
⇒ 強調色は適切に使用しましょう。



#### □ 確認4 建物のしつらえの色彩

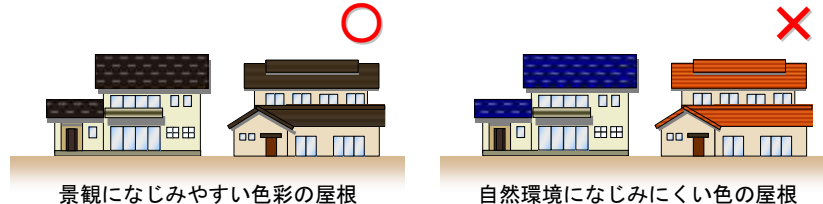
● 建物の色彩と背景の景観との調和を図りましょう。

⇒ 壁面を過度に装飾せず、季節の花などによって彩りを加えましょう。  
⇒ 建物の周りを緑化し、建物の色彩と背景をなじませましょう。  
⇒ 照明の色味や建物の付帯設備、工作物の色彩にも配慮しましょう。

景観計画に定めるマンセル値は最低限の基準であり、用途に応じてよりよい色選びが必要です。エリアごとに定めるマンセル値の推奨基準は18、19ページを参照してください。色彩に関する用語の解説は20ページを参照して下さい。なお、マンセル値の遵守基準については、景観計画の41ページを参照してください。


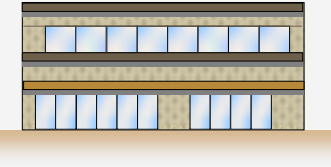
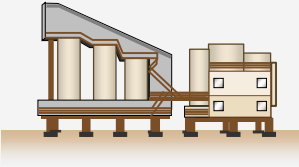
## ■屋根の基調色

- 屋根には、グレーや濃茶色などの低明度・低彩度の色彩を用いましょう。
- 自然環境になじみにくい色彩（彩度の高い緑色・青色・紫色など）の使用は避けましょう。



## ■壁面の基調色

- 壁面には、景観になじみやすい低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いましょう。
- エリアの特性や建築物の用途に応じた色選びを行いましょう。
- 大規模な建築物では壁面の圧迫感を軽減するため、中～高明度の色彩を用いましょう。

一般住宅	商業施設	工業施設
<p>周囲の伝統的な住宅にもなじみやすい、地域の慣例色である暖色系や無彩色の色彩が適しています。</p> 	<p>まちなかや沿道ではにぎわいや華やかさを求められますが、基調色は明るく落ち着いた色彩が適しています。</p> 	<p>工場や大規模工作物は大きさや形状による威圧感を与えやすいため、景観になじみやすい色彩が適しています。</p> 

## コラム② 基調色と強調色の定義

屋根や壁面に用いる色彩は建築物及び工作物の立面積に対する割合によって基準が適用されます。色彩基準による規制対象となる「基調色」及び「強調色」は以下のように定義付けられます。

### 立面積

周囲から視認可能な建物の壁面及び屋根の面積の合計です。

### 屋根の基調色\*

屋根の基調となる色で、屋根の多くの面積を占める色をいいます。景観計画においてマンセル値によって基準が定められています。勾配屋根では明度と彩度を低くすることで建物全体がバランス良く見えます。

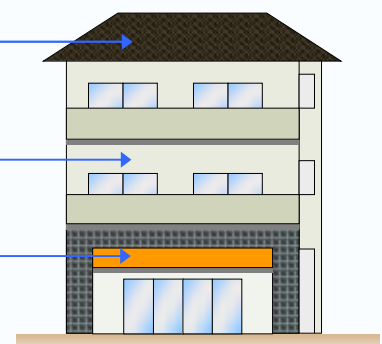
### 外壁の基調色

外壁の基調となる色で、外壁の多くの面積を占める色をいいます。景観計画においてマンセル値によって基準が定められています。建物外観のなかで大きな面積を占めるため、景観に大きく影響します。

### 強調色（屋根色は除く）

外壁のアクセントとして使用する色で、各面の立面積の10%以下の色をいいます。マンセル値による基準は定められていませんが、エリアや用途に応じて適切に用いる必要があります。

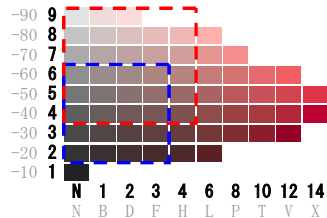
※陸屋根の上面など周囲から視認できない部分の色彩はマンセル値の基準の適用外です。ただし、眺望軸上の視点場から俯瞰して見える場合には、その色彩に配慮が必要です。



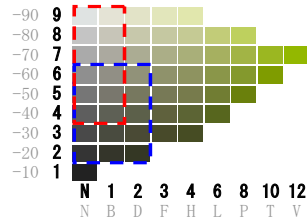
まちなかエリア

まちなかエリアでは以下の範囲の色彩を推奨します。

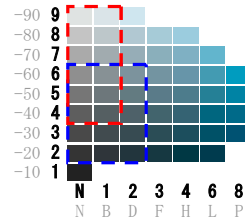
赤(5R・05)



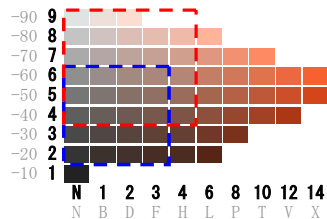
黄緑(5GY・35)



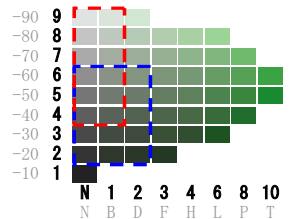
青(5B・65)



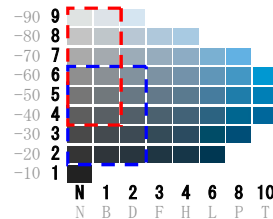
赤(10R・09)



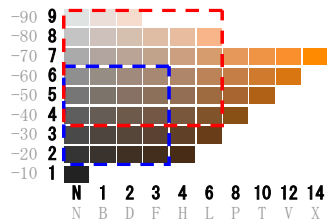
黄緑(10GY・39)



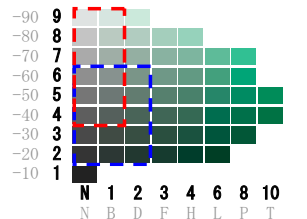
青(10B・69)



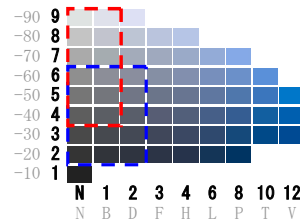
黄赤(5YR・15)



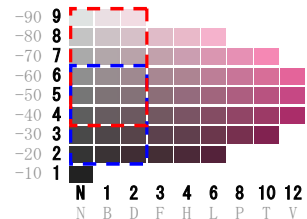
緑(5G・45)



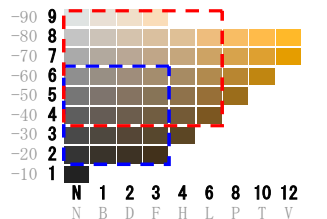
青紫(5PB・75)



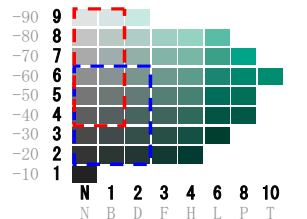
赤紫(5RP・95)



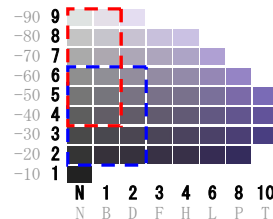
黄赤(10YR・19)



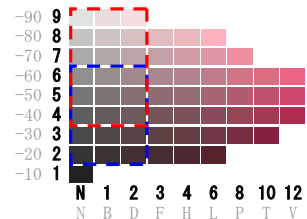
緑(10G・49)



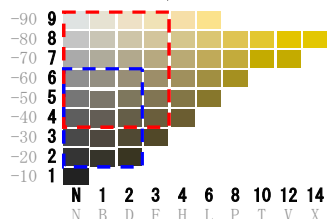
青紫(10PB・79)



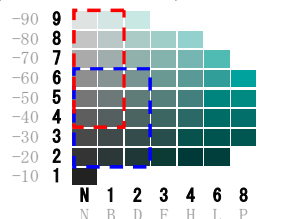
赤紫(10RP・99)



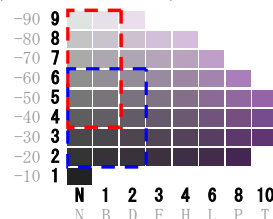
黄(5Y・25)



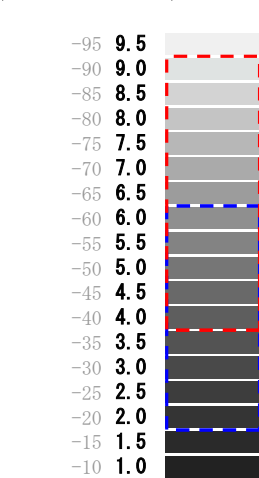
青緑(5BG・55)



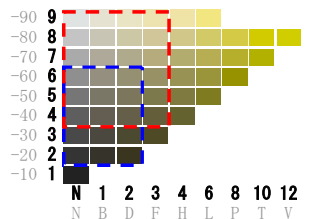
青紫(5P・85)



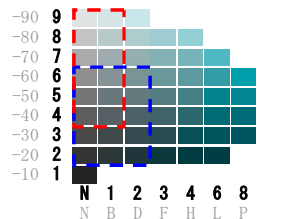
無彩色(N)



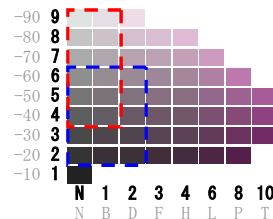
黄(10Y・29)



青緑(10BG・59)



紫(10P・89)



  使用を推奨する外壁の基調色  
  使用を推奨する屋根の基調色

**対照表の見方**

色相(マンセル値・日本塗料工業会色票番号\*)

右列: マンセル値  
左列: 日本塗料工業会色票番号

↑ 明度 ↓  
← 彩度 →

上段: マンセル値  
下段: 日本塗料工業会色票番号

＜日本塗料工業会色票番号への変換例＞

マンセル値                      色票番号  
5R 3 / 8 ⇒ 05 -30 P  
色相 明度 彩度                      色相 明度 彩度

特に景観になじみやすい色相

※これらはエリアごとの推奨基準です。  
色彩の遵守基準については、景観計画をご確認ください。

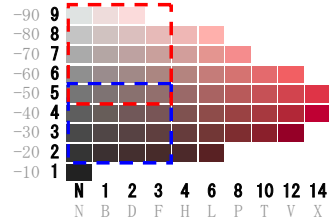
※日本塗料工業会色票番号：塗装色を決める際に用いられる色見本の番号です。  
※印刷した資料であるため、実際の色合いとは異なります。  
この表は全ての色相・彩度・明度を網羅したものではありません。

## 田園エリア

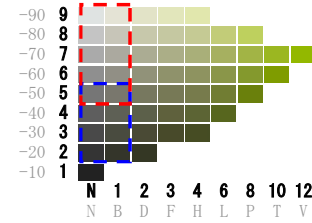
## 山麓・山間部エリア

田園エリア及び山麓・山間部エリアでは以下の範囲の色彩を推奨します。

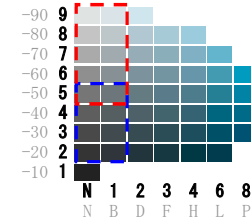
赤(5R・05)



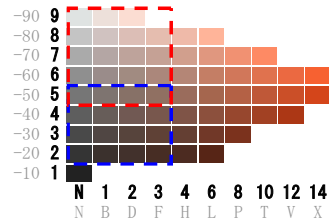
黄緑(5GY・35)



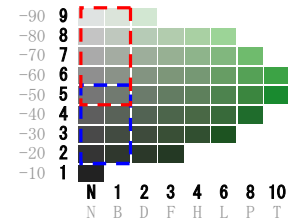
青(5B・65)



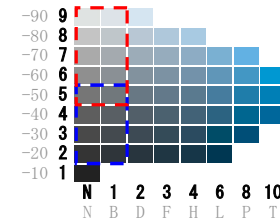
赤(10R・09)



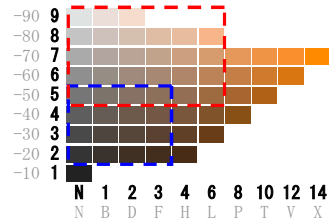
黄緑(10GY・39)



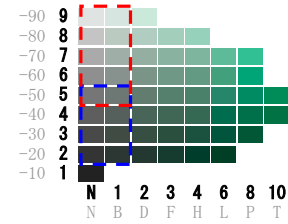
青(10B・69)



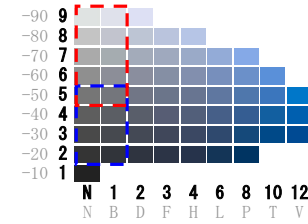
黄赤(5YR・15)



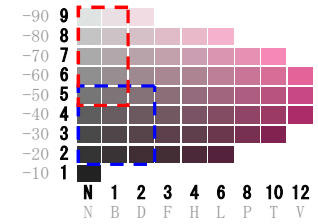
緑(5G・45)



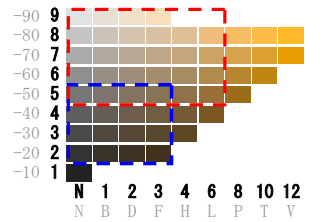
青紫(5PB・75)



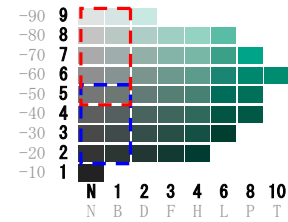
赤紫(5RP・95)



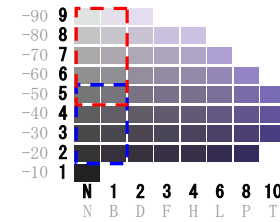
黄赤(10YR・19)



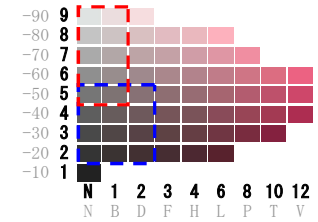
緑(10G・49)



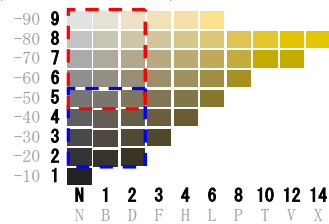
青紫(10PB・79)



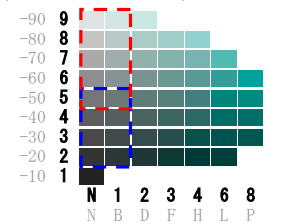
赤紫(10RP・99)



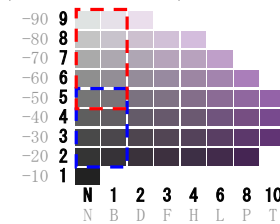
黄(5Y・25)



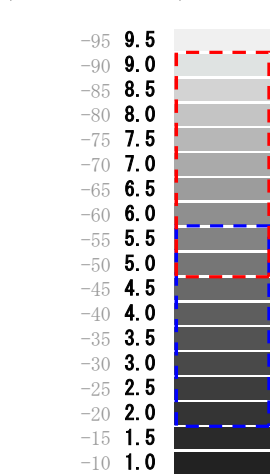
青緑(5BG・55)



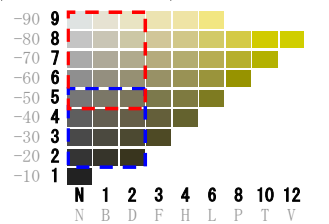
青紫(5P・85)



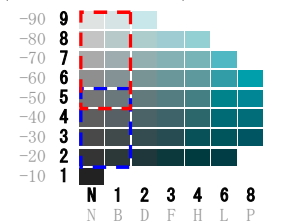
無彩色(N)



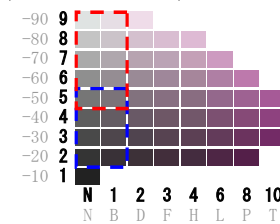
黄(10Y・29)



青緑(10BG・59)

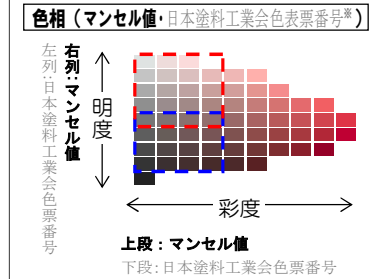


紫(10P・89)



- 使用を推奨する外壁の基調色
- 使用を推奨する屋根の基調色

### 対照表の見方



＜日本塗料工業会色票番号への変換例＞

マンセル値                      色票番号  
 5R 3 / 8 ⇒ 05 -30 P  
 色相 明度 彩度                      色相 明度 彩度

特に景観になじみやすい色相

※これらはエリアごとの推奨基準です。  
 色彩の遵守基準については、景観計画をご確認ください。

※日本塗料工業会色票番号：塗装色を決める際に用いられる色見本の番号です。  
 ※印刷した資料であるため、実際の色合いとは異なります。  
 この表は全ての色相・彩度・明度を網羅したものではありません。

## コラム③ マンセル値の定義と属性ごとの特性

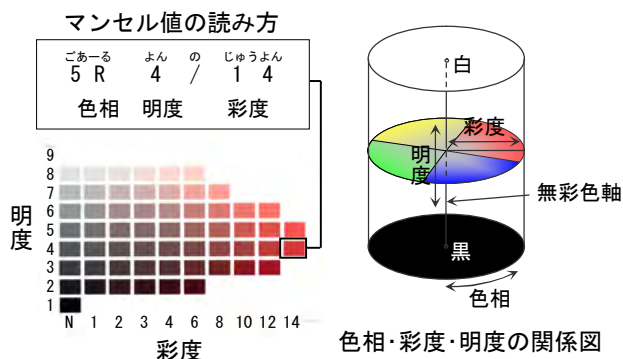
### ■マンセル値の定義

マンセル値とは、日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による色彩の表し方です。色相、明度、彩度の色の3属性によって全ての色彩を表すことができます。

**色相**（色あい）：10の色相によって色の様相を表します。  
無彩色（白やグレーなどの色味のない色）はNで表します。

**明度**（明るさ）：色彩の明るさを示します。完全な黒を明度0、完全な白を明度10としています。

**彩度**（鮮やかさ）：色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなりますが、色相により彩度の上限は異なります。



### ■色彩の属性ごとの特性

色彩の3属性を考慮することでバランスよい色の組み合わせとすることができます。

#### 色相

屋根色と壁面色の色相を合わせることで色彩同土が調和して見えます。（色相調和）



類似した色相の組み合わせは調和して見えます。

色相が大きく異なる色の組み合わせはちぐはぐな印象になります。

#### 明度

明度の差が極端に大きい建築物や、反対に全面が同色で明度の差がない建築物は色彩の基準内であっても違和感を与えることがあります。



明度のバランスが極端な例

⇒色彩・意匠の工夫によってほどよい明度の差をつけることが重要です。

#### 彩度

建築物や工作物の色彩の彩度を抑えることで、自然の色彩を引き立てることができます。

彩度	色見本	色彩の性質	使用例
高彩度色		<ul style="list-style-type: none"> <li>高彩度色は主張が強く、自然の色彩を阻害します。</li> <li>草花やインテリアなどの移動が容易なものや、標識や信号などの目を引く必要のあるものの色として用いられます。</li> <li>建築物や広告物への使用には適していません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草花</li> <li>交通標識</li> </ul>
中彩度色		<ul style="list-style-type: none"> <li>安曇野の自然を構成する樹木や稲の葉色です。</li> <li>季節に応じて移り変わる色彩です。</li> <li>建築物などの周辺に紅葉する落葉広葉樹を植えることで彩りを添えることができます。</li> <li>強調色(アクセントカラー)や広告物の色彩として用いる場合は、周囲の環境を阻害しないように配慮が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新緑・紅葉</li> <li>初夏の水田</li> <li>建築物のアクセント</li> </ul>
低彩度色		<ul style="list-style-type: none"> <li>土や石などの、長い時間変化しないものの色であり、伝統的に建築物に用いられてきました。</li> <li>自然の色彩を引き立てる色です。</li> <li>低彩度色を基調色として用いることで、景観に調和する建築物・工作物とすることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠くの山並み</li> <li>建築物の屋根・壁面</li> </ul>

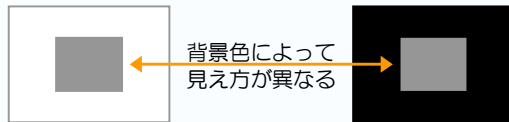
## コラム④ 色彩選びに失敗しない工夫

建築物や工作物の色彩は、背景となる景観の色彩、時間や天候などによって見え方（見た目の印象）が異なります。こうした点を考慮して慎重に色彩を選ぶことが大切です。

### ■背景色による見え方の違い

同じ色であっても、背景となる景観の色によって見え方が異なります。（下図参照）

樹林に囲まれた場所と、住宅に囲まれた場所ではなじみやすい色が異なりますので、その場所に合った色彩を選ぶことが重要です。



### ■光の当たり方による見え方の違い

建築物や工作物の色彩は時間や天候の移り変わりに伴って、見え方が大きく変化します。

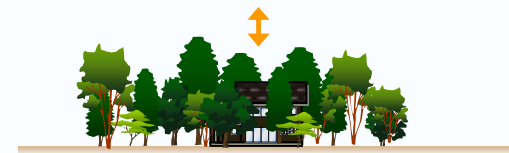
色彩を選ぶ際には、面積の大きな色見本を用い、屋外で時間や天気の変化による見え方の違いを確認することが重要です。

光による陰影をうまく意匠に取り入れることで壁面の表情が豊かになり、対象を美しく見せることもできます。

### <全体の明度が低い建築物の見え方>



住宅に囲まれた場所では突出して見える



樹林に囲まれている場所ではなじんで見える



光の当たり方によって色の見え方が変化する  
⇒明度の高い大規模な平滑面は光の影響を特に受けます。壁面の分節化によって陰影を付け、圧迫感を軽減することができます。（p.15 参照）

### ■建築物の慣例色

かつては石や木材など建築材料の種類が限られていたため、建築物の色彩も自ずと同じ色相で統一されてきました。このような色彩は「慣例色」と呼ばれ、一般的には景観になじみやすく、落ち着いた印象を与えます。マンセル値では5YR～5Yの色相で、彩度は4以下の範囲になります。

また、漆喰や和瓦などの無彩色の素材は、完全なグレーではなく、多少の黄味が含まれています。

慣例色をうまく取り入れることも色彩選びに失敗しない工夫の1つです。

### <伝統的に用いられてきた建築材料の色>



屋根：土の色  
柱・建具：木の色  
壁：土や漆喰の色  
塀：石の色  
⇒彩度・明度ともに低く景観になじみやすい



5YR～5Y系や無彩色の建築材料は現在も多くの建築物で用いられています。

### ■自然景観の色彩

自然景観の色彩は、きめ細かい陰影やグラデーションがあるため、実際はイメージよりも彩度・明度ともに低くなります。

「水」なら青、「草木」なら緑など自然をイメージした色彩であっても、人工的な色彩は自然景観の色彩と見え方が大きく異なるため、そうした色彩を安易に用いるとかえって景観を損ねてしまいます。

### <鮮やかな緑色で塗られた工作物の例>



安易な色彩の選択は自然景観を損ねてしまいます。

<自然の色の例> 季節ごとに自然の色彩は大きく変化します。



新緑の色  
(5Y 8/4)



水田の色  
(5GY 5/4)



稲の色  
(2.5Y 7/6)



紅葉した山並みの色  
(7.5YR 6/4)

※（ ）内のマンセル値はおおよその値です。

### (3) 周囲のしつらえ

#### ① 緑化



遠距離～中距離 (150 m以上)



--- 壁のように連なって見える緑

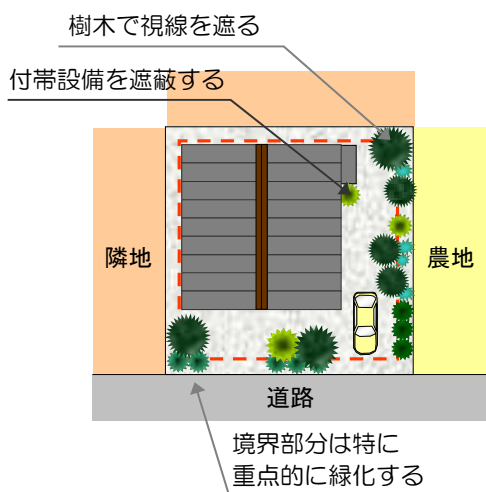
#### □ 確認1 緑の連続性への配慮

● 緑のつながりをつくり、周辺環境と調和するようにしましょう。

- ⇒ 既存の樹木や樹林を活かしましょう。
- ⇒ 農地や道路と接する部分は生垣としましょう。
- ⇒ 高木や中高木を使用し、立体的な植栽としましょう。



近距離 (150 m) ～ 15 m



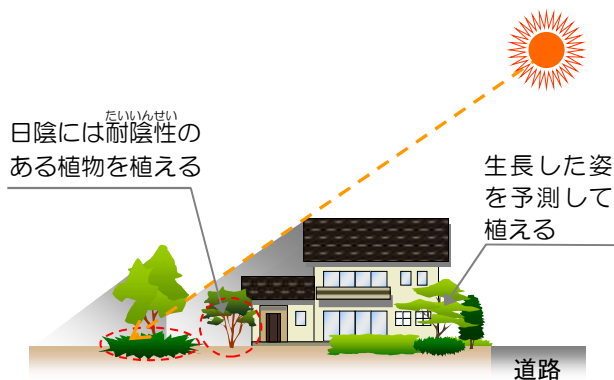
#### □ 確認2 樹木の効果的な配置

● 隣接する土地の用途を考慮し、目的に応じた樹木の配置を行いましょ。

- ⇒ エリアごとに定めた緑化率を満たすようにしましょう。
- ⇒ 外側から建物がむき出しに見えないよう、敷地境界から2m以内の場所は特に重点的に緑化しましょう。
- ⇒ 付帯の設備や工作物の周りも緑化しましょう。



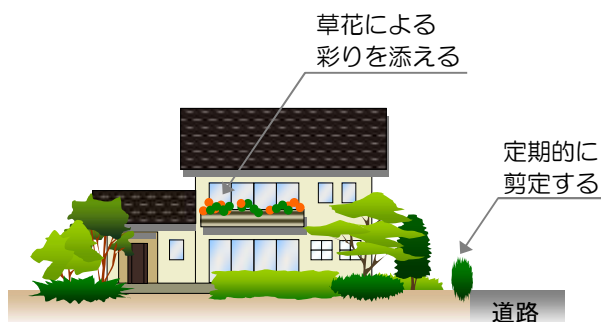
至近距離 (15 m) ～ 0 m



#### □ 確認3 場所に合った樹種の選択

● 植える場所の環境にあった樹木を選択しましょう。

- ⇒ 日当たり・土質・水はけを考慮しましょう。
- ⇒ 植物の生長速度や樹形を考慮しましょう。
- ⇒ 花や紅葉による季節ごとの変化を確認しましょう。



#### □ 確認4 適切な育成管理の実施

● 適切な管理を行い、よい緑化空間を保てるようにしましょう。

- ⇒ 必要に応じて水やりや施肥を行いましょ。
- ⇒ 農地や道路まで枝が張り出さないよう、定期的に剪定を行いましょ。
- ⇒ 季節の草花による彩りを添えましょ。
- ⇒ 維持管理を継続し、緑を育てていきましょ。

まちなかエリア

■まち並みの連続性

- 草花や樹木を沿道に植え、まち並みの賑わいや連続性を演出しましょう。
- 花や実のなる樹木を積極的に取り入れましょう。
- 緑のカーテンやハンギングバスケットなど、狭い面積でも可能な緑化方法を取り入れましょう。

※植物の手入れや雑草抜きをこまめに行い、綺麗な状態を保ちましょう。



建物前面部への緑化によるにぎわいの演出

田園エリア

■田園環境との調和

- 農地や道路に面した塀は生垣とするよう努めましょう。
- 既存の樹木をできる限り活かし、やむを得ず伐採する場合は、代替する樹木を植えましょう。
- 高木は大きく生長できるように、広く植栽空間をとりましょう。

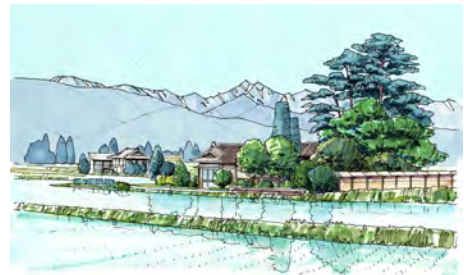
■屋敷林の維持

- 安曇野の田園風景を代表する資源として大切に守り育てましょう。
- 建築物の新築・改築などの際は、できるだけ伐採しないようにしましょう。
- 適切な管理を施し、良好な生育環境を保ちましょう。

※庭の樹木は、農地や道路まで枝が張り出すことのないよう、定期的に剪定を行うなど適切に管理しましょう。



境界部に高木を多く用いた植栽



適切な管理による屋敷林の維持

山麓・山間部エリア

■自然環境への配慮

- 既存の樹林・樹木を活かし、新たに植物を植えるときは在来種を用いましょう。
- 外来の園芸植物は地植えせず、できるだけ植木鉢などに植えましょう。
- 法面や擁壁は周囲に植物を植えて景観になじませましょう。(具体的方法は p. 36 参照)

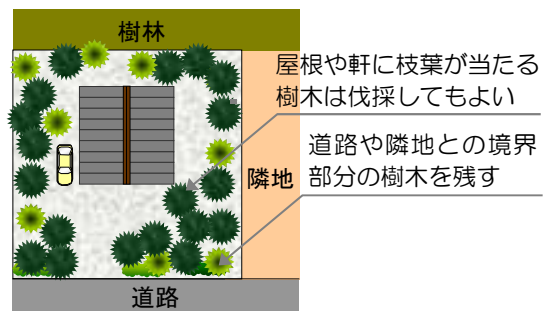
■樹林の保全

- 道路や隣地との境界部分の樹木は残しましょう。
- 適度な間伐を施し、樹木が鬱蒼と生い茂ることのないようにしましょう。
- 生育不良の樹木や、地域に自生していない樹木を優先的に間伐しましょう。

※林床に光を入れることで、ヤマツツジやレンゲツツジ、その他自生の花を咲かせることができます。

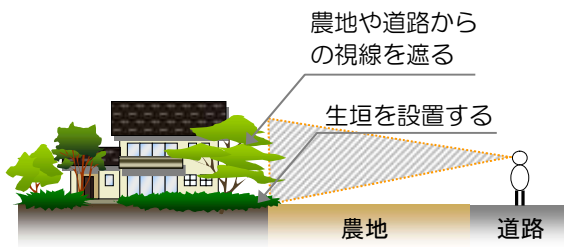


道路沿いの樹林を残して建物を遮蔽



■隣地境界への重点的な緑化

- 道路や農地に面する敷地境界には生垣を設置し、遠方から建物がむき出しにならないようにしましょう。
- 高木や中高木を使用し、立体的な植栽としましょう。
- 農地の南側では日照に配慮し、大きくなりすぎない樹種を用いましょう。



■連続的な植栽

- 敷地の外周部には高木を用いた連続的な植栽を行いましょう。
- 周囲の街路樹などと共通した要素を用い、一体的な整備を行いましょう。
- 花や紅葉の美しい樹木を積極的に取り入れましょう。



生垣と高木を用いた立体的な植栽の例

■生垣の設置の工夫

- 塀や柵を設ける場合は道路境界からそれらを後退させて、前面部を植栽しましょう。
- 植栽スペースが十分にとれない場所では塀や柵への壁面緑化を行いましょう。



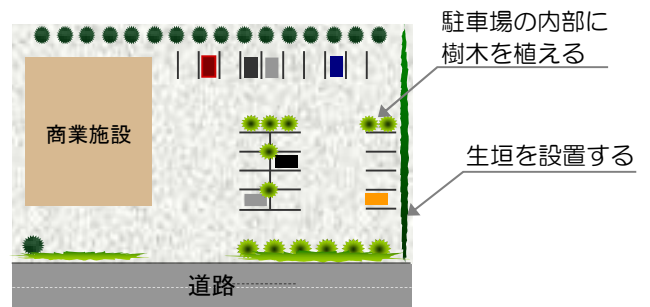
低木と中木を組み合わせ、基部に自然石を用いた生垣



モッコウバラで表面を覆ったコンクリート塀

■駐車場への植栽

- 見通しに配慮しながら、駐車場への植栽を行いましょう。
- 大規模な駐車場は駐車スペースの間に植栽地を設けましょう。



■将来の生長を見据えた緑化

- 植物の生長を阻害しないよう、十分な広さの植栽スペースを確保しましょう。
- 高木は適正な間隔で植え、過密にならないようにしましょう。
- 目標とする高さやボリュームに合わせて樹種を選択しましょう。
- 良好な生育環境を維持するため、適切な管理を行ないましょう。



将来の植栽量の目安となる  
緑化率の設定  
(25 ページ ポイント 11 参照)



▼ 植栽から 10 年後



樹木の生長による景観の向上

■緑化率の推奨基準

エリアごとに敷地面積に対する緑化率の目安を設定します。

まちなかエリア	20%以上
田園エリア	30%以上
山麓・山間部エリア	45%以上

※緑化率は、長期の視点で、最終的に目指す目安とする数値で、竣工の時点で、この数値を満たすことを求めるものではありません。

※敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の特定工場に関しては「工場立地法」によって敷地面積に対する一定割合以上の緑地の確保が義務付けられているため、法に基づく緑化率(算定方法を含む)が優先されます。

※CASBEE(建築環境総合性能評価システム)による緑化面積の算出を行う場合は、レベル3以上であれば緑化率を満たしているものとみなします。

**緑化率 =  $\frac{\text{緑化点数}^{\ast 1} \text{の合計}}{\text{空地面積}^{\ast 2}} \times 100$**

※1 植栽の種類に応じ設定した係数を植栽の数量に乗じて算出した値

※2 敷地面積から建築面積及び敷地延長面積<sup>※3</sup>を除いた面積(以下「建物等面積」という。)

※3 旗竿状の敷地で、建築基準法上の接道義務を満たすために設けられた通路部分(幅員3.0m以下部分に限る)の面積

立面図



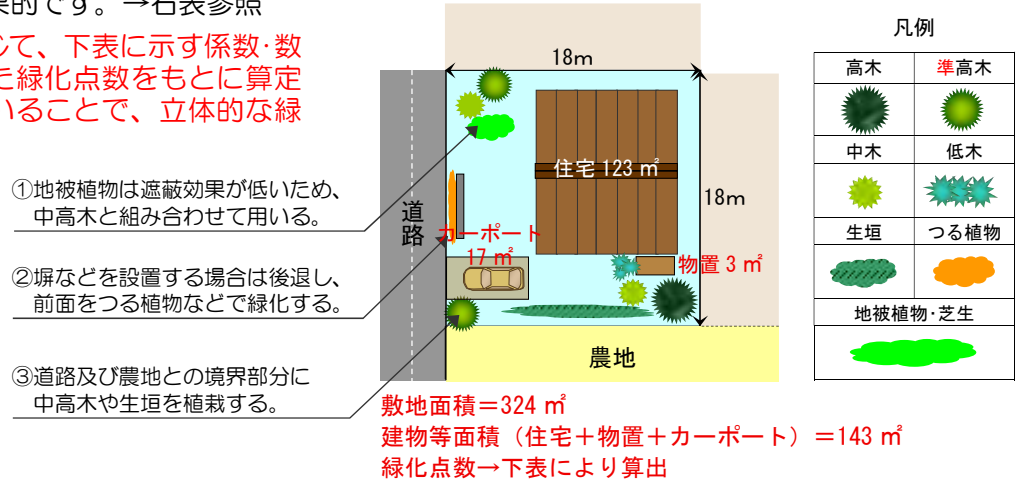
農地との境界部に生垣を設置した立体的な緑化  
⇒景観になじみやすい



芝生などの地被植物を一面に用いた平面的な植栽  
⇒景観になじみにくい

- 緑化によって景観を向上させるためには、敷地境界における中高木を用いた立体的な緑化がより効果的です。→右表参照
- 植栽の種類に応じて、下表に示す係数・数量により算出した緑化点数をもとに算定した緑化率を用いることで、立体的な緑化を推進します。

平面図



<緑化点数の算出例>

分類 <sup>※1</sup>	係数 <sup>※2</sup>	数量	緑化点数	備考 (植栽時の樹高等の要件)
高木	13.0	1 本	13.0	高さ 4m以上
準高木	9.0	1 本	9.0	高さ 2.5m以上 4m未満
中木	4.0	2 本	8.0	高さ 1m以上 2.5m未満
低木	0.3	1 本	0.3	高さ 1m未満
生垣	1.5	10 m	15.0	高さ 1m以上 ※幅が 1m以上の場合、幅 1m超の部分は水平投影面積で算出
つる植物	0.5	5 m	2.5	垂直方向に生育する木本・多年生草本のみ
地被・芝生	1.0	3 ㎡	3.0	木本・多年生草本のみ <sup>※3</sup> 水平投影面積で算出
合計			59.8	

※1 既存樹木も緑化面積の算定対象となります。

※2 樹木などの種類ごとに設定された点数は将来的に生長が見込まれる樹冠面積または水平投影面積に相当します。

※3 一年生草本は緑化面積の算定対象としません。

- 立地場所：田園エリア (緑化率：30%以上)
- 敷地面積：324 ㎡
- 建築等面積：143 ㎡

緑化率 =  $\frac{59.8(\text{緑化点数})}{324 \text{ ㎡}(\text{敷地面積}) - 143 \text{ ㎡}(\text{建築等面積})} \times 100$

≒ 33.0% ≥ 30%

⇒当該エリアの緑化率の基準を満たす

気候条件や植栽場所に考慮して樹種を選びましょう。

■気候条件

- ・安曇野市は気温が低く、降水量が少ない内陸性の気候です。冬の気温はマイナス 10° 以下まで下がることもありますので、耐寒性のある樹木が生育に適しています。
- ・冬は乾燥し、非常に強い季節風が吹くため、昔からの集落では住宅の周囲に防風林が設けられています。防風林にはスギやケヤキ\*などの大木となる樹木がよく用いられています。

\*ケヤキは安曇野市の木に指定されています。

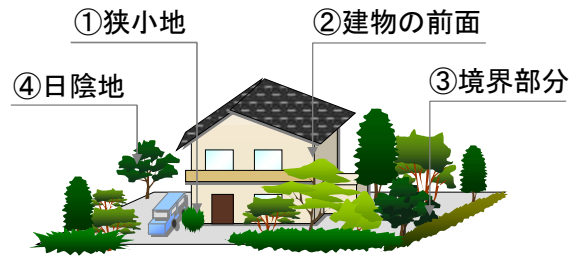
＜穂高の気象データ＞

(1991年～2020年の平均値)

- ・気温 年間平均気温 11.8℃  
夏季最高気温 31.1℃  
冬季最低気温 -5.3℃
- ・降水量年合計 1,108.7 mm
- ・日照時間年合計 1,874.1 時間

■植栽場所

- ・植栽場所に合わせて樹種を選択することで植物が健全に生育でき、管理の負担も軽減されます。
- ・「隠す」ための樹木と、「見せる」ための樹木をバランスよく植えることにより、建築物を美しく見せることができます。
- ・玄関まわりなどの、植栽スペースが確保しにくい場所では、大型の植木鉢などを用いることで手軽に緑化を行うことができます。



①狭小地

生育速度の遅い樹木や低木による植栽やつる植物などを用いた壁面緑化が適しています。

生育速度の遅い樹木の例



②建物の前面

建物の顔となる場所であるため、花や実、紅葉が楽しめる落葉広葉樹が適しています。

季節変化が楽しめる樹木の例



③道路や農地との境界部分

遠方から見える部分では葉が密につく常緑の中高木が適しています。

目隠しに適した樹木の例



④日陰地

耐陰性の強い樹木が適しています。常緑広葉樹は耐陰性が強いものが多いです。

耐陰性のある樹木の例



⑤湿地

地下水位が高く、常に湿っている場所では耐湿性の高い樹木が適しています。

耐湿性のある樹木の例



⑥砂地

透水性が高く、肥料分が少なくなるため、強健な樹木が適しています。

砂地に耐える樹木の例



※上記の樹木の他にも、安曇野の気候に合った樹木は多く存在します。28、29 ページの樹木の例などを参考に、目的に合った樹木を選んで下さい

扇状地の頂部や三川の合流部など特殊な水環境を有する場所では、樹種選択が特に重要となります。

## コラム⑤ 緑化のもたらす様々な効用・効果

植物には環境を改善する効果があり、景観を守るとともに、快適な暮らしをつくる面でも非常に重要なはたらきをします。

### ■緑のカーテンによる省エネルギー

- 緑のカーテンの設置などによって涼しい空気を室内にとりこむことでエアコンの使用時間を短くすることができます。

⇒1日に3時間のエアコン使用を控えると、冷房必要期間で約1200円\*の節約になります。

\*設定温度28℃の場合、冷房必要期間において約57kWhの節電（中部電力による試算）



ゴーヤを用いた緑のカーテン

### <緑のカーテンなど壁面緑化に用いる植物の例>

#### 一年生草本



ゴーヤ



アサガオ



ルコウソウ



フウセンカズラ



モッコウバラ

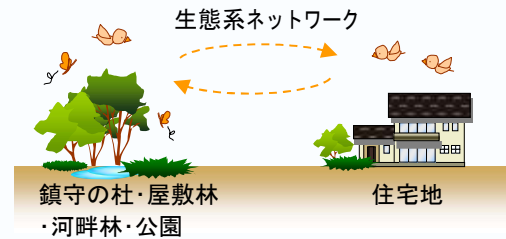


クレマチス

#### 多年生草本・木本

### ■鳥や蝶が集まる庭づくり

- 庭先に鳥や蝶の好む樹木を植えたり、落ち葉で堆肥をつくることにより、自宅の庭が生態系ネットワークの一部として大きな役割を果たします。
- 蝶の幼虫は、その種類によって食べる植物(食草)が決まっているため、それぞれが好む植物を植えることで蝶を呼び寄せることができます。



### <鳥や蝶が好む植物の例>

#### 鳥が好む植物



イチイ

⇒ヤマガラ、メジロ



ナナカマド

⇒ツグミ、カケス



ヤマボウシ

⇒ヒヨドリ

#### 蝶が好む植物



サンショウ

⇒クロアゲハ



ホトトギス

⇒ルリタテハ



ツワブキ

⇒キタテハ、キチョウ

### ■水の上手な利活用

- 植物の水やりに雨水や農業用水を使用することで限りある水資源を有効活用することができます。
- 雨水タンク\*に水を貯めておくと、災害時の非常用水としても利用できます。
- 農業用水はかんがい用水としての役割だけでなく、防火用水や消流雪用水、生態系の保全の機能を有し、景観形成上も大きな役割が期待されます。

\*雨水タンクなどの雨水貯留施設の設置に対する補助金交付事業を行っています。詳細は市のホームページでご確認ください。(令和3年3月時点)



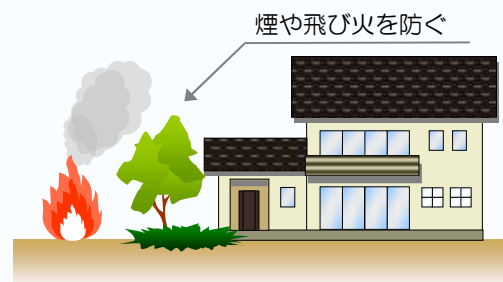
雨水タンクの設置



農業用水の存在

### ■火災など災害時の安全確保

- 住宅の周囲に樹木を植えることで火災による延焼防止に役立ちます。
- ミズナラ、ナナカマド、アオキ、ヤツデなどの水分を多く含む樹木が防火樹に適しています。
- 20年以上が経過したコンクリートブロック塀は地震による倒壊などの危険性が懸念されます。



## コラム⑥ 安曇野の環境に適した植物の例 (48種)

安曇野は年間を通じて気温が低いため、落葉広葉樹や常緑針葉樹が生育しやすい環境です。そのような環境に適した植物の例をまとめました。

	高木 (成木の高さ 10m 以上)		高木	中高木
	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常に大きくなるため、商業施設や工業施設向き</li> <li>大きく生長するので十分な植栽スペースが必要</li> <li>常緑樹・落葉樹をバランスよく配置する</li> <li>敷地外への日陰の影響を考慮する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>シンボルツリーとしての使用に適している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生長速度が比較的ゆるやかで育てやすい</li> <li>目線の高さに葉が茂るため遮へい効果が高い</li> </ul>
<b>常緑針葉樹</b> <特徴> ・耐寒性が強い ・冬期に落葉しない ・濃い緑色の葉をもつ	<b>アカマツ</b> (乾) 山麓の松林を構成する 	<b>スギ</b> (湿) 屋敷林に用いられる 	<b>イチイ</b> (陰 遅 生 防) 背の高い生垣に向く 	<b>コノテガシワ</b> (生 株) 洋風の家にも合う 
	<b>常緑広葉樹</b> <特徴> ・耐陰性が強い ・冬期に落葉しない ・厚いつやのある葉をもつ	<b>シラカシ</b> (陰 生 実 防) 背の高い生垣に向く 	<b>ユズリハ</b> (陰 防) 縁起木として用いる 	<b>キンモクセイ</b> (湿 生 花 株) 花の香りが良い 
<b>落葉広葉樹</b> <特徴> ・耐寒性が強い ・冬期に落葉する ・薄くて広い葉をもつ ・花・実・紅葉など、四季ごとの変化を楽しむ		<b>ケヤキ (市木)</b> (紅葉) 屋敷林に用いられる 	<b>ブナ</b> (陰 紅葉) 紅葉が美しい 	<b>ナナカマド</b> (実 紅葉 防) 紅葉が美しい 
	<b>カツラ</b> (湿 紅葉) ハート型の葉をもつ 	<b>シダレヤナギ</b> (湿 株 防) 湿地を好む 	<b>コブシ</b> (陰 湿 花) 白い花が咲く 	<b>カリン</b> (花 実 株) 花と樹皮が美しい 
	<b>シナノキ</b> (湿 紅葉) 花の香りが良い 	<b>エゴノキ</b> (花 実 紅葉) 白い小さな花が咲く 	<b>ネムノキ</b> (やせ 乾 花) 強健で育てやすい 	<b>イロハモミジ</b> (湿 紅葉) 紅葉が美しい 
	<b>シラカンバ</b> (湿 紅葉) 白い樹皮が美しい 	<b>ヤマザクラ</b> (花 紅葉) 桜の中では寿命が長い 	<b>ヤマボウシ</b> (乾 花 紅葉) 赤い実は食用になる 	<b>ナツツバキ</b> (花 紅葉) 花と樹皮が美しい 

※下表の植物以外にも、長野県林務部策定の「居住地の緑化ガイドライン(平成21年3月)」の「長野県にふさわしい緑化木」などをご参照ください。

<b>凡例</b>	生 生垣に適している
陰 日陰に耐える	花 綺麗な花が咲く
乾 乾燥に耐える	実 実がなる
湿 湿地に耐える	紅葉 紅葉を楽しめる
やせ やせ地でもよく生育する	防 防火樹・耐火樹
遅 成長が遅い	株 外来種

	低木			多年生つる植物
<b>落葉広葉樹</b> <特徴> ・寒さに強い ・冬期に落葉する ・薄くて広い葉をもつ ・花・実・紅葉など、四季ごとの変化を楽しめる	<b>ヤマアジサイ</b> 陰 花 様々な園芸品種がある 	<b>ニシキギ</b> 陰 生 紅葉 紅葉が非常に美しい 	<b>コムラサキ</b> 生 実 観賞用の紫の実がなる 	<b>フジ</b> 乾 やせ 花 日光を非常に好む 
	<b>ドウタンツツジ</b> 生 花 花と紅葉が楽しめる 紅葉 	<b>ヤマツツジ</b> 生 花 株一面に花が咲く 	<b>ヤマブキ</b> 生 花 山吹色の花が咲く 	<b>アケビ</b> 陰 生 花 果実は食用になる 
	<b>ユキヤナギ</b> 生 花 白い花が房状に咲く 	<b>ミヤギノハギ</b> やせ 花 強健で育てやすい 花 	<b>ウツギ(ウノハナ)</b> 花 紅葉 白い花が咲く 	<b>ツタ</b> 陰 実 紅葉 紅葉が美しい 
	<b>アオキ</b> 陰 湿 生 実 防 耐陰性が強い 防 	<b>アセビ</b> 花 生 白や薄桃色の花が咲く 	<b>マサキ</b> 陰 遅 生 防 葉色が美しく生垣向き 	<b>サネカズラ</b> 陰 花 実 赤い実がなる 
<b>多年生草本            地被植物            (グラウンド            カバープランツ)</b> <特徴> ・地面を覆うように生育する ・樹木の足元に植えることで土はねや乾燥、雑草を防ぐ ・斑入りの葉や花など、鮮やかな色彩をもつ	<b>ギボウシ</b> 陰 花 耐陰性が強い 	<b>ツワブキ</b> 陰 花 葉軸は食用にもなる 	<b>ユキノシタ</b> 陰 湿 花 白い花が咲く 	<b>ミソハギ</b> 湿 花 湿り気を好む 
	<b>トクサ</b> 湿 乾 陰 個性的な形の葉を持つ 	<b>ショウマ(アスチルバ)</b> 花 洋風にも和風にも合う 	<b>シダ類</b> 湿 陰 様々な葉の形・大きさ 	<b>ウラハグサ(フウチソウ)</b> 陰 明るく涼しげな葉色 

### (3) 周囲のしつらえ

## ② 付帯の設備・工作物



#### □ 室外機・供給設備（給水・給湯・燃料）

● 建築物に付帯する設備は周囲から見えにくい場所に設置しましょう。

##### <設置方法>

- ・ 設備はできる限りまとめて設置しましょう。
- ・ 建築物の意匠に組み込むようにしましょう。

##### <遮へい方法>

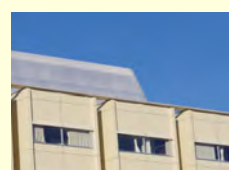
- ・ 室外機など<sup>※1</sup>は囲いを設置するよう努めましょう。
- ・ 屋上設備はルーバー<sup>※2</sup>などで遮へいしましょう。
- ・ 地上設備は樹木や生垣で遮へいしましょう。

※1 エアコンの室外機やガス給湯器などの給排気孔をふさがないよう注意しましょう。

※2 幅の狭い板を一定の間隔で取り付けた囲いのこと。



室外機に囲いを設置



ルーバーによる遮へい

#### □ 太陽光発電パネル・太陽熱温水器

● 屋根の形態・意匠に合わせた製品を用いましょう。

##### <設置方法>

- ・ 屋根の勾配と設置角度を合わせましょう。
- ・ 陸屋根に設置する場合は、架台が目立ちにくいようパラペットなどで遮へいしましょう。

##### <意匠>

- ・ パネルは低反射性のもので、色彩は低明度かつ低彩度で、模様が目立たないものを使用しましょう。
- ・ パネルの厚さや光沢を抑えた屋根の意匠になじむ製品を用いましょう。
- ・ 架台を用いる場合は景観になじむものにしましょう。



太陽光発電パネルは屋根勾配に合わせる



太陽光発電パネルを屋根勾配に合わせて設置



太陽熱温水器は景観になじみやすい架台を用いる

※安曇野市は年間日照時間が約 1,800 時間あるため、太陽光発電の費用対効果に優れています。

※住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金交付事業を行っています。詳細は市のホームページでご確認下さい。(令和3年3月時点)

#### □ 屋外階段・ベランダ

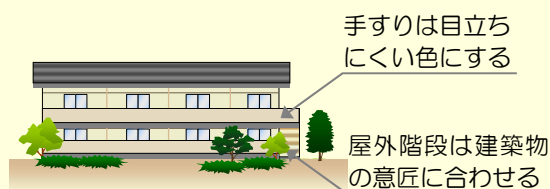
● 建築物の形態・意匠に合わせ、周囲から目立ちにくいようにしましょう。

##### <構造・配置>

- ・ 屋外階段は建築物の構造に組み込みましょう。
- ・ ベランダは内部が透けて見えない構造としましょう。
- ・ 高層の集合住宅などで、良好な景観の視対象となる側にベランダを設置する場合には、洗濯物が目立たないように物干し竿の位置などを工夫しましょう。

##### <意匠>

- ・ 建築物の意匠に合わせましょう。
- ・ 手すりやフェンスは目立ちにくい色彩にしましょう。



手すり壁の下に物干しを設置する

内部が透けて見えない構造とする

## □ 物置・車庫・自転車置場・屋外用ごみ箱

●建築物に合わせた形態・色彩にし、耐久性にも配慮しましょう。

### <設置方法>

- 建築物に組み込むか、壁面に隣接させましょう。
- 車庫は安全性に配慮して、見通しを確保しつつ、周囲を緑化しましょう。
- 立体駐車場は、敷地内の建築物と調和した配置としましょう。
- 屋外用ごみ箱などは沿道から見えにくい位置に設置しましょう。

### <意匠>

- 建築物に合わせた形態・意匠としましょう。
- 目立ちにくい色彩としましょう。
- 劣化しにくい素材を用いましょう。



## □ 塀・柵(フェンス)・門扉

●周囲になじみやすい素材・色彩を用い、塀や柵は植物と組み合わせましょう。

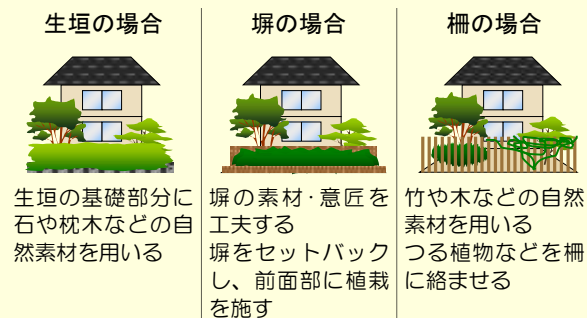
### <設置方法>

- 敷地の囲いはできるだけ生垣にしましょう。
- 塀や柵を設ける場合は、道路境界からそれらを後退させて、前面部に植栽しましょう。
- 角地では道路の見通しに配慮しましょう。

### <意匠>

- 高さを抑えたり、スリットを入れることで、圧迫感を軽減しましょう。
- 自然素材を積極的に用いるようにしましょう。
- 目立ちにくい色彩にしましょう。

### <設置の工夫の例>



## □ 照明機器

●適正な器具を使用し、周辺環境へ配慮しましょう。

### <設置方法>

- 必要以上の照明機器の設置は控えましょう。
- 上方に向けた投光は控えましょう。
- 農地や住宅地に対して強い光を向けないようにしましょう。

### <形態・機能>

- 昼間の景観に配慮した色彩・形態としましょう。
- 漏れ光※を防ぐ構造の機器を使用しましょう。
- センサーやタイマーによって点灯時間を調節できる機器を使用しましょう。

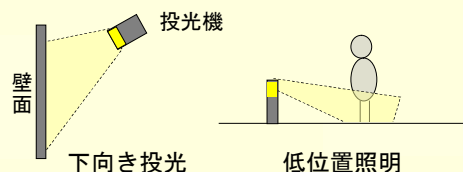
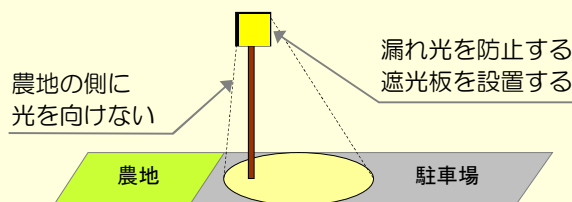
### <光源>

- 点滅光、動光及び着色光の使用は控えましょう。
- 周囲の景観と調和する色あいの光源を用いるようにしましょう。

※漏れ光:

目的とする照明対象範囲外に照射される光のことです。夜空の明るさや生態系、農作物の生育などに影響を及ぼす光害の原因となります。

### <漏れ光を抑える工夫の例>



### <特に配慮の必要な光源の種類>

(田園エリア、山麓・山間部エリアでの使用は原則禁止)



## 2 単独工作物その他

### (1) 単独工作物

#### ① 大規模工作物

##### □大規模工作物\*

●景観に配慮した配置とし、意匠や形態を工夫して威圧感や圧迫感を軽減しましょう。

##### <規模・配置>

- ・周囲のまち並みや自然景観と調和する規模にしましょう。
- ・良好な眺望を阻害しないように配置しましょう。
- ・敷地内に資材などを堆積する際は、整然と積みましょう。

##### <意匠>

- ・建築物と一体に建築を行う場合は、建築物に合わせた形態、意匠としましょう。
- ・壁面の意匠を工夫し、圧迫感を軽減しましょう。
- ・排気孔、階段、手すりなどの意匠は工作物全体の意匠に合わせてみましょう。

##### <素材・色彩>

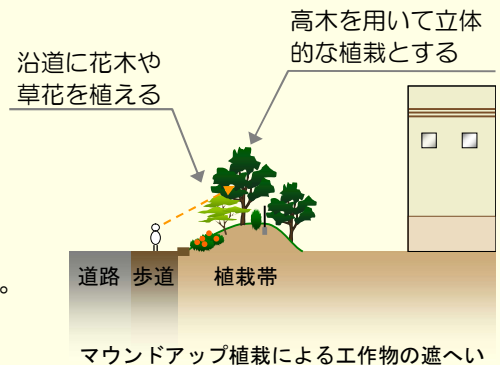
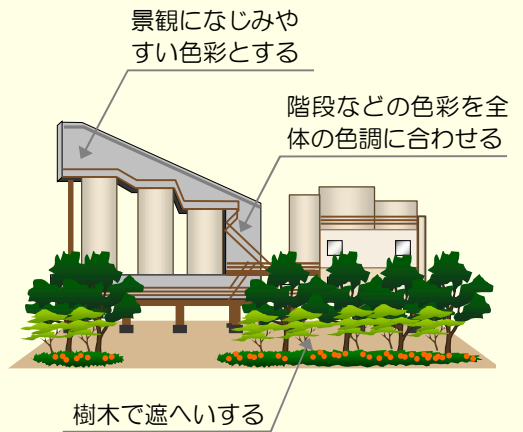
- ・耐久性の高い素材を用いましょう。
- ・大面積での反射光のある素材の使用は控えましょう。
- ・落ち着いた印象となる低彩度の色彩を用いましょう。

##### <緑化>

- ・眺望に配慮し、質の高い緑化を行いましょう。
- ・周囲に十分な植栽帯を設け、高木を用いて遮へいしましょう。
- ・人目につきやすい沿道部分では、花木の並木や花壇などをつくり、地域に良い景観を提供できるよう努めましょう。

※高さ10m超または築造面積20㎡超の工作物

- ①供給処理施設：配水場、下水処理場、ガスタンク、ごみ処理施設
- ②貯蔵施設：穀物サイロ、セメントサイロなどの貯蔵に用いる施設
- ③製造施設：コンクリートプラント、アスファルトプラントなどの工業製品などの製造に用いる施設



## ポイント 13 農業関連施設の意匠

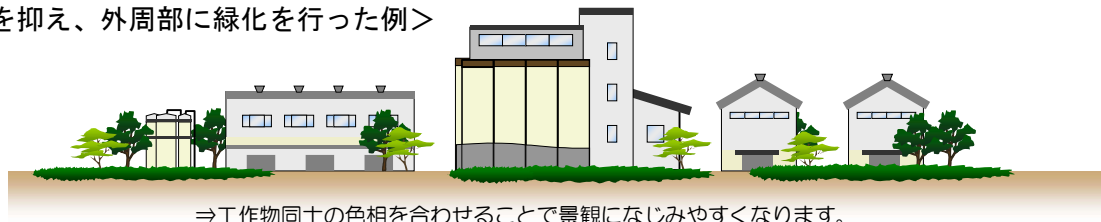
工

- ・農業関連施設は農地に近接して建てられることが多いため、景観への影響が特に大きくなります。
- ・敷地内に隣接する建築物と意匠を合わせ、過度に目立つことのないようにしましょう。
- ・農地に面する部分は特に重点的に樹木による遮へいを行いましょう。

##### <けばけばしい色を用いた例>



##### <色彩を抑え、外周部に緑化を行った例>



## (1) 単独工作物

### ② 柱・煙突・電波塔

### ③ 電気供給施設

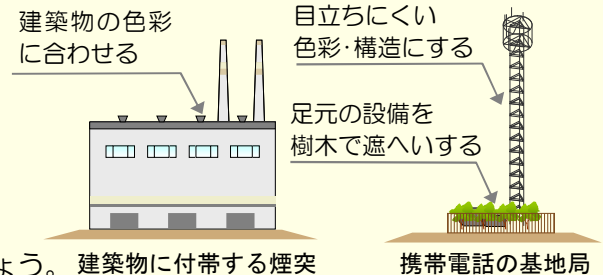
### ④ 太陽光発電施設

#### □ 柱・煙突・電波塔

●目立ちにくい構造、意匠とし、周辺景観に配慮しましょう。

##### <規模・配置>

- できるだけ高さを低く抑えましょう。
- 周囲から目立ちにくい場所に設置しましょう。
- 幅を狭くし、視線を分断しないようにしましょう。
- 携帯電話の基地局は、他社との共用化を検討しましょう。建築物に付帯する煙突



##### <意匠・素材>

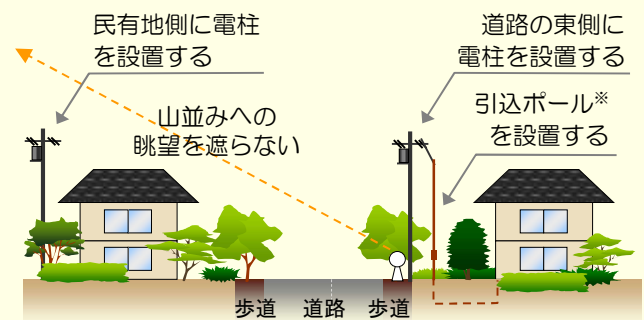
- 建築物と一体に建設を行う場合は、建築物の意匠と合わせましょう。
- 濃い茶色やグレーなどの目立ちにくい色彩にしましょう。
- 下部に設置する設備はむきだしにならないよう、生垣などで遮へいしましょう。
- アンテナ部分の形状は、できるだけ簡素な形態にしましょう。

#### □ 電気供給施設

●電柱類の設置場所や配線方法を工夫し、できるだけ目立たないようにしましょう。

##### <電柱の設置場所>

- 眺望に配慮して電柱類を設置しましょう。
- 電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにしましょう。
- 南北に走る道路では北アルプスへの眺望を配慮し、東側に設置するようにしましょう。



※電柱から電灯線や電話線などをまとめてポールで受け、地中から屋内に配線することのできる、一般住宅向けの設備です。  
→建築物に直接つながる架線がなくなるため、建築物の外観がすっきりとして見えます。電柱の地中化などに比べて費用負担も少なく、取り入れやすい方法です。

##### <電線の配線方法>

- 配線方法を工夫し、目立ちにくくしましょう。
- 軒下配線、裏配線などとするよう努めましょう。

#### □ 太陽光発電施設

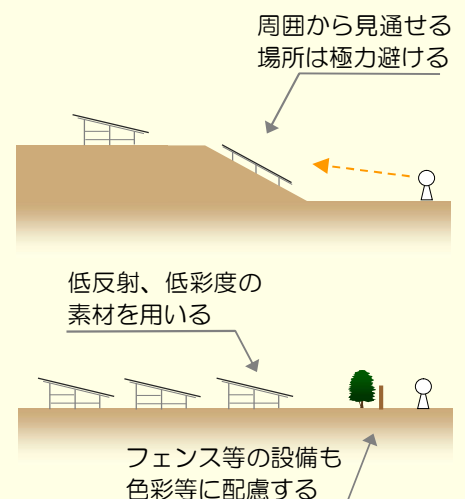
●設置場所に配慮し、目立たない規模・形態としましょう。

##### <配置・規模>

- 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽光電池モジュールを境界から一定距離後退させましょう。
- 周辺からの視界をさえぎらないよう高さを抑えましょう。

##### <意匠・材料等>

- 太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、規則性のある配置としましょう。
- 太陽光の反射を低減する対策を行いましょう。
- 敷地際では周囲からの見え方に配慮し、植栽やフェンスなどの緩衝帯を設けて、できるだけ目立たないようにしましょう。
- 適切な維持管理を行い、景観の保守に努めましょう。



## (1) 単独工作物

### ⑤ 自動販売機

### ⑥ ごみ集積所

#### □ 自動販売機

- 設置場所の景観に配慮し、できるだけ目立たないようにしましょう。

##### <設置方法>

- ・建築物の壁面に密着させるなど、できるだけ建築物と一体的に設置しましょう。
- ・複数台設置する場合には、前面を揃えるなど、乱雑にならないよう整然と配置しましょう。
- ・農地の広がる沿道への設置は極力控え、設置する場合でも、木製囲いや植栽を施し、周囲の景観との調和を図りましょう。

##### <意匠>

- ・建築物に合わせた意匠にしましょう。
- ・外装にけばけばしい色を用いないようにしましょう。
- ・派手な広告の表示は控えましょう。
- ・缶などの回収箱の色彩・意匠にも配慮しましょう。

※照明の点灯時間や明るさの調整を行い、ひかりがい光害を防ぎましょう。  
ボタンなどが点滅する派手な機種は用いないようにしましょう。



壁面に揃えた設置例



色彩に配慮した例



田園風景に調和しない場所への設置例

#### □ ごみ集積所

- 設置場所の景観に配慮し、できるだけ目立たないようにしましょう。

##### <設置方法>

- ・できるだけ目立ちにくい場所に設置しましょう。

##### <意匠>

- ・意匠の工夫や植栽などにより、周囲の景観との調和を図りましょう。
- ・目立ちにくい色彩にしましょう。
- ・耐久性の高い素材を用いましょう。

※ごみ集積所の使用においては収集日と収集時間を守り、こまめに清掃を行うことで清潔な状態を保つように努めましょう。



一般的なごみ集積所の例



伝統的な意匠を用いた例



目立ちにくい場所に設置した例

## コラム① 景観を守るための取り組み

場々さんに確認中

良い景観を維持するためには、道路の草刈りや清掃などの普段からの取り組みが非常に重要となります。市内でも各自治会や景観づくり住民協定（旧景観育成住民協定）の参加者などによって美化活動が行われています。

住宅や商業施設の完成後は、前面の道路を清掃したり、地域の美化活動に参加することでよりよい景観をつくれるよう協力しましょう。

### <市内で行われている活動の例>



アレチウリの駆除活動  
(三角島ふるさとの森プロジェクト)

県と市、三角島ふるさとの森プロジェクトの三者による河川愛護活動支援事業（アダプトプログラム）によって三川合流部分に位置する三角島周辺の清掃活動や自然観察会などが行われています。  
[http://keikan-azumino.net/p\\_sankaku](http://keikan-azumino.net/p_sankaku)

# (1) 単独工作物

## ⑦ 道路関連施設

### □道路関連施設

●沿道の特性をふまえ、周囲の景観に配慮しましょう。

#### ①道路、歩道、自転車道

- ・景観を損なわないように路線の選定を行いましょう。
- ・歩行者や自転車利用者の視点を考慮し、眺望をうまく取り入れましょう。
- ・歩道及び自転車道では地域の特性を活かした舗装材の活用を努めましょう。

#### ②横断歩道橋、地下歩道、トンネルなどの工作物

- ・横断歩道橋及び地下歩道の<sup>上屋</sup>は、周囲の景観に調和するよう、意匠や色彩に配慮しましょう。
- ・地下歩道の地下部やボックスカルバート<sup>※1</sup>は安心感や明るさをもつ空間となるよう配慮しましょう。
- ・トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの<sup>坑口</sup>は、周囲の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮しましょう。

#### ③信号、標識、防護柵などの道路附属物

- ・安全上支障のない範囲で、構造、意匠及び色彩を工夫し、景観に調和させましょう。
- ・信号機や標識の柱などは目立ちにくい色にしましょう。
- ・防護柵は景観を阻害することのない意匠、色彩としましょう。
- ・植栽ますやストリートファニチャーなどの配置、意匠、素材を工夫しましょう。

#### ④沿道の緑化

- ・まちなかの道路にはできる限り連続した植樹帯を設けましょう。
- ・植樹帯には共通した種類の樹木や草花を植え、まちなみの統一感を演出しましょう。
- ・自然景観を有する地域の道路では、必要に応じて植樹帯を設けましょう。
- ・沿道で空きスペースのある場所には、必要に応じて、ポケットパークなどを整備しましょう。
- ・中央分離帯や交通島<sup>※2</sup>は、交通安全上支障のない範囲で、緑化などによる修景に努めましょう。



景観になじみやすい色を用いた舗装



目立ちにくい意匠の地下歩道の上屋



目立ちにくい茶色のガードレール



沿道に植栽されたマリーゴールド

※1 ボックスカルバート：  
高速道路や線路などの立体交差に  
用いられるトンネル状の工作物

※2 交通島：  
歩行者の安全確保や車の導流のた  
めに道路内に設置される島状のス  
ペース

### □橋りょう・高架橋

●水辺景観や眺望に配慮し、良好な景観が引き立つような構造・意匠としましょう。

- ・橋りょう本体と高欄、照明設備との連続性に配慮し、一体的な意匠にしましょう。
- ・配管や設備などはできるだけ目立たないようにしましょう。
- ・景観になじみやすい低彩度の色彩としましょう。
- ・必要に応じて、橋詰や橋上に、視点場となる広場やバルコニーを設置しましょう。



アーチによって圧迫感を軽減した橋げた

## (2) その他

### ① 開発行為、土地の形質の変更

### ② 土石の採取及び鉋物の掘採

### ③ 物件の集積又は貯蔵

#### □ 法面<sup>※1</sup>・擁壁<sup>※2</sup>

●法面や擁壁は表面処理の工夫などによって周囲との調和を図りましょう。

##### <構造>

- 敷地の傾斜を活かした計画とし、大規模な法面や擁壁が生じないようにしましょう。
- 大規模な斜面は途中で犬走り(細長い通路)などを設置し、圧迫感を軽減しましょう。

##### <表面処理>

- コンクリートの型枠や仕上げ材で表面処理を工夫し、周囲になじみやすい意匠としましょう。

##### <緑化>

- 法面は樹木や地被植物で覆いましょう。
- 擁壁を後退し、前面に植物を植えましょう。
- 植栽には在来種を用いましょう。
- 種子の飛散しやすい外来種(オオハングウソウ、オオキンケイギクなど)は植えないようにしましょう。



※1 法面：切土や盛土によってつくられる斜面

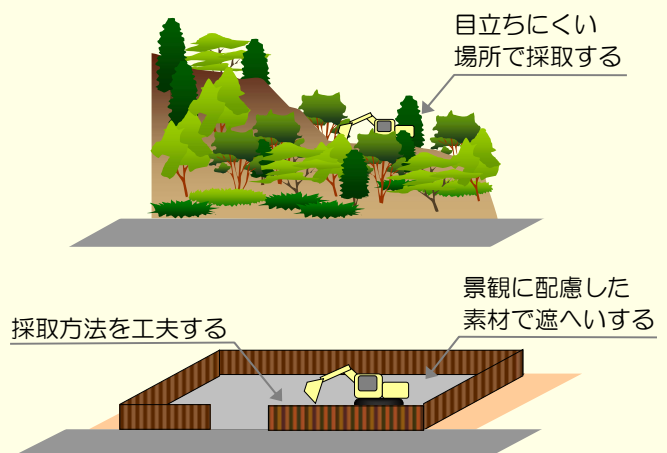
※2 擁壁：斜面の崩壊を防ぐために設置する壁状の構造物

※3 下垂する植物の例：ヘデラ類、コトネアスター、オウバイ、テイカカズラ、ツルニチニチソウなど

#### □ 土石の採取、鉋物の掘採

●周囲から目立ちにくいように採取位置、方法を工夫し、周囲を緑化しましょう。

- 周囲からむき出しで見える場所での採取は控えましょう。
- 敷地周辺の緑化に努めましょう。
- 採取後は自然植生と調和した緑化などによって修景しましょう。

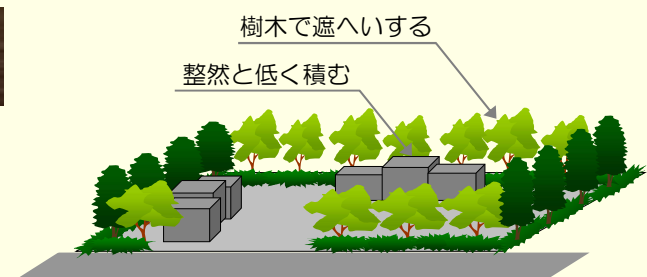


#### □ 物件<sup>※</sup>の集積又は貯蔵

●物件の高さはできるだけ抑え、周囲から見えにくいように遮へいしましょう。

- 物件は整然と、威圧感のないように積みましょう。
- 植栽や木塀などによって遮へいしましょう。
- 眺望を阻害しないよう配慮しましょう。

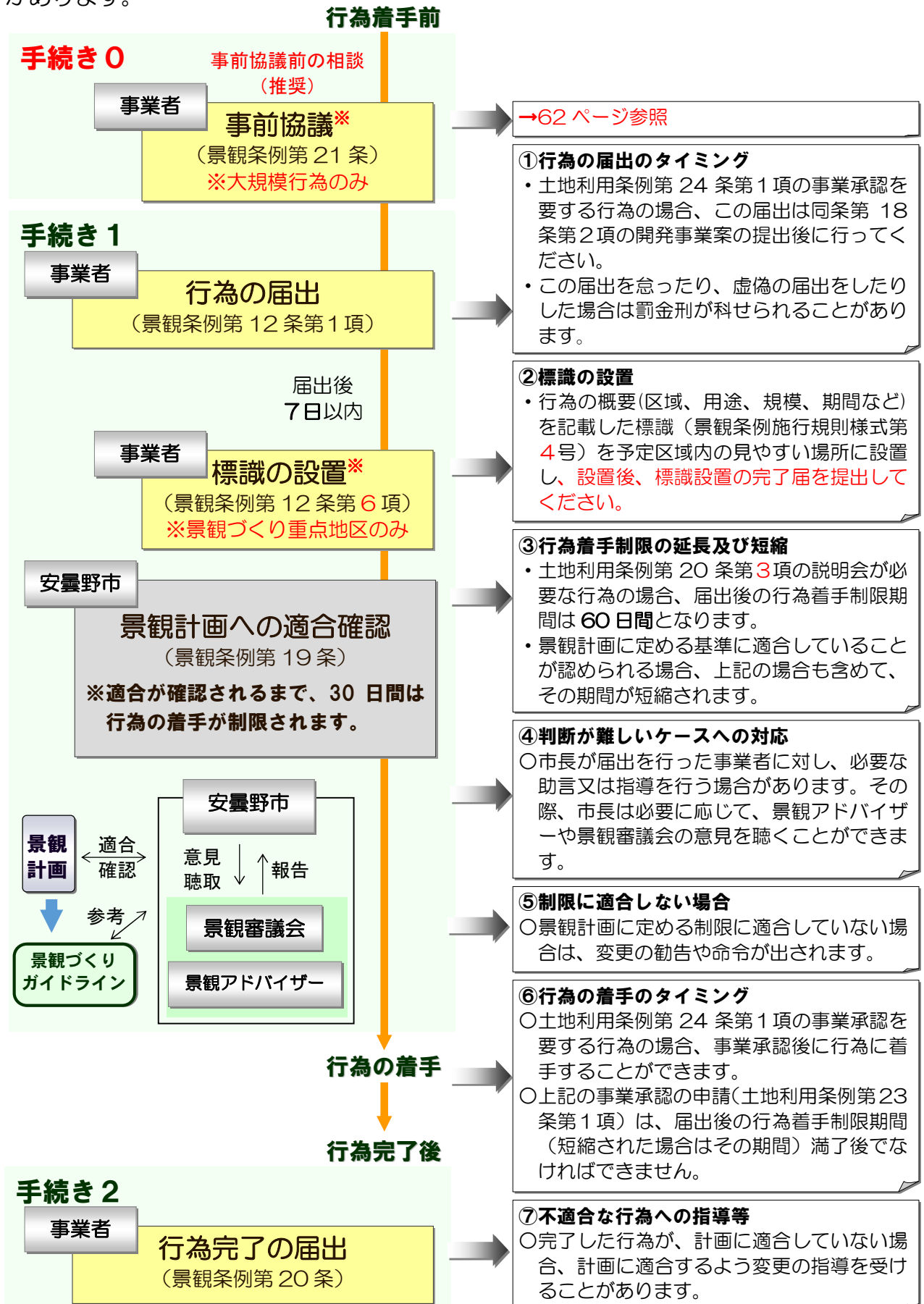
※物件：土石や廃棄物、再生資源など



# Ⅲ 景観づくりを行う際の手続き

## 1 手続きの流れ

届出対象となる行為を行う事業者は、以下の流れに沿って、所定の手続きを行う必要があります。



## 2 届出の際の提出図書

行為の届出の際は、以下の図書を正本・副本の2部提出する必要があります。

○：提出が必要となる図書 △：必要に応じて提出が求められる図書

図書の種類	行為の種類	建築物等の建築等		土地形質の変更	土石の採取・ 鉱物の掘採、 物件の堆積	
		説明会※ <sup>1</sup> の 不要な物件	説明会の 必要な物件			
①	景観計画区域内における行為の届出書 (様式3)	省令1-1 条例規則7-1	○	○	○	○
②	行為を行う土地の位置及び当該土地の 周辺の状況を表示する図面 (1/2,500以上)	省令1-2-1-イ 省令1-2-2-イ 条例規則 7の2-1	○	○	○	○
③	行為を行う土地の区域内における建築 物又は工作物の位置を表示する図面 (1/100以上)	省令1-2-1-ハ 条例規則 7の2-1	○	○	—	—
④	門、垣、柵、塀、植栽、敷地内通路等の 敷地内の外部構成を表示した図面 (1/100以上)	省令1-2-4 条例規則 7の2-1	△	△	△	△
⑤	建築物又は工作物の彩色が施された2 面以上の立面図(1/100以上) (建築物の建築等又は工作物の建設等を行う 場合に限る)	省令1-2-1-ニ 条例規則 7の2-1	○	○	—	—
⑥	屋外の配管、室外機その他の設備の位置 形状等を明らかにする図面 (適切な縮尺のもの) (建築物の建築等を行う場合に限る)	省令1-2-4 条例規則 7の2-1	△	△	—	—
⑦	行為を行う土地及びその周辺の状況を 示す写真(2方向以上から撮影)	省令1-2-1-ロ 省令1-2-2-ロ 条例規則 7の2-1	○	○	○	○
⑧	市長が指示する地点から、建築等をしよ うとする建築物又は建設等をしよ うとする工作物の敷地の方向に向かって、そ の敷地及びその周辺の状況を撮影した 写真にその建築物又は工作物の透視図 を合成し、その地点からの将来の景観を 予想した図面	省令1-2-4 条例規則 7の2-1	△	○	△	△
⑨	都市計画法施行規則第16条第4項の規 定により作成した現況図、土地利用計画 図、造成計画平面図、造成計画断面図及 び擁壁の断面図 (景観法第16条第1項第3号に規定する開 発行為を行う場合に限る)	省令1-2-4 条例規則 7の2-1	△	△	△	△
⑩	設計図又は施行方法を明らかにする図 面(100分の1以上)(景観法施行令第4条 第1号に掲げる行為に限る)	省令1-2-4 条例規則 7の2-1	—	—	○	—
⑪	堆積する場所及び方法を明らかにする 図面(100分の1以上)(景観法施行令第4 条第4号に掲げる行為に限る)	省令1-2-4 条例規則 7の2-1	—	—	—	○
⑫	チェックシート(本書43~56ページ)※ <sup>2</sup>	省令1-2-4	○	○	○	○
⑬	委任状※ <sup>3</sup>	省令1-2-4	○	○	○	○

※1 安曇野市の適正な土地利用に関する条例第20条第3項に基づく説明会

※2 住宅については、住宅用チェックシートで代用することができます。

※3 届出者と書類提出者が同一の場合には提出不要です。

<補足>

○図書の縮尺は行為の規模の大きい場合など、所定の縮尺で適切に表示できない場合には、適切と認める縮尺で表示することができます。

○立面図では、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載し、着色その他適当な方法で表示してください。また、必要に応じて、隣地物件を合わせた表示を求められます。

○色彩は、日本塗料工業会の「塗装用標準見本帳」や「JIS標準色票」で確認し、マンセル表色系で表示してください。

○上表で提出が必要とされている図書であっても、市長が必要ないと認めるときは、省略することができます。

### 3 提出図書の作成例（イメージ）

図書① 景観計画区域内における行為の届出書



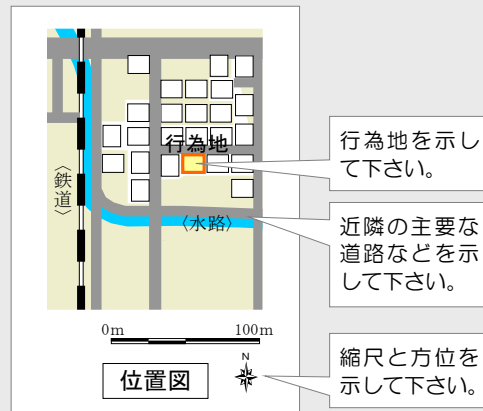
○行為の届出書は、景観条例施行規則様式第1号に規定されています。

○行為の届出書は市ホームページからダウンロードできます。

<主な記載事項>

- ・行為の場所
- ・エリア区分
- ・敷地面積
- ・行為の種類
- ・行為予定
- ・設計又は施工方法 など

図書② 行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（1/2,500以上）

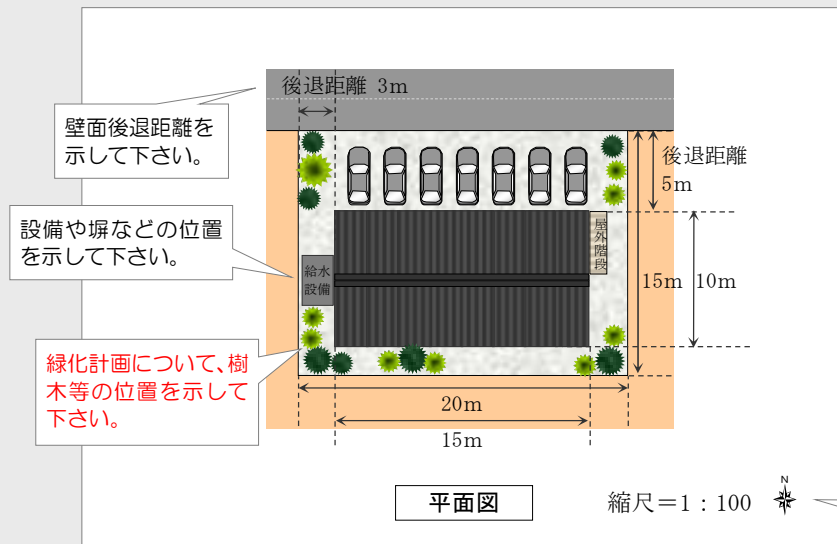


行為地を示して下さい。

近隣の主要な道路などを示して下さい。

縮尺と方位を示して下さい。

図書③ 行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（1/100以上）



壁面後退距離を示して下さい。

設備や塀などの位置を示して下さい。

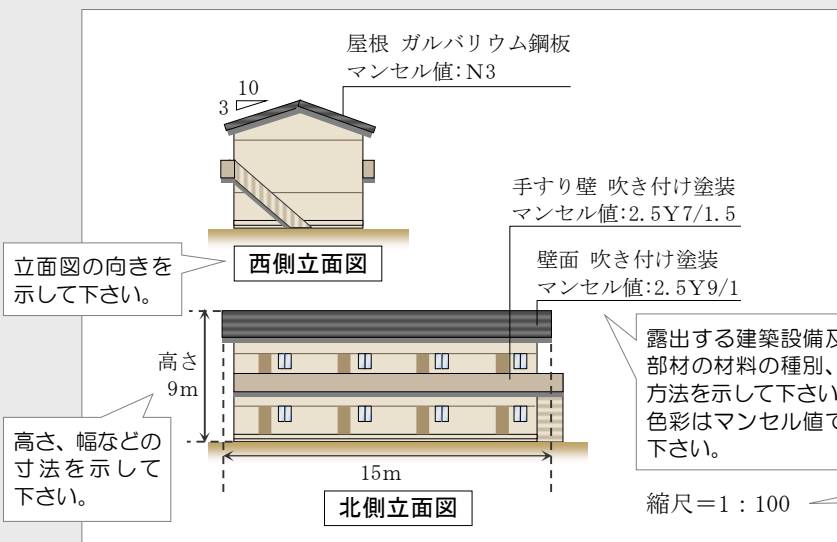
緑化計画について、樹木等の位置を示して下さい。

○図書④「敷地内の外部構成を表示した図面」及び図書⑥「設備等の位置及び形状等を明らかにする図面」の内容は、図書③にまとめて表示することが可能です。

○より詳細な図面で確認が必要となる場合は、図書④及び図書⑥を個別に提出していただく場合もあります。

縮尺と方位を示して下さい。

図書⑤ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（1/100以上）



立面図の向きを示して下さい。

高さ、幅などの寸法を示して下さい。

○強調色を用いる場合はマンセル値とともに立面積に対する割合を表示して下さい。

○必要に応じて、隣地物件を合わせた表示を求める場合もあります。

露出する建築設備及び主要部材の材料の種類、仕上げ方法を示して下さい。色彩はマンセル値で示して下さい。

縮尺を示して下さい。

**図書⑦ 行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真（2方向以上から撮影）**



○行為地から北アルプスの山並みや田園風景などの良好な景観が望める場合は、周囲の良好な景観のなかに行為地を収めた写真を提出して下さい。

撮影位置と撮影方向を図示して下さい。

縮尺と方位を示して下さい。

**図書⑧ 市長が指示する地点から、建築等をしようとする建築物又は建設等をしようとする工作物の敷地の方向に向かって、その敷地及びその周辺の状況を撮影した写真にその建築物又は工作物の透視図を合成し、その地点からの将来の景観を予想した図面**



縮尺と方位を示して下さい。

○撮影地点は以下のように指定します。行為地から、対象物の高さに応じて定める距離の範囲内(下表)に、主要な眺望軸や眺望点(6p参照)が含まれているかを確認して下さい。

行為対象物の高さ	主要な眺望軸等の有無を確認する範囲※1
10m	45m
12m	60m
14m	70m
16m	80m
18m	90m
20m	105m
25m	130m
30m	160m

※1 行為地からの半径

：主要な眺望軸から行為対象を見たときに、仰角が10°以上となる距離を目安に設定しています(左図)。

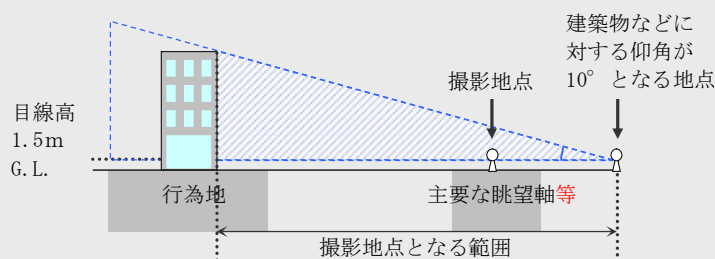
**<主要な眺望軸等が含まれる場合>**

主要な眺望軸上の点及び眺望点を撮影地点とします。ただし、主要な眺望軸が複数ある場合、行為地がより明瞭に見える眺望軸を選んで下さい。

**<主要な眺望軸等が含まれない場合>**

行為地付近の良好な景観を享受することのできる点を撮影地点※2とします。

※2 行為地付近にある公園や観光施設などが候補となります。



土地条例第20条第2項に基づく説明会の開催が必要となる規模の場合は必ず提出が必要となります。

撮影地点は基本的に一箇所としますが、規模や立地に応じて、複数箇所からの図面の提示を求めることがあります。

なお、撮影地点などに関して不明な点がございましたら建築住宅課までご相談下さい。

## 4 行為完了後の提出図書及び作成例（イメージ）

行為の完了後は、完了届及び以下の図書を提出する必要があります。

○：提出が必要となる図書

図書の種類	行為の種類	建築物等の建築等		土地形質の変更	土石の採取・ 鉱物の掘採、 物件の堆積
		説明会※ <sup>1</sup> の 不要な物件	説明会の 必要な物件		
①	景観計画区域内における行為の完了届 (様式第 10 号)	省令 1-1 条例規則 14-1	○	○	○
②	景観計画において数値基準が定められて いる部分が確認できる適切な角度及 び距離から撮影した写真	省令 1-2-1-イ 省令 1-2-2-イ 条例規則 14-1	○	○	○

※1 安曇野市の適正な土地利用に関する条例第 20 条第 3 項に基づく説明会  
<補足>

- 色彩は、日本塗料工業会の「塗装用標準見本帳」や「JIS 標準色票」で確認し、マンセル表色系で表示してください。
- 上表で提出が必要とされている図書であっても、市長が必要ないと認めるときは、省略することができます。

### 図書① 景観計画区域内における行為の完了届



○行為の完了届は、景観条例施行規則様式第 10 号に規定されています。

○行為の完了届は市ホームページからダウンロードできます。

#### <主な記載事項>

- ・行為の場所
- ・行為の種類
- ・行為の届出日
- ・着手日
- ・完了日

### 図書② 景観計画において数値基準が定められている部分が確認できる適切な角度及び距離から撮影した写真



○色彩について、景観計画において数値基準が定められている部分が確認できるよう、適切な角度及び距離から撮影した写真を提出してください。

○重点地区での行為の場合、壁面後退距離が確認できる写真を提出してください。

任意の場所から工夫して撮影して下さい。

## 5 景観づくり重点地区における標識の設置方法（イメージ）

景観づくり重点地区で行為を行う場合は、標識を設置する必要があります。

### 標識① 景観づくり重点地区内における行為の標識（様式第4号）

安曇野市景観条例第12条の規定による景観づくり重点地区内における行為の標識			
届出年月日	年 月 日		
行為の場所	安曇野市		
エリア区分	エリア（重点地区名： ）		
行為の種類	建築物の建築等 (1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転 (5) 外観の変更 工作物の建築等 (6) 新築 (7) 増築 (8) 改築 (9) 移転 (10) 外観の変更 その他 (11) 開発行為 (12) 土地の形質の変更 (13) 屋外における物件の堆積		
行為の規模	建築物(工作物)の建築等	主要用途	建築(築造)面積 m <sup>2</sup>
		高さ m	外観変更面積 m <sup>2</sup>
	開発行為 土地の形質の変更	目的	
		面積 m <sup>2</sup>	法面又は擁壁 高さ m・長さ m
屋外における物件の堆積	目的・内容		
	面積 m <sup>2</sup>	高さ m	
行為の期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	
代理人又は設計者	住所 氏名	電話番号	

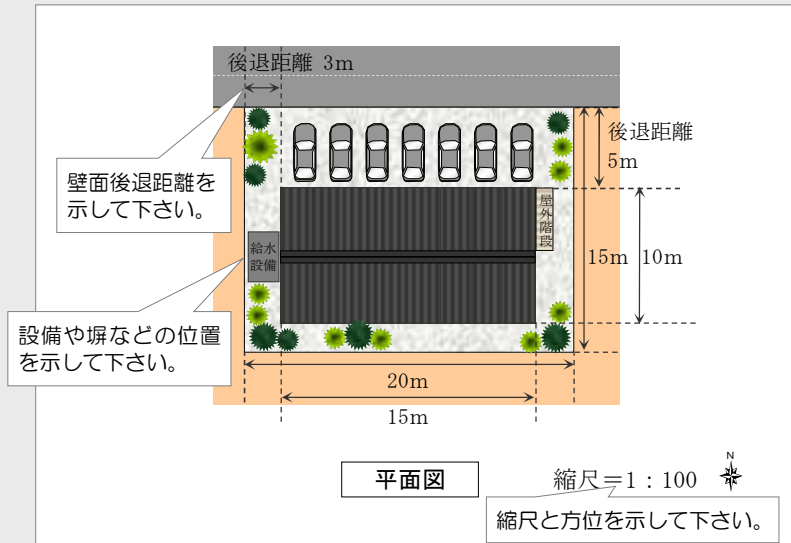
○掲示する図面は防水に注意してください。

○標識のサイズは横40cm以上、縦27cm以上です。

○標識設置後は標識設置の完了届を提出してください。

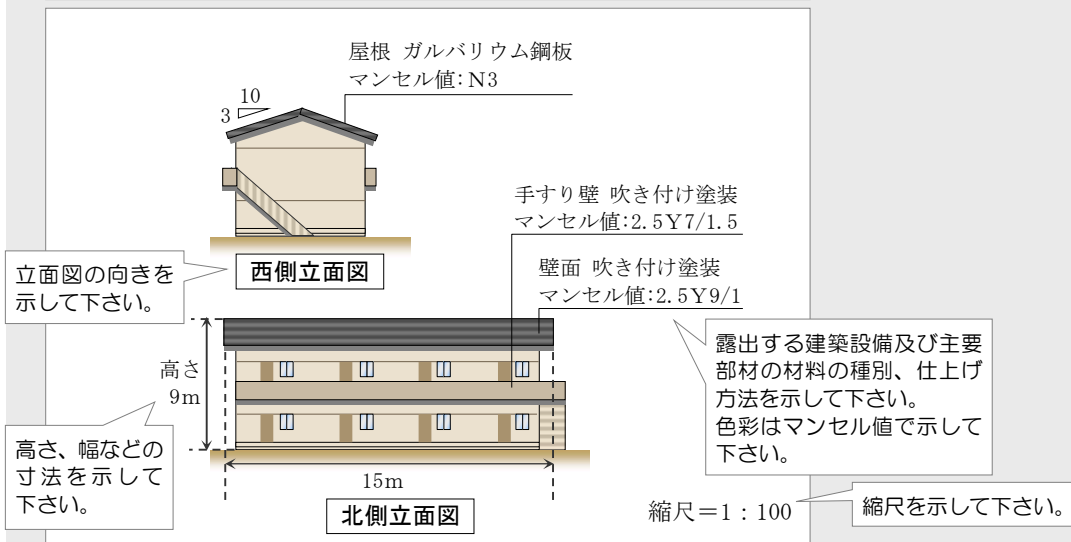
○工事が完了するまで設置してください。

### 標識② 景観づくり重点地区に定められた行為制限に適合していることを示す図表（例）



○立面図（着色あり）やパース図（必要に応じて）を設置してください。

○工事が完了するまで設置してください。



## 6 景観づくりの基準及び配慮事項一覧（チェックシート）

### まちなかエリア1 (1) 規模・配置

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(1) 規模・配置	① 規模	1	■ 北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。	別紙1(1)		
		2	■ 高さは、まち並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努める。	別紙1(1)		
		3	■ 高さは、最高でも30mを超えないものとする。	別紙1(1)		
		4	■ 周囲の建築物などに比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲の景観との調和を図る。	別紙1(3)		
		5	◎ 土地利用基本計画に記載されている規模に関する基準(高さ・建ぺい率・容積率)を遵守しよう。		8p	
		6	◎ 遠景として見えるまとまりのなかで一要素として目立たないよう周囲の大きさとの調和を図りよう。 まちなかエリア：市街地、沿道の景観		8p	
		7	◎ 良好な眺望景観を阻害しない規模にしよう。		8p	
		8	◎ 眺望軸の至近距離への立地や建物の機能や構造上、相当の規模を要する場合には、目立たせない工夫をしよう。		8p	
		9	○ まち並みの連続性に配慮し、周囲の建築物から突出しない高さにしよう。		9p	
		10	○ やむを得ず高層となる場合は道路から十分に後退し、圧迫感を軽減しよう。		9p	
		11	○ 屋上に塔屋などを設置する場合は、高さをできるだけ抑え、建築物と一体の形態・意匠をしよう。		9p	
	② 配置	エリアに応じた配置	12	◎ エリアごとの特性を踏まえて、建物の配置を考えよう。 まちなかエリア：まち並みの連続性に配慮した配置		10p
			13	○ 沿道では周囲の建物と壁面線を揃えるなどの配慮をしよう。		11p
		眺望への配慮	14	■ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とする。	別紙1(4)	
			15	■ 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とする。	別紙1(4)	
			16	◎ 良好な眺望景観を阻害しない配置にしよう。		10p
		隣接地への配慮	17	■ 周囲と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努める。	別紙1(4)	
			18	■ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努める。	別紙1(4)	
			19	◎ 隣接する土地に配慮し、ゆとりある敷地利用をしよう。		10p
		しつらえの配置	20	◎ 建物以外のスペースの使い方を工夫し、景観的な調和を図りよう。		10p
計					13	

#### 凡例

- ：景観計画に定めのある基準(遵守規準)
- ◎：景観計画の基準と概ね同一の基準(遵守規準)
- ：景観計画の基準を具体化した基準(努力基準)  
⇒チェックシートでの確認が必要

※景観計画に規定された遵守基準は計画別紙の各ページを参照して下さい。

## まちなかエリア2 (2)形態・意匠

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(2) 形態・意匠	① 屋根	まち並みとの調和	21	■ 周囲の建築物などとの連続性に配慮し、まち並みと調和した形態にするとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	別紙1(3)	
			22	■ 建築物などの上部及び正面のデザインに特に留意すること。	別紙1(3)	
			23	◎ 眺望軸など遠くからの見え方を確認しましょう。		12p
			24	◎ 遠くからも屋根がよく見える場所の場合は、奇抜な屋根形態は避けましょう。		12p
			25	○ 住宅などの小規模の建築物は勾配屋根としましょう。		12p
		26	○ 周囲に伝統的な建築物が多くある場所では屋根の形態に特に配慮しましょう。		12p	
		屋根の意匠	27	◎ 落ち着いた形態に見えるよう、軒や庇の長さを工夫しましょう。		12p
			28	○ 屋根勾配は3寸～5寸としましょう。		12p
			29	○ 軒の出の長さは90cm以上としましょう。		12p
			30	○ 陸屋根にする場合は、パラペットの意匠などを工夫しましょう。		12p
	屋根の素材	31	■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	別紙1(3)		
		32	■ 反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。	別紙1(3)		
		33	◎ 耐久性の高い屋根材を用いましょう。		12p	
	② 壁面	まち並みとの調和	34	■ 河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	別紙1(3)	
			35	◎ まちなみのスケールに合わせ、大規模な平滑面が発生しないようにしましょう。		14p
			36	◎ 眺望軸からの見え方を確認しましょう。		14p
			37	◎ 眺望軸から建築物全体が見える所では特に壁面の意匠に配慮しましょう。		14p
			38	■ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないように、陰影などの処理に配慮すること。	別紙1(3)	
		周囲の建築物などとの調和	39	◎ 壁面の構成を工夫して建物の圧迫感を軽減しましょう。		14p
			40	○ 分棟化や低層化することで圧迫感を軽減しましょう。		14p
			41	○ ベランダや庇などを設置して陰影をつくりましょう。		14p
			42	○ 窓の位置や大きさを工夫しましょう。		14p
		壁面の意匠	43	◎ 意匠の工夫などにより、立体的な壁面構成にしましょう。		14p
			44	○ 素材や色彩の変化を付け、壁面の印象が単調にならないようにしましょう。		14p
			45	○ 窓枠の強調や壁面の過度な装飾は控えましょう。		14p
壁面の素材		46	■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	別紙1(3)		
		47	■ 反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。	別紙1(3)		
		48	◎ 地域になじみやすい、落ち着いた雰囲気に見える素材を用いましょう。		14p	
	49	○ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色など)の使用は避け、地域の景観になじむ素材を用いましょう。		14p		
	50	○ 反射光のある素材は大面積での使用は控えましょう。		14p		
	51	◎ 周囲の景観に調和する、耐久性に優れた材料を使用しましょう。		14p		
計					23	

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(2) 形態・意匠	③ 色彩	近隣の建物との調和	52	■ けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。	別紙1(2)	
			53	◎ 地域の伝統的な色彩、素材になじむ色彩を選びましょう。		16p
			54	○ 地域の伝統色・素材を確認し、建物の用途に合わせて色を選択しましょう。		16p
			55	○ エリアごとに設定するマンセル値の推奨基準の範囲内に収めましょう。		16p
		56	■ 多色使い、強調色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	別紙1(2)		
	色のバランス	57	◎ 色の比率や組み合わせ、色数にも配慮しましょう。		16p	
		58	◎ 屋根色と壁面色を調和した色にしましょう。		16p	
	屋根の色彩	59	○ 屋根には、グレーや濃茶色などの低明度・低彩度の色彩を用いましょう。		17p	
		60	○ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色など)の使用は避けましょう。		17p	
	壁面の色彩	61	○ 壁面には、景観になじみやすい低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いましょう。		17p	
		62	○ エリアの特性や建築物の用途に応じた色選びを行いましょう。		17p	
	しつらえの色彩	63	◎ 建物の色彩と背景の景観との調和を図りましょう。		16p	
	計					10

## まちなかエリア3 (3) 周囲のしつらえ (①緑化)

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン
(3) 周囲のしつらえ	① 緑化 緑の連続性	64	■ 表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感や緑の連続性の創出に努めること。	別紙1(5)	
		65	■ 田園エリアとの境界部分は、中高木の樹木を活用し、建築物などがむき出しにならないように配慮すること。	別紙1(5)	
		66	■ 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。	別紙1(5)	
		67	■ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	別紙1(5)	
		68	◎ 緑のつながりをつくり、周辺環境と調和するようにしましょう。		22p
		69	◎ 既存の樹木や樹林を活かしましょう。		22p
		70	○ 農地や道路に接する部分は生垣としましょう。		22p
	エリアに応じた緑化 樹木の配置	71	○ 高木や中高木を使用し、立体的な植栽としましょう。		22p
		72	○ 草花や樹木を沿道に植え、まち並みの賑わいや連続性を演出しましょう。		22p
		73	■ 建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	別紙1(5)	
		77	◎ 隣接する土地の用途を考慮し、目的に応じた樹木の配置を行いましょう。		22p
		75	○ 外側から建物がむきだしに見えないよう、敷地境界から2m以内の場所は特に重点的に緑化しましょう。		22p
	樹種選択	76	○ 付帯の設備や工作物の周りも緑化しましょう。		22p
		77	○ 塀や柵を設ける場合は道路境界からそれらを後退させて、前面部を植栽しましょう。		24p
		78	■ 緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとする。	別紙1(5)	
		79	○ 植える場所の環境にあった樹木を選択しましょう。		22p
					計
					10

### <緑化率の確認>

分類 <sup>※1</sup>	係数 <sup>※2</sup>	数量	緑化 点数	備考 (植栽時の樹高等の要件)
高木	13.0	本		高さ 4m以上
準高木	9.0	本		高さ 2.5m以上 4m未満
中木	4.0	本		高さ 1m以上 2.5m未満
低木	0.3	本		高さ 1m未満
生垣	1.5	m		高さ 1m以上 ※幅が 1m以上の場合、幅 1m超の部分は水平投影面積で算出
つる植物	0.5	m		垂直方向に生育する木本・多年生草本のみ
地被・芝生	1.0	m <sup>2</sup>		木本・多年生草本のみ <sup>※3</sup> 水平投影面積で算出
合計				

$$\begin{aligned}
 \text{緑化率} &= \frac{\text{緑化点数}}{\text{m}^2(\text{敷地面積}) - \text{m}^2(\text{建築等面積})} \times 100 \\
 &\div \text{ } \% \geq 20\% \text{ (まちなかエリアの目安)} \\
 &\Rightarrow \text{まちなかエリアの緑化率の目安を満たすかチェック}
 \end{aligned}$$

- ※1 既存樹木も緑化面積の算定対象となります。
- ※2 樹木などの種類ごとに設定された点数は将来的に生長が見込まれる樹冠面積または水平投影面積に相当します。
- ※3 一年生草本は緑化面積の算定対象としません。

## まちなかエリア4 (3) 周囲のしつらえ (2) 付帯の設備・工作物

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(3) 周囲のしつらえ	② 付帯の設備・工作物	室外機・供給設備	80	■ 屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。	別紙1(3)	
			81	○ 建築物に付帯する設備は周囲から見えにくい場所に設置しましょう。		30p
			82	○ 設備はできる限りまとめて設置しましょう。		30p
			83	○ 地上設備は樹木や生垣で遮へいしましょう。		30p
	太陽光発電パネル・太陽熱温水器	84	○ 屋根の形態・意匠に合わせた製品を用いましょう。		30p	
		85	○ 屋根の勾配と設置角度を合わせましょう。		30p	
	屋外階段・ベランダ	86	■ 屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などの調和を図ること。	別紙1(3)		
		87	○ 建築物の形態・意匠に合わせ、周囲から目立ちにくいようにしましょう。		30p	
		88	○ 屋外階段は建築物の構造に組み込みましょう。		30p	
	物置・車庫・自転車置場・屋外用ごみ箱	89	■ 駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。	別紙1(5)		
		90	○ 建築物に合わせた形態・色彩にし、耐久性にも配慮しましょう。		31p	
		91	◎ 車庫は安全性に配慮して、見通しを確保しつつ、周囲を緑化しましょう。		31p	
	塀・柵(フェンス)・門扉	92	■ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。	別紙1(5)		
		93	○ 周囲になじみやすい素材・色彩を用い、塀や柵は植物と組み合わせましょう。		31p	
	照明機器	94	■ 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。	別紙1(2)		
		95	■ 光源で動きのあるものは、周囲の景観との調和に留意すること。	別紙1(2)		
		96	◎ 適正な器具を使用し、周辺環境へ配慮しましょう。		31p	
		97	○ 必要以上の照明機器の設置は控えましょう。		31p	
		98	○ 上方に向けた投光は控えましょう。		31p	
		99	○ 農地や住宅地に対して強い光を向けないようにしましょう。		31p	
100		○ 昼間の景観に配慮した色彩・形態としましょう。		31p		

計 15

	(1) 規模・配置		(2) 形態・意匠		(3) 周囲のしつらえ		計	
景観づくりガイドラインによる基準	①規模(高さ)	/13	①屋根	/23	①緑化・緑化率	/10	(1) 規模・配置	/13
	②配置		②壁面		②付帯の設備・工作物	/15	(2) 形態・意匠	/33
			③色彩	/10			(3) 周囲のしつらえ	/26
							合計	/72

✓ が4割未満	✓ が4割以上6割未満	✓ が6割以上8割未満	✓ が8割以上
景観への影響が懸念されます。	景観への配慮がさらに必要です。	景観への配慮がなされています。	十分に景観への配慮がなされています。



## 田園エリア1 (1) 規模・配置

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(1) 規模・配置	① 規模	1	■ 北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。	別紙1(1)		
		2	■ 高さは、原則として、屋敷林など周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。	別紙1(1)		
		3	■ 良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。	別紙1(1)		
		4	■ 高さは、最高でも30mを超えないものとする。	別紙1(1)		
		5	■ 周囲の建築物などに比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。	別紙1(3)		
		6	◎ 土地利用基本計画に記載されている規模に関する基準(高さ・建ぺい率・容積率)を遵守しましょう。		8p	
		7	◎ 遠景として見えるまとまりのなかで一要素として目立たないように周囲の大きさとの調和を図りましょう。 田園エリア：集落、屋敷林、社寺林		8p	
		8	◎ 良好な眺望景観を阻害しない規模にしましょう。		8p	
		9	◎ 眺望軸の至近距離への立地や建物の機能や構造上、相当の規模を要する場合には、目立たせない工夫をしましょう。		8p	
		10	◎ 屋敷林や社寺林など周囲にある樹林の高さを超えないようにしましょう。		9p	
		11	◎ 周囲の田園風景や集落から突出して見えない規模(高さ・横幅)にしましょう。		9p	
		12	◎ 外側から壁面がむきだして見える面積を少なくし、圧迫感を軽減しましょう。		9p	
		13	◎ 眺望軸から見上げたときに、建築物の高さが山並みの高さを超えないようにしましょう。		9p	
		14	◎ 特に北アルプスを望む道路西側の眺望を阻害しないように配慮しましょう。		9p	
	② 配置	エリアに応じた配置	15	■ 道路からできるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するよう努めること。	別紙1(4)	
			16	■ 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。	別紙1(4)	
			17	◎ エリアごとの特性を踏まえて、建物の配置を考えましょう。 田園エリア：敷地にゆとりある配置		10p
			18	◎ 隣接する敷地の状況を踏まえて、建築物の壁面を後退させましょう。		11p
			19	○ 植栽空間などを確保するため、道路境界と農地境界からは2m以上の壁面後退を行いましょう。		11p
		眺望への配慮	20	■ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。	別紙1(4)	
			21	■ 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	別紙1(4)	
			22	◎ 良好な眺望景観を阻害しない配置にしましょう。		10p
		隣接地への配慮	23	◎ 隣接する土地に配慮し、ゆとりある敷地利用としましょう。		10p
			24	◎ 敷地境界から一定距離以上後退させましょう。		10p
		しつらえの配置	25	◎ 建物以外のスペースの使い方を工夫し、景観的な調和を図りましょう。		10p
計					16	

### 凡例

- ：景観計画に定めのある基準(遵守基準)
  - ◎：景観計画の基準と概ね同一の基準(遵守基準)
  - ：景観計画の基準を具体化した基準(努力基準)
- ⇒チェックシートでの確認が必要

※景観計画に規定された遵守基準は計画別紙の各ページを参照して下さい。

## 田園エリア2 (2)形態・意匠

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン		
(2) 形態・意匠	① 屋根	眺望への配慮	26	■ 眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	別紙1(3)		
			27	◎ 眺望軸など遠くからの見え方を確認しましょう。		12p	
			28	◎ 遠くからも屋根がよく見える場所の場合は、奇抜な屋根形態は避けましょう。		12p	
			29	○ 住宅などの小規模の建築物は勾配屋根としましょう。		12p	
		周囲の建築物などとの調和	屋根の意匠	30	■ 屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に努めること。勾配屋根の場合は、庇や適度な軒の出をつくるなど、地域の景観になじむよう努めること。	別紙1(3)	
				31	○ 周囲に伝統的な建築物が多くある場所では屋根の形態に特に配慮しましょう。		12p
				32	◎ 落ち着いた形態に見えるよう、軒や庇の長さを工夫しましょう。		12p
				33	○ 屋根勾配は3寸～5寸としましょう。		12p
				34	○ 軒の出の長さは90cm以上としましょう。		12p
				35	○ 陸屋根にする場合は、パラペットの意匠などを工夫しましょう。		12p
		屋根の素材	36	■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	別紙1(3)		
			37	■ 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。	別紙1(3)		
			38	◎ 耐久性の高い屋根材を用いましょう。		12p	
		② 壁面	眺望への配慮	39	■ 河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	別紙1(3)	
	40			◎ まちなみのスケールに合わせ、大規模な平滑面が発生しないようにしましょう。		14p	
	41			◎ 眺望軸からの見え方を確認しましょう。		14p	
	42			◎ 眺望軸から建築物全体が見える所では特に壁面の意匠に配慮しましょう。		14p	
	周囲の建築物などとの調和		壁面の意匠	43	■ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないように、陰影などの処理に配慮すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないように配慮すること。	別紙1(3)	
				44	◎ 壁面の構成を工夫して建物の圧迫感を軽減しましょう。		14p
				45	○ 分棟化や低層化することで圧迫感を軽減しましょう。		14p
				46	○ ベランダや庇などを設置して陰影をつくりだしましょう。		14p
				47	○ 窓の位置や大きさを工夫しましょう。		14p
	壁面の素材		48	■ 周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。	別紙1(3)		
			49	◎ 意匠の工夫などにより、立体的な壁面構成にしましょう。		14p	
			50	○ 素材や色彩の変化を付け、壁面の印象が単調にならないようにしましょう。		14p	
			51	◎ 窓枠の強調や壁面の過度な装飾は控えましょう。		14p	
	壁面の素材	52	■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	別紙1(3)			
53		■ 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。	別紙1(3)				
54		◎ 地域になじみやすい、落ち着いた雰囲気に見える素材を用いましょう。		14p			
55		◎ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色などの使用は避け、地域の景観になじむ素材を用いましょう。		14p			
56		◎ 反射光のある素材は大面積での使用は控えましょう。		14p			
57		◎ 周囲の景観に調和する、耐久性に優れた材料を使用しましょう。		15p			
計					23		

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(2) 形態・意匠	③ 色彩	自然の色彩への配慮	58	◎ 田園のなかでは、自然の色彩を主役として、建物の色彩は控えましょう。		16p
			59	○ 田園エリアでは色彩の主役を自然の要素に譲りましょう。		16p
		近隣の建物などとの調和	60	■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色系は、地域の景観との調和が図りにくいため、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。	別紙1(2)	
	61		◎ 地域の伝統的な色彩、素材になじむ色彩を選びましょう。		16p	
	62		○ 地域の伝統色・素材を確認し、建物の用途に合わせて色を選択しましょう。		16p	
	63		○ エリアごとに設定するマンセル値の推奨基準の範囲内に収めましょう。		16p	
	色のバランス	64	■ 使用する色数を少なくするように努めること。	別紙1(2)		
		65	◎ 色の比率や組み合わせ、色数にも配慮しましょう。		16p	
	屋根の色彩	66	◎ 屋根色と壁面色を調和した色にしましょう。		16p	
		67	◎ 強調色は適切に使用しましょう。		16p	
	壁面の色彩	68	○ 屋根には、グレーや濃茶色などの低明度・低彩度の色彩を用いましょう。		16p	
		69	◎ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色などの使用は避けましょう。		16p	
	しつらえの色彩	70	○ 壁面には、景観になじみやすい低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いましょう。		16p	
71		○ エリアの特性や建築物の用途に応じた色選びを行いましょう。		16p		
72	◎ 建物の色彩と背景の景観との調和を図りましょう。		16p			
計					13	

## 田園エリア3 (3) 周囲のしつらえ (①緑化)

項目	No	基準	景観計画	ガイドライン		
(3) 周囲のしつらえ ① 緑化	緑の連続性	73	■ 集落の緑辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。	別紙1(5)		
		74	■ 屋敷林や社寺林など、地域にある樹木は、できるだけ残すように努めること。	別紙1(5)		
		75	■ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	別紙1(5)		
		76	◎ 緑のつながりをつくり、周辺環境と調和するようにしましょう。		22p	
		77	◎ 既存の樹木や樹林を活かしましょう。		22p	
		78	○ 農地や道路に接する部分は生垣としましょう。		22p	
		79	◎ 高木や中高木を使用し、立体的な植栽としましょう。		22p	
		エリアに応じた緑化 樹木の配置	80	○ 既存の樹木をできる限り活かし、やむを得ず伐採する場合は代替する樹木を植えましょう。		23p
			81	■ 建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。	別紙1(5)	
	樹種選択	82	◎ 隣接する土地の用途を考慮し、目的に応じた樹木の配置を行いましょう。		22p	
		83	○ 外側から建物がむきだしに見えないよう、敷地境界から2m以内の場所は特に重点的に緑化しましょう。		22p	
		84	○ 付帯の設備や工作物の周りも緑化しましょう。		22p	
		85	○ 塀や柵を設ける場合は道路境界からそれらを後退させて、前面部を植栽しましょう。		24p	
		86	■ 緑化に使用する樹種は、地域にふさわしい樹種を選定し、周囲の景観と調和するものとする。	別紙1(5)		
		87	○ 植える場所の環境にあった樹木を選択しましょう。		22p	
				計	14	

### <緑化率の確認>

分類 <sup>※1</sup>	係数 <sup>※2</sup>	数量	緑化 点数	備考 (植栽時の樹高等の要件)
高木	13.0	本		高さ4m以上
準高木	9.0	本		高さ2.5m以上4m未満
中木	4.0	本		高さ1m以上2.5m未満
低木	0.3	本		高さ1m未満
生垣	1.5	m		高さ1m以上 ※幅が1m以上の場合、幅1m超の部分は水平投影面積で算出
つる植物	0.5	m		垂直方向に生育する木本・多年生草本のみ
地被・芝生	1.0	m <sup>2</sup>		木本・多年生草本のみ <sup>※3</sup> 水平投影面積で算出
合計				

$$\text{緑化率} = \frac{\text{緑化点数}}{\text{m}^2(\text{敷地面積}) - \text{m}^2(\text{建築等面積})} \times 100$$

$$\geq \text{ } \% \geq 30\% \text{ (田園エリアの目安)}$$

⇒田園エリアの緑化率の目安を満たすかチェック

- ※1 既存樹木も緑化面積の算定対象となります。
- ※2 樹木などの種類ごとに設定された点数は将来的に生長が見込まれる樹冠面積または水平投影面積に相当します。
- ※3 一年生草本は緑化面積の算定対象としません。

## 田園エリア4 (3) 周囲のしつらえ (2) 付帯の設備・工作物

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(3) 周囲のしつらえ	② 付帯の設備・工作物	室外機・供給設備	88	■ 屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。	別紙1(3)	
			89	○ 建築物に付帯する設備は周囲から見えにくい場所に設置しましょう。		30p
			90	○ 設備はできる限りまとめて設置しましょう。		30p
			91	○ 地上設備は樹木や生垣で遮へいしましょう。		30p
	太陽光発電パネル・太陽熱温水器	92	○ 屋根の形態・意匠に合わせた製品を用いましょう。		30p	
		93	○ 屋根の勾配と設置角度を合わせましょう。		30p	
		94	■ 屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。	別紙1(3)		
		95	○ 建築物の形態・意匠に合わせ、周囲から目立ちにくいようにしましょう。		30p	
	屋外階段・ベランダ	96	○ 屋外階段は建築物の構造に組み込みましょう。		30p	
		97	■ 駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。	別紙1(5)		
		98	○ 建築物に合わせた形態・色彩にし、耐久性にも配慮しましょう。		31p	
	物置・車庫・自転車置場・屋外用ごみ箱	99	◎ 車庫は安全性に配慮して、見通しを確保しつつ、周囲を緑化しましょう。		31p	
		100	■ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。	別紙1(5)		
		101	○ 周囲になじみやすい素材・色彩を用い、塀や柵は植物と組み合わせましょう。		31p	
	照明機器	102	■ 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。	別紙1(2)		
		103	■ 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。	別紙1(2)		
		104	◎ 適正な器具を使用し、周辺環境へ配慮しましょう。		31p	
		105	○ 必要以上の照明機器の設置は控えましょう。		31p	
106		○ 上方に向けた投光は控えましょう。		31p		
107		○ 農地や住宅地に対して強い光を向けないようにしましょう。		31p		
108		○ 昼間の景観に配慮した色彩・形態としましょう。		31p		
109		◎ 点滅光、動光及び着色光の使用は控えましょう。		31p		
110		◎ 周囲の景観と調和する色あいの光源を用いるようにしましょう。		31p		
計					17	

	(1) 規模・配置	(2) 形態・意匠	(3) 周囲のしつらえ	計
景観づくりガイドラインによる基準	① 規模(高さ)	① 屋根	① 緑化・緑化率 /14 /1	(1) 規模・配置 /16
		② 壁面		(2) 形態・意匠 /36
	② 配置	③ 色彩	② 付帯の設備・工作物 /17	(3) 周囲のしつらえ /32
				合計 /84

✓ が4割未満	✓ が4割以上6割未満	✓ が6割以上8割未満	✓ が8割以上
景観への影響が懸念されます。	景観への配慮がさらに必要です。	景観への配慮がなされています。	十分に景観への配慮がなされています。



# 山麓・山間部エリア1 (1) 規模・配置

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(1) 規模・配置	① 規模	1	■ 周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。	別紙1(1)		
		2	■ 高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上になる場合は周囲の景観との調和に特に配慮すること。	別紙1(1)		
		3	■ 高さは、最高でも30mを超えないものとする。	別紙1(1)		
		4	■ 周囲の建築物などに比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。	別紙1(1)		
		5	◎ 土地利用基本計画に記載されている規模に関する基準(高さ・建ぺい率・容積率)を遵守しましょう。		8p	
		6	◎ 遠景として見えるまとまりのなかで一要素として目立たないよう周囲の大きさとの調和を図りましょう。 山麓・山間部エリア：樹林帯		8p	
		7	◎ 良好な眺望景観を阻害しない規模にしましょう。		8p	
		8	◎ 眺望軸の至近距離への立地や建物の機能や構造上、相当の規模を要する場合には、目立たせない工夫をしましょう。		8p	
		9	◎ 周囲の樹林の高さを超える場合は周囲の景観に調和するよう、屋根や壁面の意匠を工夫しましょう。		9p	
		10	◎ 山麓線沿い、長峰山、光城山などの視点場から見下ろす眺望景観の妨げになる規模の建築物は控えましょう。		9p	
	② 配置	エリアに応じた配置	11	◎ エリアごとの特性を踏まえて、建物の配置を考えましょう。 山麓・山間部エリア：樹林を活かした配置		10p
			12	◎ 隣接する敷地の状況を踏まえて、建築物の壁面を後退させましょう。		11p
			13	◎ 道路に面した樹林を残すために、道路からは5m以上の壁面後退を行いましょう。		11p
			14	◎ 規模の大きい建築物は特に大きく後退し、樹木で遮へいしましょう。		11p
		眺望への配慮	15	■ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。	別紙1(4)	
			16	■ 地形の高低差を活かして、周囲の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	別紙1(4)	
			17	◎ 良好な眺望景観を阻害しない配置にしましょう。		10p
		隣接地への配慮	18	■ 道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。	別紙1(4)	
			19	■ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	別紙1(4)	
			20	◎ 隣接する土地に配慮し、ゆとりある敷地利用としましょう。		10p
		しつらえの配置	21	◎ 建物以外のスペースの使い方を工夫し、景観的な調和を図りましょう。		10p
計					13	

## 凡例

- ：景観計画に定めのある基準(遵守規準)
- ◎：景観計画の基準と概ね同一の基準(遵守規準)
- ：景観計画の基準を具体化した基準(努力基準)
- ⇒チェックシートでの確認が必要

※景観計画に規定された遵守基準は計画別紙の各ページを参照して下さい。

## 山麓・山間部エリア2 (2)形態・意匠

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(2) 形態・意匠	① 屋根	森林景観への配慮		22 ■ 森林景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。	別紙1(3)	
		23 ◎ 眺望軸など遠くからの見え方を確認しましょう。		12p		
		24 ◎ 遠くからも屋根がよく見える場所の場合は、奇抜な屋根形態は避けましょう。		12p		
		25 ○ 住宅などの小規模の建築物は勾配屋根としましょう。		12p		
		周囲の建築物などとの調和		26 ■ 屋根の形状は、周囲の樹林や建築物などとの調和に努めること。	別紙1(3)	
		27 ○ 周囲に伝統的な建築物が多くある場所では屋根の形態に特に配慮しましょう。		12p		
		屋根の意匠		28 ◎ 落ち着いた形態に見えるよう、軒や庇の長さを工夫しましょう。		12p
		29 ○ 屋根勾配は3寸～5寸としましょう。		12p		
		30 ○ 軒の出の長さは90cm以上としましょう。		12p		
		31 ○ 陸屋根にする場合は、ハラベットの意匠などを工夫しましょう。		12p		
		屋根の素材		32 ■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	別紙1(3)	
		33 ■ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、意匠などの工夫をすること。	別紙1(3)			
		34 ◎ 耐久性の高い屋根材を用いましょう。		12p		
		② 壁面	森林景観への配慮		35 ■ 河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	別紙1(3)
	36 ◎ まちなみのスケールに合わせ、大規模な平滑面が発生しないようにしましょう。			14p		
	37 ◎ 眺望軸からの見え方を確認しましょう。			14p		
	38 ◎ 眺望軸から建築物全体が見える所では特に壁面の意匠に配慮しましょう。			14p		
	周囲の建築物などとの調和		39 ■ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないように、陰影など壁面の処理に配慮すること。	別紙1(3)		
	40 ◎ 壁面の構成を工夫して建物の圧迫感を軽減しましょう。			14p		
	41 ○ 分棟化や低層化することで圧迫感を軽減しましょう。			14p		
	42 ○ ベランダを設置する場合は内部が透けない構造にした方が景観的に調和します。			14p		
	43 ○ 窓の位置や大きさを工夫しましょう。			14p		
	壁面の意匠		44 ◎ 意匠の工夫などにより、立体的な壁面構成にしましょう。		14p	
	45 ○ 素材や色彩の変化を付け、壁面の印象が単調にならないようにしましょう。			14p		
	46 ○ 窓枠の強調や壁面の過度な装飾は控えましょう。			14p		
	壁面の素材		47 ■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	別紙1(3)		
	48 ■ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、意匠などの工夫をすること。		別紙1(3)			
	49 ◎ 地域になじみやすい、落ち着いた雰囲気に見える素材を用いましょう。		14p			
50 ○ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色など)の使用は避け、地域の景観になじむ素材を用いましょう。		14p				
51 ◎ 反射光のある素材は大面積での使用は控えましょう。		14p				
52 ◎ 周囲の景観に調和する、耐久性に優れた材料を使用しましょう。		15p				
計					23	

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(2) 形態・意匠	③ 色彩	近隣の建物との調和		53 ■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。	別紙1(2)	
		54 ◎ 地域の伝統的な色彩、素材になじむ色彩を選びましょう。		16p		
		55 ○ 地域の伝統色・素材を確認し、建物の用途に合わせて色を選択しましょう。		16p		
		56 ○ エリアごとに設定するマンセル値の推奨基準の範囲内に収めましょう。		16p		
		色のバランス		57 ■ 使用する色数を少なくするよう努めること。	別紙1(2)	
		58 ◎ 色の比率や組み合わせ、色数にも配慮しましょう。		16p		
	59 ◎ 屋根色と壁面色を調和した色にしましょう。		16p			
	60 ◎ 強調色は適切に使用しましょう。		16p			
	屋根の色彩		61 ○ 屋根には、グレーや濃茶色などの低明度・低彩度の色彩を用いましょう。		17p	
	62 ○ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色など)の使用は避けましょう。		17p			
	壁面の色彩		63 ○ 壁面には、景観になじみやすい低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いましょう。		17p	
	64 ○ エリアの特性や建築物の用途に応じた色選びを行いましょう。		17p			
	しつらえの色彩		65 ◎ 建物の色彩と背景の景観との調和を図りましょう。		16p	
	計					11

## 山麓・山間部エリア3 (3)周囲のしつらえ(①緑化)

項目	No	基準	景観計画	ガイドライン	
(3) 周囲のしつらえ ① 緑化	緑の連続性	66	■ 周囲が樹林に囲まれている敷地では、既存の樹林をできるだけ残し、やむを得ず伐採する場合には、代替する樹木を植えるなど、緑量の維持に努めること。	別紙1(5)	
		67	■ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	別紙1(5)	
		68	◎ 緑のつながりをつくり、周辺環境と調和するようにしましょう。		20p
		69	◎ 既存の樹木や樹林を活かしましょう。		20p
		70	○ 農地や道路に接する部分は生垣としましょう。		20p
		71	○ 高木や中高木を使用し、立体的な植栽としましょう。		20p
	エリアに応じた緑化	72	◎ 既存の樹林・樹木を活かし、新たに植物を植えるときは在来種を用いましょう。		21p
		73	○ 法面や擁壁は周囲に植物を植えて景観になじませましょう。		21p
		74	◎ 道路や隣地との境界部分の樹木は残しましょう。		21p
	樹木の配置	75	■ 建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	別紙1(5)	
		76	◎ 隣接する土地の用途を考慮し、目的に応じた樹木の配置を行いましょう。		20p
		77	○ 外側から建物がむきだしに見えないよう、敷地境界から2m以内の場所は特に重点的に緑化しましょう。		20p
		78	○ 付帯の設備や工作物の周りも緑化しましょう。		20p
		79	○ 塀や柵を設ける場合は道路境界からそれらを後退させて、前面部を植栽しましょう。		22p
	樹種選択	80	■ 緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。	別紙1(5)	
		81	○ 植える場所の環境にあった樹木を選択しましょう。		20p
				計	12

### <緑化率の確認>

分類 <sup>※1</sup>	係数 <sup>※2</sup> ×	数量	= 緑化 点数	備考 (植栽時の樹高等の要件)
高木	13.0	本		高さ 4m以上
準高木	9.0	本		高さ 2.5m以上 4m未満
中木	4.0	本		高さ 1m以上 2.5m未満
低木	0.3	本		高さ 1m未満
生垣	1.5	m		高さ 1m以上 ※幅が1m以上の場合、幅1m超の部分は水平投影面積で算出
つる植物	0.5	m		垂直方向に生育する木本・多年生草本のみ
地被・芝生	1.0	m <sup>2</sup>		木本・多年生草本のみ <sup>※3</sup> 水平投影面積で算出
合計				

$$\begin{aligned}
 \text{緑化率} &= \frac{\text{緑化点数}}{\text{敷地面積} - \text{建築等面積}} \times 100 \\
 &= \text{ } \% \geq 45\% \text{ (山麓・山間部エリアの目安)} \\
 &\Rightarrow \text{山麓・山間部エリアの緑化率の目安を満たすかチェック}
 \end{aligned}$$

- ※1 既存樹木も緑化面積の算定対象となります。
- ※2 樹木などの種類ごとに設定された点数は将来的に生長が見込まれる樹冠面積または水平投影面積に相当します。
- ※3 一年生草本は緑化面積の算定対象としません。

## 山麓・山間部エリア4 (3)周囲のしつらえ(②付帯の設備・工作物)

項目	No	基準	景観計画	ガイドライン	
(3) 周囲のしつらえ ② 付帯の設備・工作物	室外機・供給設備	82	■ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーなどで覆うこと。	別紙1(3)	
		83	○ 建築物に付帯する設備は周囲から見えにくい場所に設置しましょう。		28p
		84	○ 設備はできる限りまとめて設置しましょう。		28p
		85	○ 地上設備は樹木や生垣で遮いしましょう。		28p
	太陽光発電パネル・太陽熱温水器	86	○ 屋根の形態・意匠に合わせた製品を用いましょう。		28p
		87	○ 屋根の勾配と設置角度を合わせましょう。		28p
	屋外階段・ベランダ	88	■ 屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。	別紙1(3)	
		89	○ 建築物の形態・意匠に合わせ、周囲から目立ちにくいようにしましょう。		28p
		90	○ 屋外階段は建築物の構造に組み込みましょう。		28p
	物置・車庫・自転車置場・屋外用ごみ箱	91	■ 駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。	別紙1(5)	
		92	○ 建築物に合わせた形態・色彩にし、耐久性にも配慮しましょう。		29p
		93	◎ 車庫は安全性に配慮して、見通しを確保しつつ、周囲を緑化しましょう。		29p
	塀・柵(フェンス)・門扉	94	■ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。	別紙1(5)	
		95	○ 周囲になじみやすい素材・色彩を用い、塀や柵は植物と組み合わせましょう。		29p
照明機器	96	■ 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。	別紙1(2)		
	97	■ 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。	別紙1(2)		
	98	◎ 適正な器具を使用し、周辺環境へ配慮しましょう。		29p	
	99	○ 必要以上の照明機器の設置は控えましょう。		29p	
	100	○ 上方に向けた投光は控えましょう。		29p	
	101	○ 農地や住宅地に対して強い光を向けないようにしましょう。		29p	
	102	○ 屋間の景観に配慮した色彩・形態としましょう。		29p	
	103	◎ 点滅光、動光及び着色光の使用は控えましょう。		29p	
104	◎ 周囲の景観と調和する色あいの光源を用いるようにしましょう。		29p		
				計	17

	(1)規模・配置	(2)形態・意匠	(3)周囲のしつらえ	計
景観づくり ガイドライン による基準	①規模 (高さ)	a 屋根 /23	①緑化・ 緑化率 /12	(1)規模・配置 /13 (2)形態・意匠 /34 (3)周囲のしつらえ /30
	②配置	b 壁面 /13 c 色彩 /11	②付帯の設備・ 工作物 /17	合計 /77

✓が4割未満	✓が4割以上6割未満	✓が6割以上8割未満	✓が8割以上
景観への影響が懸念されます。	景観への配慮がさらに必要です。	景観への配慮がなされています。	十分に景観への配慮がなされています。



# 西山山麓重点地区1 (1) 規模・配置

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(1) 規模・配置	① 規模	1	■ 周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。	景観(11)		
		2	■ 高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上になる場合は周囲の景観との調和に特に配慮すること。	景観(11)		
		3	■ 高さは、最高でも30mを超えないものとする。	景観(11)		
		4	■ 周囲の建築物などに比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。	景観(11)		
		5	◎ 土地利用基本計画に記載されている規模に関する基準(高さ・建ぺい率・容積率)を遵守しましょう。		8p	
		6	◎ 遠景として見えるまとまりのなかで一要素として目立たないよう周囲の大きさとの調和を図りましょう。 山麓・山間部エリア：樹林帯		8p	
		7	◎ 良好な眺望景観を阻害しない規模にしましょう。		8p	
		8	◎ 眺望軸の至近距離への立地や建物の機能や構造上、相当の規模を要する場合には、目立たせない工夫をしましょう。		8p	
		9	◎ 周囲の樹林の高さを超える場合は周囲の景観に調和するよう、屋根や壁面の意匠を工夫しましょう。		9p	
		10	◎ 山麓線沿い、長峰山、光城山などの視点場から見下ろす眺望景観の妨げになる規模の建築物は控えましょう。		9p	
	② 配置	エリアに応じた配置	11	■ 壁面などは、原則として、道路境界より5m以上、主要幹線道路からは10m以上後退させる。敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。	景観(11)	
			12	■ 壁面などは、原則として、隣地境界より3m(隣地同意があれば1m)以上後退させる。	景観(11)	
			13	■ (専用住宅以外の建築物)壁面などは、原則として、隣地境界より10m(隣地同意があれば5m)以上後退させる。	景観(11)	
			14	◎ エリアごとの特性を踏まえて、建物の配置を考えましょう。 山麓・山間部エリア：樹林を活かした配置		10p
			15	◎ 隣接する敷地の状況を踏まえて、建築物の壁面を後退させましょう。		11p
			16	◎ 道路に面した樹林を残すために、道路からは5m以上の壁面後退を行いましょう。		11p
			17	◎ 規模の大きい建築物は特に大きく後退し、樹木で遮へいしましょう。		11p
	眺望への配慮		18	■ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。	景観(14)	
			19	■ 地形の高低差を活かして、周囲の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	景観(14)	
			20	◎ 良好な眺望景観を阻害しない配置にしましょう。		10p
	隣接地への配慮		21	■ 道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。	景観(14)	
			22	■ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	景観(14)	
			23	◎ 隣接する土地に配慮し、ゆとりある敷地利用としましょう。		10p
	しつらえの配置		24	◎ 建物以外のスペースの使い方を工夫し、景観的な調和を図りましょう。		10p
計					13	

## 凡例

- ：景観計画に定めのある基準(遵守規準)
- ◎：景観計画の基準と概ね同一の基準(遵守規準)
- ：景観計画の基準を具体化した基準(努力基準)
- ⇒チェックシートでの確認が必要

※景観計画に規定された遵守基準は計画別紙の各ページを参照して下さい。

## 西山山麓重点地区2 (2) 形態・意匠

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン		
(2) 形態・意匠	① 屋根	森林景観への配慮	25	■ 森林景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。	景観計画		
			26	◎ 眺望軸など遠くからの見え方を確認しましょう。		12p	
			27	◎ 遠くからも屋根がよく見える場所の場合は、奇抜な屋根形態は避けましょう。		12p	
			28	○ 住宅などの小規模の建築物は勾配屋根としましょう。		12p	
		周囲の建築物などとの調和	29	■ 屋根の形状は、周囲の樹林や建築物などとの調和に努めること。	景観計画		
			30	○ 周囲に伝統的な建築物が多くある場所では屋根の形態に特に配慮しましょう。		12p	
			屋根の意匠	31	◎ 落ち着いた形態に見えるよう、軒や庇の長さを工夫しましょう。		12p
				32	○ 屋根勾配は3寸～5寸としましょう。		12p
				33	○ 軒の出の長さは90cm以上としましょう。		12p
				34	○ 陸屋根にする場合は、パラペットの意匠などを工夫しましょう。		12p
	屋根の素材	35	■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	景観計画			
		36	■ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、意匠などの工夫をすること。	景観計画			
		37	◎ 耐久性の高い屋根材を用いましょう。		12p		
	② 壁面	森林景観への配慮	38	■ 河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	景観計画		
			39	◎ まちなみのスケールに合わせ、大規模な平滑面が発生しないようにしましょう。		14p	
			40	◎ 眺望軸からの見え方を確認しましょう。		14p	
			41	◎ 眺望軸から建築物全体が見える所では特に壁面の意匠に配慮しましょう。		14p	
		周囲の建築物などとの調和	42	■ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に配慮すること。	景観計画		
			43	◎ 壁面の構成を工夫して建物の圧迫感を軽減しましょう。		14p	
			44	○ 分棟化や低層化することで圧迫感を軽減しましょう。		14p	
			45	○ ベランダを設置する場合は内部が透けない構造にした方が景観的に調和します。		14p	
			46	○ 窓の位置や大きさを工夫しましょう。		14p	
		壁面の意匠	47	◎ 意匠の工夫などにより、立体的な壁面構成にしましょう。		14p	
			48	○ 素材や色彩の変化を付け、壁面の印象が単調にならないようにしましょう。		14p	
			49	○ 窓枠の強調や壁面の過度な装飾は控えましょう。		14p	
壁面の素材		50	■ 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	景観計画			
		51	■ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、意匠などの工夫をすること。	景観計画			
		52	◎ 地域になじみやすい、落ち着いた雰囲気に見える素材を用いましょう。		14p		
	53	○ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色などの使用は避け、地域の景観になじむ素材を用いましょう。		14p			
	54	◎ 反射光のある素材は大面積での使用は控えましょう。		14p			
	55	◎ 周囲の景観に調和する、耐久性に優れた材料を使用しましょう。		15p			
計					23		

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(2) 形態・意匠	③ 色彩	近隣の建物との調和	56	■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。	景観計画	
			57	◎ 地域の伝統的な色彩、素材になじむ色彩を選びましょう。		16p
			58	○ 地域の伝統色・素材を確認し、建物の用途に合わせて色を選択しましょう。		16p
			59	○ エリアごとに設定するマンセル値の推奨基準の範囲内に収めましょう。		16p
		色のバランス	60	■ 使用する色数を少なくするよう努めること。	景観計画	
	61		◎ 色の比率や組み合わせ、色数にも配慮しましょう。		16p	
	62		◎ 屋根色と壁面色を調和した色にしましょう。		16p	
	屋根の色彩	63	◎ 強調色は適切に使用しましょう。		16p	
		64	○ 屋根には、グレーや濃茶色などの低明度・低彩度の色彩を用いましょう。		17p	
	壁面の色彩	65	○ 自然環境になじみにくい色彩(彩度の高い緑色・青色・紫色などの使用は避けましょう。		17p	
		66	○ 壁面には、景観になじみやすい低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いましょう。		17p	
	しつらえの色彩	67	○ エリアの特性や建築物の用途に応じた色選びを行いましょう。		17p	
		68	◎ 建物の色彩と背景の景観との調和を図りましょう。		16p	
計					11	

## 西山山麓重点地区3 (3) 周囲のしつらえ (①緑化)

項目	No	基準	景観計画	ガイドライン	
(3) 周囲のしつらえ ① 緑化	緑の連続性	69	■ 周囲が樹林に囲まれている敷地では、既存の樹林をできるだけ残し、やむを得ず伐採する場合には、代替する樹木を植えるなど、緑量の維持に努めること。	景観15	
		70	■ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	景観15	
		71	◎ 緑のつながりをつくり、周辺環境と調和するようにしましょう。		22p
		72	◎ 既存の樹木や樹林を活かしましょう。		22p
		73	○ 農地や道路に接する部分は生垣としましょう。		22p
	エリアに応じた緑化	74	○ 高木や中高木を使用し、立体的な植栽としましょう。		22p
		75	◎ 既存の樹林・樹木を活かし、新たに植物を植えるときは在来種を用いましょう。		22p
		76	○ 法面や擁壁は周囲に植物を植えて景観になじませましょう。		23p
		77	◎ 道路や隣地との境界部分の樹木は残しましょう。		23p
	樹木の配置	78	■ 建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	景観15	
		79	◎ 隣接する土地の用途を考慮し、目的に応じた樹木の配置を行いましょう。		22p
		80	○ 外側から建物がむきだしに見えないよう、敷地境界から2m以内の場所は特に重点的に緑化しましょう。		22p
		81	○ 付帯の設備や工作物の周りも緑化しましょう。		22p
		82	○ 塀や柵を設ける場合は道路境界からそれらを後退させて、前面部を植栽しましょう。		24p
	樹種選択	83	■ 緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。	景観15	
84		○ 植える場所の環境にあった樹木を選択しましょう。		22p	
				計	12

### <緑化率の確認>

分類※1	係数※2	数量	緑化 点数	備考 (植栽時の樹高等の要件)
高木	13.0	本		高さ4m以上
準高木	9.0	本		高さ2.5m以上4m未満
中木	4.0	本		高さ1m以上2.5m未満
低木	0.3	本		高さ1m未満
生垣	1.5	m		高さ1m以上 ※幅が1m以上の場合、幅1m超の部分は水平投影面積で算出
つる植物	0.5	m		垂直方向に生育する木本・多年生草本のみ
地被・芝生	1.0	m <sup>2</sup>		木本・多年生草本のみ※3 水平投影面積で算出
合計				

$$\text{緑化率} = \frac{\text{緑化点数}}{\text{m}^2(\text{敷地面積}) - \text{m}^2(\text{建築等面積})} \times 100$$

$$\niq \text{ } \square \% \geq 45\% \text{ (山麓・山間部エリアの目安)}$$

⇒山麓・山間部エリアの緑化率の目安を満たすかチェック

- ※1 既存樹木も緑化面積の算定対象となります。
- ※2 樹木などの種類ごとに設定された点数は将来的に生長が見込まれる樹冠面積または水平投影面積に相当します。
- ※3 一年生草本は緑化面積の算定対象としません。

## 西山山麓重点地区4 (3) 周囲のしつらえ (②付帯の設備・工作物)

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(3) 周囲のしつらえ	② 付帯の設備・工作物	室外機・供給設備	85	■ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーなどで覆うこと。	知照15	
			86	○ 建築物に付帯する設備は周囲から見えにくい場所に設置しましょう。		30p
			87	○ 設備はできる限りまとめて設置しましょう。		30p
			88	○ 地上設備は樹木や生垣で遮へいしましょう。		30p
		太陽光発電パネル・太陽熱温水器	89	○ 屋根の形態・意匠に合わせた製品を用いましょう。		30p
			90	○ 屋根の勾配と設置角度を合わせましょう。		30p
		屋外階段・ベランダ	91	■ 屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。	知照15	
			92	○ 建築物の形態・意匠に合わせ、周囲から目立ちにくいようにしましょう。		30p
			93	○ 屋外階段は建築物の構造に組み込みましょう。		30p
		物置・車庫・自転車置場・屋外用ごみ箱	94	■ 駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。	知照15	
	95		○ 建築物に合わせた形態・色彩にし、耐久性にも配慮しましょう。		31p	
	96		◎ 車庫は安全性に配慮して、見通しを確保しつつ、周囲を緑化しましょう。		31p	
	塀・柵(フェンス)・門扉	97	■ 敷地境界には樹木などを活用し、門・柵などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。	知照15		
		98	○ 周囲になじみやすい素材・色彩を用い、塀や柵は植物と組み合わせましょう。		31p	
	照明機器	99	■ 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。	知照15		
		100	■ 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。	知照15		
		101	◎ 適正な器具を使用し、周辺環境へ配慮しましょう。		31p	
102		○ 必要以上の照明機器の設置は控えましょう。		31p		
103		○ 上方に向けた投光は控えましょう。		31p		
104		○ 農地や住宅地に対して強い光を向けないようにしましょう。		31p		
105		○ 昼間の景観に配慮した色彩・形態としましょう。		31p		
106		◎ 点滅光、動光及び着色光の使用は控えましょう。		31p		
107		◎ 周囲の景観と調和する色あいの光源を用いるようにしましょう。		31p		
計					17	

	(1) 規模・配置	(2) 形態・意匠	(3) 周囲のしつらえ	計
景観づくりガイドラインによる基準	①規模(高さ)	a 屋根	①緑化・緑化率 /12 /1	(1) 規模・配置 /13
		b 壁面		/23
	②配置	c 色彩	②付帯の設備・工作物 /17	(3) 周囲のしつらえ /30
				合計 /77

✓ が4割未満	✓ が4割以上6割未満	✓ が6割以上8割未満	✓ が8割以上
景観への影響が懸念されます。	景観への配慮がさらに必要です。	景観への配慮がなされています。	十分に景観への配慮がなされています。



# エリア共通 (1) 単独工作物

項目	No	基準	景観計画	ガイドライン	
(1) 単独工作物	① 大規模工作物	規模・配置	1	◎ 景観に配慮した配置とし、意匠や形態を工夫して威圧感や圧迫感を軽減しましょう。	30p
			2	◎ 周囲のまち並みや自然景観と調和する規模にしましょう。	30p
			3	◎ 良好な眺望を阻害しないように配置しましょう。	30p
			4	◎ 敷地内に資材などを堆積する際は、整然と積みましょう。	30p
			5	◎ 建築物と一体に建築を行う場合は、建築物に合わせた形態、意匠としましょう。	30p
		意匠	6	◎ 敷地内に隣接する建築物と意匠を合わせ、過度に目立つことのないようにしましょう。	30p
			7	◎ 壁面の意匠を工夫し、圧迫感を軽減しましょう。	30p
			8	○ 排気孔、階段、手すりなどの意匠は工作物全体の意匠に合わせましょう。	30p
		素材・色彩	9	◎ 耐久性の高い素材を用いましょう。	30p
			10	○ 大面積での反射光のある素材の使用は控えましょう。	30p
			11	◎ 落ち着いた印象となる低彩度の色彩を用いましょう。	30p
		緑化	12	◎ 眺望に配慮し、質の高い緑化を行いましょう。	30p
			13	◎ 周囲に十分な植栽帯を設け、高木を用いて遮へいしましょう。	30p
			14	○ 人目につきやすい沿道部分では、花木の並木や花壇などをつくり、地域に良い景観を提供できるよう努めましょう。	30p
			15	◎ 農地に面する部分は特に重点的に樹木による遮へいを行いましょう。	30p
16	■ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。		別紙1(4)		
② 電柱・塔類・煙突	規模・配置	17	○ できるだけ高さを低く抑えましょう。	31p	
		18	○ 周囲から目立ちにくい場所に設置しましょう。	31p	
		19	○ 幅を狭くし、視線を分断しないようにしましょう。	31p	
		20	○ 建築物と一体に建設を行う場合は、建築物の意匠と合わせましょう。	31p	
	意匠・素材	21	○ 濃い茶色やグレーなどの目立ちにくい色彩にしましょう。	31p	
		22	○ 下部に設置する設備はむきだしにならないよう、生垣などで遮へいしましょう。	31p	
		23	■ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。	別紙1(4)	
③ 電柱の設置場所	24	■ 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。	別紙1(6)		
		25	○ 眺望に配慮して電柱類を設置しましょう。	31p	
	26	○ 設置場所に配慮し、目立たない規模・形態としましょう。		31p	
④ 発太陽光施設	配置・規模	27	■ 自動販売機は、壁面線より内側に設置するなど、できるだけ目立たないように配慮すること。	別紙1(4)	
		28	◎ 建築物の壁面に密着させるなど、できるだけ建築物と一体的に設置しましょう。	32p	
		29	○ 複数台設置する場合には、前面を揃えるなど、乱雑にならないよう整然と配置しましょう。	32p	
		30	○ 農地の広がる沿道への設置は極力控え、設置する場合でも、木製囲いや植栽を施し、周囲の景観との調和を図りましょう。	32p	
		31	○ 外装にけばけばしい色を用いないようにしましょう。	32p	
⑤ 販自動機	ごみ集積所	32	■ ごみ集積所は、景観に配慮した場所に設置すること。	別紙1(4)	
		33	○ できるだけ目立ちにくい場所に設置しましょう。	32p	
		34	○ 意匠の工夫や植栽などにより、周囲の景観との調和を図りましょう。	32p	
		35	○ 目立ちにくい色彩にしましょう。	32p	
		36	○ 耐久性の高い素材を用いましょう。	32p	
⑥ 集ごみ所	道路・歩道・自転車道	37	□ 沿道の特性をふまえ、周囲の景観に配慮しましょう。	33p	
		38	□ 景観を損なわないように路線の選定を行いましょう。	33p	
		39	□ 歩行者や自転車利用者の視点を考慮し、眺望をうまく取り入れましょう。	33p	
		40	□ 歩道及び自転車道では地域の特性を活かした舗装材の活用に努めましょう。	33p	
	横断歩道橋、地下歩道、トンネルなどの工作物	41	□ 横断歩道橋及び地下歩道の上屋は、周囲の景観に調和するよう、意匠や色彩に配慮しましょう。	33p	
		42	□ 地下歩道の地下部やボックスカルバートは安心感や明るさをもつ空間となるよう配慮しましょう。	33p	
		43	□ トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの坑口は、周囲の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮しましょう。	33p	
		44	□ 安全上支障のない範囲で、構造、意匠及び色彩を工夫し、景観に調和させましょう。	33p	
		45	○ 信号機や標識の柱などは目立ちにくい色にしましょう。	33p	
		46	○ 防護柵は景観を阻害することのない意匠、色彩としましょう。	33p	
		47	□ 植栽ますやストリートファニチャーなどの配置、意匠、素材を工夫しましょう。	33p	
	信号、標識、防護柵などの道路附属物	沿道の緑化	48	□ まちなかの道路にはできる限り連続した植樹帯を設けましょう。	33p
			49	○ 植樹帯には共通した種類の樹木や草花を植え、まちなみの統一感を演出しましょう。	33p
			50	□ 自然景観を有する地域の道路では、必要に応じて植樹帯を設けましょう。	33p
			51	□ 沿道で空きスペースのある場所には、必要に応じて、ポケットパークなどを整備しましょう。	33p
			52	□ 中央分離帯や交通島は、交通安全上支障のない範囲で、緑化などによる修景に努めましょう。	33p
	沿道の緑化	橋りょうの意匠	53	□ 水辺景観や眺望に配慮し、良好な景観が引き立つような構造・意匠としましょう。	33p
54			□ 橋りょう本体と高欄、照明設備との連続性に配慮し、一体的な意匠をつくりあげましょう。	33p	
55			□ 配管や設備などはできるだけ目立たないようにしましょう。	33p	
56			○ 景観になじみやすい低彩度の色彩としましょう。	33p	
57			□ 必要に応じて、橋のたもとや橋上に、視点場となる広場やバルコニーを設置しましょう。	33p	

凡例

■：景観計画に定めのある基準(遵守規準)	◎：景観計画の基準と概ね同一の基準(遵守規準)
□：景観計画の「公共事業における景観づくりの指針」に定めのある基準(遵守規準)	○：景観計画の基準を具体化した基準(努力基準)
⇒チェックシートでの確認が必要	⇒チェックシートでの確認が必要

※景観計画に規定された遵守基準は計画別紙の各ページを参照して下さい。

## エリア共通 (2) 開発行為等

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン	
(2) 開発行為等	① 土地の形質の変更	環境保全	1	■ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用するように努めること。	別紙1(6)	
		法面・擁壁	2	■ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。	別紙1(6)	
			3	■ 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観との調和を図ること。	別紙1(6)	
			4	◎ 法面や擁壁は表面処理の工夫などによっての周囲との調和を図りましょう。		34p
			5	◎ 敷地の傾斜を活かした計画とし、大規模な法面や擁壁が生じないようにしましょう。		34p
			6	○ 大規模な斜面は途中で犬走り(細長い通路)などを設置し、圧迫感を軽減しましょう。		34p
			7	○ コンクリートの型枠や仕上げ材で表面処理を工夫し、周囲になじみやすい意匠としましょう。		34p
	② 鉱土物の掘採取	採取方法などの工夫	8	■ 外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲の緑化などに努めること。	別紙1(6)	
		採取後の修景	9	■ 採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。	別紙1(6)	
	③ 又物件の集積	集積方法	10	■ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。	別紙1(6)	
		周囲への配慮	11	■ 道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観との調和に努めること。	別紙1(6)	
			12	◎ 眺望を阻害しないよう配慮しましょう。		34p

### 凡例

<p>■：景観計画に定めのある基準(遵守規準)</p> <p>□：景観計画の「公共事業における景観づくりの指針」に定めのある基準(遵守規準) ⇒チェックシートでの確認が必要</p>	<p>◎：景観計画の基準と概ね同一の基準(遵守規準)</p> <p>○：景観計画の基準を具体化した基準(努力基準) ⇒チェックシートでの確認が必要</p>
--	---

※景観計画に規定された遵守基準は計画別紙の各ページを参照して下さい。

# 住宅用チェックシート

届出対象行為については、以下エリア別に定めた景観づくりの基準（遵守基準）への適合が必要です。  
 なお、土地条例の手続き対象となる行為については、土地利用基本計画に定める開発事業の基準などの整合が必要になりますので、別途「土地利用ガイドライン」もご参照ください。

項目	まちなかエリア	田園エリア	山麓・山間部エリア	確認
規模・配置	北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の約り合いのとれた高さとする。	北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の約り合いのとれた高さとする。	<input type="checkbox"/>
	高さは、まち並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。	高さは、原則として、屋敷林など周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。	高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は周囲の景観との調和に特に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。	眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	建築物などの高さは、最高でも30mを超えないものとする。	建築物などの高さは、最高でも30mを超えないものとする。	建築物などの高さは、最高でも30mを超えないものとする。	<input type="checkbox"/>
	周囲の建築物などに比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲の景観との調和を図ること。	周囲の建築物などに比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲の景観との調和を図ること。	周囲の建築物などに比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲の景観との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	周囲と壁面線を含ませつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	道路からできるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するよう努めること。	道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。	隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	<input type="checkbox"/>
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。	<input type="checkbox"/>
	北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	<input type="checkbox"/>
	周囲の建築物などとの連続性に配慮し、まち並みとしてまとまりのある形態とすること。	眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	周囲の建築物などとの連続性に配慮し、まち並みとしてまとまりのある形態とすること。	<input type="checkbox"/>
色彩	建築物などの上部及び正面のデザインに特に留意すること。	屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に努めること。勾配屋根の場合には、庇や過度な軒の出をつくるなど、地域の景観になじむよう努めること。	屋根の形状は、周囲の樹林や建築物などとの調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないよう配慮すること。	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	<input type="checkbox"/>
		周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。		<input type="checkbox"/>
		耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。		<input type="checkbox"/>
周囲のしつらえ	反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。	反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色系は、地域の景観との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。	<input type="checkbox"/>
	多色使い、強調色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。		使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感や緑の連続性の創出に努めること。	田園エリアとの境界部分は、中高木の樹木を活用し、建築物などがむき出しにならないように配慮すること。	集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見る側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。	<input type="checkbox"/>
	建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。	建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>
付帯設備・工作物	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとする。	緑化に使用する樹種は、地域にふさわしい樹種を選定し、周囲の景観と調和するものとする。	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。	<input type="checkbox"/>
	敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。	屋敷林や社寺林など、地域にある樹木は、できるだけ残すように努めること。	周囲が樹林に囲まれている敷地では、既存の樹林をできるだけ残し、やむを得ず伐採する場合には、代替する樹木を植えるなど、緑量の維持に努めること。	<input type="checkbox"/>
		河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えないよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。		<input type="checkbox"/>
	敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。		<input type="checkbox"/>	
	駐車場、自転車置き場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。		<input type="checkbox"/>	
	建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。		<input type="checkbox"/>	
	光源で動きのあるものは、周囲の景観との調和に留意すること。	光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。	<input type="checkbox"/>	

**色彩(マンセル値)**

- 外壁及び屋根の基調色として用いることができる色彩は、原則として、以下に示すマンセル値の範囲内とする。

①外壁の基調色

色相	彩度
R, YR	6以下
Y, GY, RP	4以下
その他	3以下

明度：制限はなし

②屋根の基調色

色相	彩度
R, YR	8以下
5Y, 10RP	6以下
その他	4以下

明度：8以下

※基調色とは、多くの面積を占める色をいいます。

※強調色(外壁のアクセントとして使用する色で、各面の立面積の10%以下の色根色は除く)、本地域の伝統的な色彩、非着色の素材色は、基準の適用除外とする。

**壁面後退距離**

- まちなかエリア**  
沿道では周囲の建物と壁面線を揃えるなどの配慮をしましょう。
- 田園エリア**  
隣接する敷地の状況を踏まえて、建築物の壁面を後退させましょう。  
 ・道路境界から2m以上  
 ・農地境界から2m以上  
 ・隣地境界から1m以上
- 山麓・山間部エリア**
  - 山麓保護区域**  
 (西山山麓重点地区)  
 景観計画で以下の内容が遵守基準として定められています。  
 ①道路後退  
 原則として道路境界から5m以上(主要幹線道路からは10m以上)  
 ②隣地後退  
 別荘・住宅：隣地境界から3m以上(隣地同意があれば1m以上)  
 専用住宅以外の建築物：隣地境界から10m以上(隣地同意があれば5m以上)
  - 森林環境区域**  
 隣接する敷地の状況を踏まえて、建築物の壁面を後退させましょう。  
 ・道路境界から5m以上  
 ・隣地境界から3m以上

注1 土地形質の変更(造成や土石の採取など)や特定外観意匠(広告物の表示など)に関する基準は景観計画をご参照ください。  
 注2 山岳エリアにおいては、中部山岳国立公園の管理計画に定められた基準を遵守するものとします  
 注3 景観づくり重点地区に指定された場合は、その地区に定められた基準を上記基準に代えて遵守するものとします。

## 7 事前協議

### (1) 事前協議の対象となる行為

○高さ：20m超

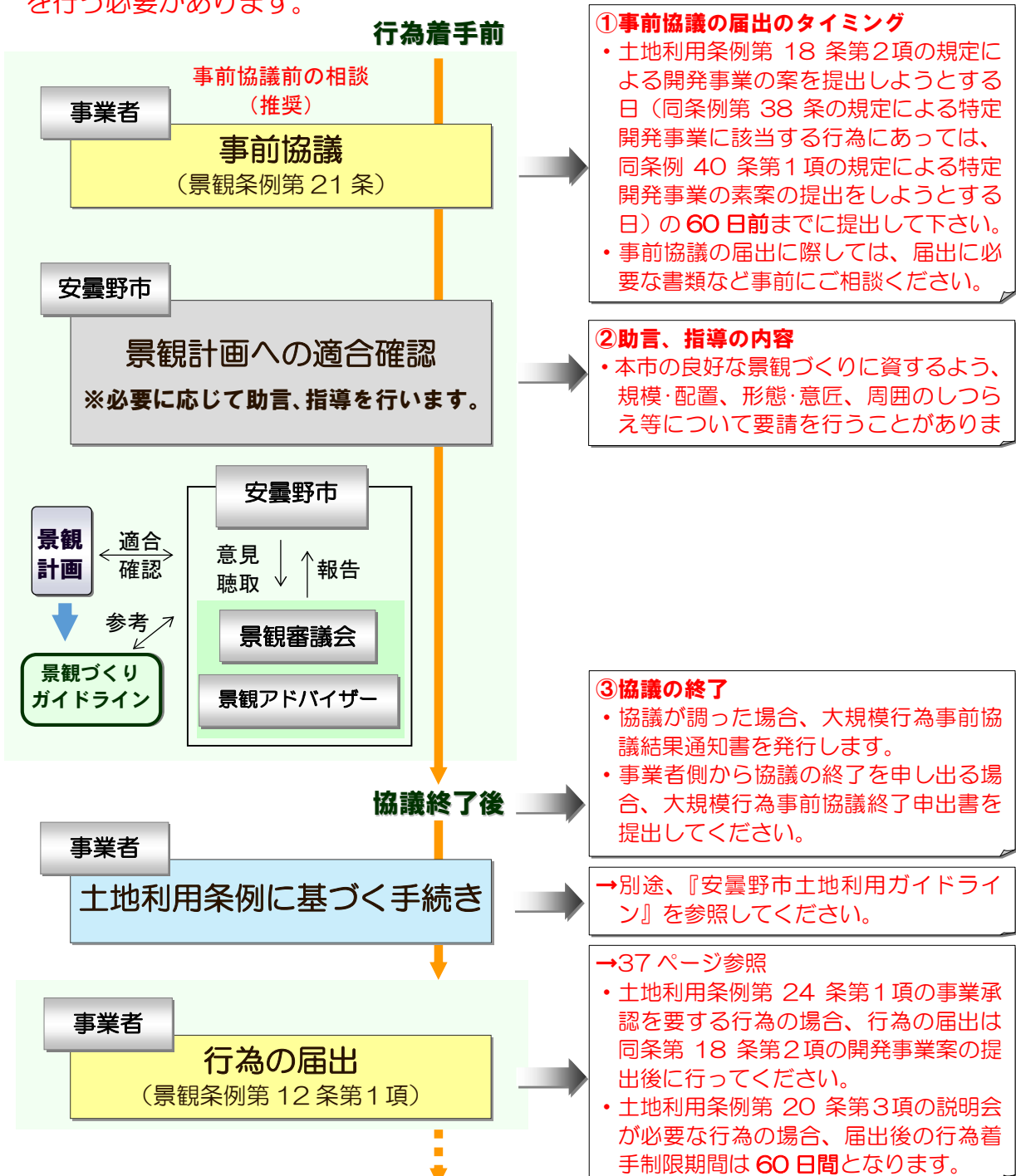
○建築面積：1,000 m<sup>2</sup>超

○敷地面積：5,000 m<sup>2</sup>超

(一戸建ての住宅の用に供する住宅の建築等の用に供するものを除く)

### (2) 手続きの流れ

事前協議の対象となる行為を行う事業者は、以下の流れに沿って、所定の手続きを行う必要があります。



続きは 37 ページ

### (3) 事前協議の際の提出図書

事前協議の届出の際は、以下の図書を正本・副本の2部提出する必要があります。

○：提出が必要となる図書

図書の種類		行為の種類	建築物等の建築等	土地形質の変更
①	景観計画区域内における大規模行為事前協議書（様式第11号）	条例規則 15-2	○	○
②	行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（1/2,500以上） →参考：39ページの図書②	条例規則 15-2	○	○
③	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（1/100以上） →参考：39ページの図書③	条例規則 15-2	○	○
④	駐車場及び緑地等の位置を表示する図面（1/100以上）	条例規則 15-2	○	○
⑤	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（1/100以上） （建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合に限る） →参考：39ページの図書⑤	条例規則 15-2	○	—
⑥	行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真（2方向以上から撮影） →参考：40ページの図書⑦	条例規則 15-2	○	○
⑦	市長が指示する地点から、建築等をしようとする建築物又は建設等をしようとする工作物の敷地の方向に向かって、その敷地及びその周辺の状況を撮影した写真にその建築物又は工作物の透視図を合成し、その地点からの将来の景観を予想した図面 →参考：40ページの図書⑧	条例規則 15-2	○	○
⑧	事前協議用チェックシート※1		○	○
⑨	委任状※2		○	○

※1 事前協議用チェックシートについては建築住宅課までお問い合わせください。

※2 届出者と書類提出者が同一の場合には提出不要です。

<補足>

○③～⑤及び⑦の各図面は、行為の概要が確認できる程度の簡易なもので差し支えありません。

○図書の縮尺は行為の規模の大きい場合など、所定の縮尺で適切に表示できない場合には、適切と認める縮尺で表示することができます。

○立面図では、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載し、着色その他適当な方法で表示してください。また、必要に応じて、隣地物件を合わせた表示を求めることがあります。

○色彩は、日本塗料工業会の「塗装用標準見本帳」や「JIS 標準色票」で確認し、マンセル表色系で表示してください。

○上表で提出が必要とされている図書であっても、市長が必要ないと認めるときは、省略することができます。

## 参考 1

### 公共事業における景観づくりの指針




#### (1) 基本的事項

項目	景観づくりの指針
① 田園景観の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道、川沿い、車窓などから眺める良好な景観との調和に配慮した一体的な景観づくりに努める。</li> <li>良好な田園風景の背景となっている北アルプスの山並みとの調和に努める。</li> <li>屋敷林や社寺林、堰や河川など、良好な田園風景の主要な構成要素である緑や水辺との調和に努める。</li> </ul>
② 周囲との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園や森林などからなる自然環境やまち並みとの調和に配慮し、地域の特性を活かすよう努める。</li> </ul>
③ 質の高い空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出などに努める。</li> </ul>
④ 一体的な景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業相互の連携により、周囲の景観と調和した一体的な景観づくりに努める。</li> </ul>
⑤ 景観重要建造物などへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要建造物、景観重要樹木の存する敷地の周囲における事業の実施にあたっては、その景観重要建造物などが有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。</li> </ul>
⑥ 公共施設による景観の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周囲の建築物などの土地利用が一体となって良好な景観づくりに努める。</li> </ul>

#### (2) 共通指針

項目	施設例	景観づくりの指針
① 法面	切土・盛土面	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面は、安全上支障ない範囲で、地形、地質などを考慮して、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、緑化に努める。</li> </ul>
② 擁壁	河川・道路 防災・安全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、周囲の緑化などに努める。</li> </ul>
③ 附属物	標識・信号機 照明施設・防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性を踏まえて、デザインの統一化などを図ることにより、安全上支障のない範囲で、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。</li> </ul>
④ 緑化・植栽	公共施設・道路 公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化・植栽は、積極的に推進し、周囲の樹木と調和した樹種や地域にふさわしい樹種を選定するなど、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。</li> <li>屋敷林や社寺林、河畔林、山林など、眺望景観において重要な構成要素となる既存の樹林はできる限り保全し、活用する。</li> </ul>
⑤ 占用工作物	電柱・広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観と調和するよう努める。</li> </ul>

#### (3) 施設別指針

項目	施設例	景観づくりの指針	事例
① 公共建築物	学校・病院・ 庁舎・集会施設・ 公営住宅など	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画別表1「景観づくりの基準」を満たすものとなるよう配慮する。</li> <li>建築物の位置する地域一帯の景観や背景になる自然的な景観とも調和を図り、見本となるような整備に努める。</li> <li>地域の歴史や文化、自然環境に配慮する。</li> <li>地域住民や専門家などの意見を聞きながら、景観上の配慮を十分に検討し、より良好な景観の保全と創造に寄与するよう努める。</li> </ul>	 堀金支所
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の特性を踏まえ、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>周囲の景観に与える影響などにも留意する。</li> </ul>	 梓橋田沢停車場線
② 道路	路線の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を損なわないような路線の選定を行う。</li> <li>沿道からの山岳の見え方や水路の線形などにも配慮し、良好な眺望景観の創出に寄与するよう努める。</li> </ul>	
	トンネル・シェッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの坑口は、周囲の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。</li> </ul>	
	高架橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架橋の橋脚、橋桁、防音壁などの意匠、色彩については、周囲の景観や眺望景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	 穂高駅前通り
	交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点における信号機柱、標識、照明施設などの整理統合に努める。</li> <li>意匠、色彩が周囲の景観や眺望景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
	歩道・自転車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、地域の特性を活かした舗装材の活用に努める</li> <li>植栽ますやストリートファニチャーなどを設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫する。</li> <li>歩行者や自転車利用者の視点を考慮した整備に努める。</li> </ul>	

項目	施設例	景観づくりの指針	
②道路	横断歩道橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断歩道橋の意匠、色彩は周囲の景観と調和するよう配慮する。</li> <li>良好な眺望景観を有する地域では、設置による景観への影響を十分に検討する。</li> </ul>	
	地下歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>上屋は、その意匠、色彩が周囲の景観や眺望景観と調和するよう配慮する。</li> <li>地下部は、安心感や明るさをもつ空間となるよう配慮する。</li> </ul>	
	緑の保全と緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなかの道路にはできる限り連続した植樹帯を設ける。</li> <li>自然景観を有する地域の道路では、必要に応じて植樹帯を設ける。</li> <li>沿道で空きスペースのある場所には、必要に応じて、ポケットパークなどを整備し、緑化などによる修景に努める。</li> <li>中央分離帯や交通島は、交通安全上支障のない範囲で、緑化などによる修景に努める。</li> </ul>	
	電線類の地中化	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線類の地中化に取り組み、沿道景観の向上に努める。</li> </ul>	
③橋りょう	橋りょう本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺景観や眺望景観との調和に十分配慮する。</li> <li>構造形式、意匠、素材及び色彩については、良好な景観が引き立つよう配慮する。</li> </ul>	 光橋
	高欄・照明施設など	<ul style="list-style-type: none"> <li>高欄、照明施設などの配置、意匠、色彩、素材などについては、橋りょう本体のデザイン及び周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>必要に応じて、バルコニーなどの広場を設ける場合には、周囲の景観との調和に配慮し、良好な眺望景観を阻害しないように努める。</li> </ul>	
	橋詰広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、橋のたもとには、歩行者が休息し、川や橋などを要素とした良好な景観を眺めることができるよう、周囲の景観と調和した広場の整備に努める。</li> </ul>	
④公園・緑地	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の生活環境の向上と良好な景観の創出につながるよう配慮する。</li> <li>公園内に設ける施設は、材料、意匠について、安全性、機能性に支障のない範囲で、周囲の景観と調和するよう配慮し、必要に応じて、自然素材の導入に努める。</li> </ul>	 南部総合公園
	緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を活かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周囲の景観と調和した緑化に努める。</li> <li>樹冠が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観づくりに重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。</li> </ul>	
⑤ガス・水道	供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給施設の整備にあたっては、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>施設内の建造物の配置、意匠、色彩については、良好な景観を阻害しないよう十分に配慮し、周囲の景観と調和して目立たないよう努める。</li> </ul>	 配水施設
	供給施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の緑化については、建造物の形状や規模、配置などを考慮して、十分な植栽などを行い、周囲の景観と調和するよう努める。</li> <li>敷地外周部は、できる限り緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
⑥下水道	処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理場内の公園化を図るなど、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>処理施設の意匠、色彩については、良好な景観を阻害しないよう十分に配慮し、周囲の景観と調和して目立たないよう努める。</li> </ul>	 下水処理施設
	処理施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の形状や規模、配置などを考慮して、十分な植栽などを行い、周囲の景観と調和するよう努める。</li> <li>敷地外周部は、できる限り緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
⑦河川	護岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水、利水機能に支障のない範囲で、自然環境の保全及び周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>護岸は、構造などについて、周囲の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	 拾ヶ堰
	高水敷	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性を踏まえた緑化などにより、周囲の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
	緑の保全と緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防法面などは、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。</li> <li>河畔林などの自然の緑は、洪水の流下に支障のない範囲において、保全するよう配慮する。</li> </ul>	
⑧ダム・えん堤	構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性に支障がない範囲で、周囲の自然環境との調和に配慮する。</li> <li>構造物及びその周囲の施設は、できる限り周囲の自然環境と調和するよう配慮する。</li> </ul>	 犀川ダム湖
	緑の保全と親水	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の保全に努めるとともに、周囲の環境整備を図り、水と緑の豊かな水辺空間の創造に努める。</li> </ul>	
⑨傾斜地の造成面・構造物	造成面	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林景観など、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>造成面は、安定性などを考慮した上で、できる限り周囲の景観と調和のとれた緑化に努める。</li> </ul>	 擁壁
	構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物は、安全性などの条件に支障がない範囲で、その意匠や色彩について、周囲の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
	緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観を構成する要素となる樹木などは、できる限り修景に活かすよう配慮する。</li> </ul>	
⑩農地・森林	農業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業基盤の整備にあたっては、良好な景観の保全に十分に留意するとともに、豊かな農業景観づくりに努める。</li> </ul>	
	森林保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の保育事業の実施にあたっては、多様な住民の要請に応えられる健全で活力ある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観づくりに努める。</li> </ul>	

## 参考2

### 景観づくり住民協定の基準・取り組み

#### 景観づくり住民協定

景観計画区域内の1団の土地の所有者などの合意により、一定の土地の区域における建築物の形態意匠、緑化、屋外広告物の表示などに関する基準など、景観づくりのための自主的なルールを定め、それを守り育てるための協定（景観づくり住民協定）を締結することができます。

景観づくり住民協定は、長野県景観条例に基づく景観育成住民協定を継承した制度で、本市では24箇所の路線・地区において協定が締結されています。



図 景観づくり住民協定の締結箇所

#### 景観づくり住民協定の主な基準と取り組み

No	地域	協定の名称	締結範囲		主な基準						緑化などの取り組み
			路線	面	高さ・建ぺい率	道路からの壁面後退	隣地からの壁面後退	建築物の形態・色彩	屋外広告物	自動販売機	
2	豊科	市道豊科1級23号線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	沿道への植栽・管理 美化の促進
3	豊科	県道梓橋田沢停車場線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	沿道への植栽・管理 美化の促進
4	豊科	県道豊科大天井岳線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	花壇の設置 美化の促進
5	豊科	県道豊科インター掘金線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	緑化促進
6	豊科	安曇野の里重柳地区 景観形成住民協定			-	-	-	色彩等周辺との調和	一部県条例による禁止 地域 都度協議が必要 自己用のみ(8㎡以内) 道路から後退	設置禁止 (店舗等除く)	水環境保全 河川の美化 廃棄物禁止 沿道への植栽・管理 (シバザクラ、カリン)
7	豊科	安曇野さわやかロード R147バイパス 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要 自己用のみ(8㎡以内) 道路から後退 貼紙・立看板禁止	設置禁止 (店舗等除く)	緑化促進(シバザクラ) 花木植栽・管理
8	豊科	安曇野の森大口沢地区 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要 貼紙・立看板禁止	設置禁止 (店舗等除く)	緑化促進・花木管理 美化の推進 不法投棄許さない
9	豊科	アルプス眺望の里光地区 景観形成住民協定			-	-	-	色彩等周辺との調和	一部県条例による禁止 地域 会へ事前申請・認可必要 自己用は事前協議	設置禁止 (店舗等除く)	緑化、花木植栽・管理 美化の促進

No	地域	協定の名称	締結範囲		主な基準					緑化などの取り組み	
			路線	面	高さ・ 建ぺい率	道路からの 壁面後退	隣地からの 壁面後退	建築物の 形態・色彩	屋外広告物		自動販売機
10	豊科	安曇野真々部・小倉橋線 景観形成住民協定			-	-	-	形態・色彩等周辺との調和	会へ事前申請・認可必要 自己用のみ(8㎡以下) 道路から後退 貼紙・立看板禁止	新規設置禁止	緑化(シバザクラ) 花木植栽・管理
11	豊科	未来へつなぐR147バイパス たきべ地区 景観育成住民協定			-	-	-	形態・色彩等周辺との調和	一部県条例による禁止 地域 会へ事前申請・認可必要 自家用は事前協議 貼紙・立看板禁止	設置禁止 (事務所は配慮)	緑化、花木生育管理 美化の促進 遮蔽物の配慮
12	穂高	豊里地区 景観形成住民協定			住宅：13m・ 20% 特殊建築物等： 15m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	原色は避け周囲との調和を図る	自己所有地：大きさ制限 自己所有地以外：集合看板にする	-	沿道への植栽・管理
13	穂高	白金地区 景観形成住民協定			住宅：13m・ 40% 特殊建築物等： 15m・40%	住宅：2m 特殊建築物等： 5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	原色は避け落ち着いた色とする 特殊建築物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 広告物の表示面積5㎡以下	新規設置禁止 設置には同意必要	宅地にはマツバギク、シバザクラ 水田にはアヤメ、タンポポ 河川にはアヤメ
14	穂高	等々力地区 景観形成住民協定			住宅：13m・ 50% 特殊建築物等： 15m・40%	住宅：2m 特殊建築物等： 5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	原色は避け落ち着いた色とする 特殊建築物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 広告物の表示面積2㎡以下	設置禁止	宅地にはマツバギク、シバザクラ 水田にはアヤメ 美化の促進 ブロック塀、ネットフェンスはできる限り設置しない
15	穂高	牧地区 景観形成住民協定			-	-	-	-	集合看板を基本とする 自己所有地：協議要 自己所有地以外：許可必要	協議が必要	-
16	穂高	狐島地区 景観形成住民協定			住宅：13m・ 40% 特殊建築物等： 15m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 営業敷地内は許可必要 屋上・屋根への設置禁止 光源で動くものは禁止	設置禁止	沿道への植栽・管理 美化の促進 ライトアップは同意必要
17	穂高	望岳の里青木花見地区 景観形成住民協定			住宅：13m・ 40% 特殊建築物等： 15m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 営業敷地内は許可必要 屋上・屋根への設置禁止 光源で動くものは禁止	設置禁止	沿道への植栽・管理 美化の促進
18	穂高	島新田地区 景観形成住民協定			住宅：13m・ 40% 特殊建築物等： 15m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 営業敷地内は許可必要 屋上・屋根への設置禁止 光源で動くものは禁止	設置禁止	沿道への植栽・管理 美化の促進
19	穂高	富田南部地区 景観形成住民協定			住宅：10m・ 40% 特殊建築物等： 13m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする	看板は外壁のみ 屋根面への設置不可 自己所有地：大きさ制限 自己所有地以外：集合看板にする	設置禁止	美化の促進
20	三郷	広域農道温北部地区 景観形成住民協定			-	-	-	けばけばしい色彩の使用禁止	会へ事前申請・認可必要 自己用のみ(8㎡以下) 道路から後退	-	-
21	堀金	展望の里常念岳線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要 野立て看板の設置禁止 屋上・屋根への設置禁止	新規設置禁止	-
22	堀金	アルプスの麓・れんげの里 岩原地区 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要 (自己用は申請、高さ・色あい制限) 野立て看板の設置禁止 貼紙・立看板禁止	設置禁止 (囲い・道路後退要)	緑化、花木植栽 水辺の保全
23	豊科	豊科駅前通り 景観形成住民協定			-	-	-	-	自己用のみ 新規設置禁止 表示面積は最小限に 貼紙・立看板禁止	新規設置禁止 (店舗等除く)	定期的な清掃 植栽の促進 花木の管理 駅前設置自転車整理 イルミネーション
24	穂高	穂高駅前通り 景観形成住民協定			高さ15m以下	-	-	原色は避け彩度の低い色を選ぶ 外壁と屋根の色彩の組み合わせが違和感を与えない	自家用のみ	設置禁止	ブロック塀・フェンスを設置しない
25	穂高	塚原地区 景観形成住民協定			住宅：10m・ 40% 特殊建築物等： 13m・40%	住宅：1.5m (主要幹線 道路沿い13m) 特殊建築物等： 5m (主要幹線 道路沿い10m)	住宅：1.5m (主要幹線 道路沿い13m) 特殊建築物等： 5m	原色は避け周囲との調和を図る	自己所有地：基準あり 営業敷地以外：基準の1/2以下 自己所有地以外：集合看板にする	設置禁止 設置には協議必要	-

※各協定の詳細な区域及び基準、手続き方法などは建築住宅課にお問い合わせください。

## 参考3

- ① 安曇野市景観条例
- ② 安曇野市景観条例施行規則

### ① 安曇野市景観条例（平成23年4月1日施行）

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 景観計画(第7条—第9条)
- 第3章 行為の規制等(第10条—第21条)
- 第4章 景観重要建造物等(第22条—第28条)
- 第5章 自主的活動の支援(第29条—第32条)
- 第6章 安曇野市景観審議会等(第33条・第34条)
- 第7章 雑則(第35条)
- 附則

#### 第1章 総則

**第1条** この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制その他景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより市、市民、事業者等が一体となって、次世代に誇れる景観づくりの推進を図り、もって暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 良好な景観をまもり、活かし、つくり及び育てることをいう。
  - (2) 工作物 土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物及び屋外広告物以外のもので、次に掲げるものをいう。
    - ア 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
    - イ 煙突その他これに類するもの
    - ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これに類するもの
    - エ 電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
    - オ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの
    - カ コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの
    - キ 自動車車庫(建築物とならない機械式駐車装置)の用途に供する施設
    - ク 農産物、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
    - ケ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
    - コ 観覧車、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
    - サ その他市長が景観に及ぼす影響が大きいと認めるもの
  - (3) 市民等 市内に居所若しくは住所を有する者又は土地、建築物若しくは工作物を所有、管理、占有若しくは使用する者をいう。
  - (4) 事業者 市内で事業を営むものをいう。
  - (5) 施工者等 宅地の造成、土地の開墾その他の土地利用の変更を行う者及び建築物の建築等、工作物の建設等その他これらに類する行為を行う者並びにこれらの行為に関わる設計を業として行う者をいう。
- 2 前項各号の規定によるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### (市の責務)

- 第3条** 市は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等並びに事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
  - 3 市は、建築物の建築等、工作物の建設等又は公共施設の整備等に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
  - 4 市は、市民等及び事業者の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民等及び事業者の景観づくりに資する活動を支援し、その積極的な参加を推進するものとする。

#### (市民等の責務)

**第4条** 市民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深め、地域の景観づくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、自らの所有、管理、占有又は使用する土地、建築物又は工作物が景観を構成する要素であることを認識し、景観への配慮に努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者及び施工者等の責務)

**第5条** 事業者は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深め、その事業活動が地域の景観づくりに貢献できるよう努めなければならない。

- 2 施工者等は、自らの業務が景観づくりに関わることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深めるとともに、土地、建築物又は工作物に関する専門的な知識、経験等を活かし、景観づくりに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 事業者及び施工者等は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (来訪者への要請)

**第6条** 市、市民等及び事業者は、来訪者に対し、自らが取り組む景観づくりに対して、理解と協力を求めることができる。

## 第2章 景観計画

#### (景観計画等の策定)

**第7条** 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画に定める基準等の内容を広く市民等に周知し、その内容に即した景観づくりを推進することに対する理解を促すことを目的として、安曇野市景観づくりガイドラインを作成するものとする。
- 3 市長は、景観計画を策定し、又は変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴くものとする。

#### (景観計画に定める事項に関する措置)

**第8条** 景観計画区域は、規則で定めるところにより、次に掲げるエリアに区分するものとする。

- (1) まちなかエリア
- (2) 田園エリア
- (3) 山麓・山間部エリア
- (4) 山岳エリア
- 2 市長は、前項各号に掲げるエリアのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する土地であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める区域を景観づくり重点地区として定めることができる。
  - (1) 農地、集落、街区、別荘地等、景観上土地利用上の一体性が認められる区域
  - (2) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する区域
  - (3) 第27条第1項に規定する景観づくり住民協定が締結されている区域
  - (4) その他市長が認める区域
- 3 市長は、景観づくり重点地区を指定、変更又は解除しようとするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項各号に掲げるエリア及び第2項に掲げる景観づくり重点地区における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(以下「行為制限」という。)及び同項第3号に規定する良好な景観の形成に関する方針(以下この条において「方針」という。)は、そのエリア(景観づくり重点地区を定めた場合にあっては、景観づくり重点地区)ごとに定めるものとする。
- 5 景観づくり重点地区において定める方針は、その地区が該当するエリアの方針と調和の保たれるものでなければならない。
- 6 景観づくり重点地区が定められたときは、その地区が該当するエリアの行為制限に代えて、又は加えて、その地区において定める行為制

限を適用する。

#### (計画提案)

- 第9条** 法第 11 条第2項の条例で定める団体は、法第 15 条第1項の規定による景観協議会並びに第 29 条第1項の規定による景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第 30 条第1項の規定による景観づくり市民団体の認定を受けた団体とする。
- 2 景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号)第7条ただし書の条例で定める規模は、法第 81 条第1項の規定による景観協定、**景観づくり重点地区**又は**景観づくり住民協定の目的となる土地の区域**に限り、0.1 ヘクタールとする。
- 3 市長は、法第 11 条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第 12 条の規定による判断をするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の提案を行った者は、安曇野市景観審議会に出席し、その提案に関する意見を述べることができる。
- 5 市民等は、前条第2項の各号のいずれかに該当する区域において、その区域内で所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限り。)を得て、市長に対し、景観づくり重点地区の指定又は変更を提案することができる。

### 第3章 行為の規制等

#### (景観計画への適合)

**第10条** 景観計画区域内において、法第 16 条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に定める基準に適合するようにならなければならない。

#### (条例施行前から存する建築物等に対する指導又は要請)

- 第11条** 市長は、この条例の施行前から存する建築物、工作物、屋外工作物又は空地が、景観計画に適合しないもので、景観づくりのために必要があると認めるときは、それらの所有者、管理者、占用者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとるよう指導することができる。
- 2 市長は、**景観づくり重点地区**内の既存の建築物、工作物、屋外工作物又は空地が、その地区に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、管理者、占用者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとることを要請することができる。

#### (行為の届出及び公表)

- 第12条** 法第 16 条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、完成予想図、外構図その他の規則で定める図書とする。
- 4 法第 16 条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。
- 5 法第 16 条第1項の規定による届出は、その行為が安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成 22 年安曇野市条例第 28 号)第 24 条第1項の規定による事業承認を受けなければならない場合は、同条例第 18 条第2項に規定する開発事業の案を提出した後でなければならない。
- 6 景観づくり重点地区内で行為を行おうとする場合にあって、第1項の規定により届出をした者は、届出の日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、その行為に係る事項を記載した標識を予定区域内の見やすい場所に設置しなければならない。
- 7 前項の規定による標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその設置の完了を届け出なければならない。

#### (届出を要しない行為)

- 第13条** 法第 16 条第7項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 仮設の建築物の建築等
  - (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
  - (3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
  - (4) 屋外における再生資源の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの

- (5) 法第 16 条第1項の規定により届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (7) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 43 条の2第1項、第 64 条第1項又は第 127 条第1項の規定により届け出て行う行為
- (8) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第4条第1項、第 14 条第1項、第 51 条の2第1項、第 52 条第1項又は第 71 条の2第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業を施行すること。
- (9) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく次に掲げる行為  
ア 自然公園法第 20 条第3項又は第 21 条第3項の規定による許可を受けて行う行為  
イ 自然公園法第 20 条第6項後段若しくは第8項又は同法第 21 条第6項後段の規定による届出をした行為  
ウ 自然公園法第 68 条第1項後段の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
- (10) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の規定に基づき河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
- (11) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 58 条の2第1項の規定により届け出て行う行為
- (12) 長野県自然環境保全条例(昭和 46 年長野県条例第 35 条)第 17 条第1項の規定により届け出て行う行為
- (13) 長野県文化財保護条例(昭和 50 年長野県条例第 44 号)第 13 条第1項(第 34 条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第1項(第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。)又は第 27 条第1項の規定により届け出て行う行為
- (14) 安曇野市文化財保護条例(平成 17 年安曇野市条例第 238 号)第6条第1項第3号又は第4号の規定による許可を受けて行う行為

#### (特定届出対象行為)

**第14条** 法第 17 条第1項の条例で定めるものは、法第 16 条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち同項の規定による届出を要する行為のすべてとする。

#### (届出行為に対する助言又は指導)

**第15条** 市長は、法第 16 条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

#### (指導、要請、助言、勧告等に係る手続)

- 第16条** 市長は、法第 16 条第3項の規定による勧告、第 11 条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による要請、前条の規定による助言若しくは指導又は法に基づく処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、安曇野市景観審議会又は安曇野市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。
- 2 市長は、法第 16 条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に弁明の機会を与えとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### (変更命令に係る手続)

**第17条** 市長は、法第 17 条第1項及び第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### (行為の着手の制限)

- 第18条** 市長は、法第 16 条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第 20 条第2項の規定による説明会の開催が必要な開発事業に該当する場合は、法第 18 条第1項に規定する期間を 60 日(特定届出対象行為について法第 17 条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあってその延長された期間が 60 日を超えるときは、その期間)とする。この場合において、法第 16 条第4項及び法第 17 条第2項に規定する期間も、また同様とする。
- 2 市長は、法第 16 条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項前段の期間を短縮することができる。

#### (行為の着手日の短縮の通知)

**第19条** 市長は、法第 16 条第1項若しくは第2項の規定による届出があ

った場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合していると認めるときは、速やかにその届出をした者に対し、法第 18 条第2項の規定により同条第1項本文の期間又は前条第2項の規定により同条第1項前段の期間を短縮する旨の通知をするものとする。

#### (完了の届出)

第 20 条 第 12 条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその行為の完了を届け出なければならない。

#### (事前協議)

第 21 条 法第 16 条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者で、規則で定める大規模行為をしようとする者は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第 18 条第2項の規定による開発事業の案を提出しようとする日(同条例第 38 条の規定による特定開発事業に該当する行為にあっては、同条例 40 条第1項の規定による特定開発事業の素案の提出をしようとする日)の 60 日前までに、規則で定めるところにより市長と協議をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、その協議をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、安曇野市景観審議会の意見を聴くことができる。

4 第1項の規定による協議は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、終了するものとする。

(1) 協議が調ったとき

(2) 協議が調わない場合においては、その協議をした者が、規則で定めるところにより、市長にその協議の終了を申し出て、これに相当の理由があると市長が認めるとき。

5 市長は、前項の規定により協議が終了したときは、その協議をした者に対し、その協議の結果を通知するものとする。

6 市長は、良好な景観づくりを行うために必要と認められるときは、第1項の規定による大規模行為をしようとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

## 第4章 景観重要建造物等

### (景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第 22 条 市長は、法第 19 条第1項の規定により景観重要建造物又は法第 28 条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得るとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表するものとする。

### (景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 23 条 法第 25 条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則としてその修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、その景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。

(5) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(6) 法第 19 条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 法第 33 条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。

(4) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、その景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

### (現状変更の規制の手続)

第 24 条 市長は、法第 22 条第1項又は法第 31 条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

### (現状回復命令等の手続)

第 25 条 市長は、法第 23 条第1項(法第 32 条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は法第 26 条若しくは法第 34 条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

### (指定の解除の手続)

第 26 条 市長は、法第 27 条第2項の規定による景観重要建造物又は法第 35 条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 第 21 条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

### (援助又は助成)

第 27 条 市長は、法第 46 条の規定による求めがあつた場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者等に対して助言し、技術的援助又は保存に要する経費の一部を助成することができる。

### (景観重要眺望点の指定等及びこれに係る手続)

第 28 条 市長は、特に良好な眺望景観を享受することができる場所を景観重要眺望点として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定しようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定による景観重要眺望点を指定したときは、その旨を公表するものとする。

4 市長は、景観重要眺望点について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による景観重要眺望点の指定の解除について準用する。

## 第5章 自主的活動の支援

### (景観づくり住民協定の認定)

第 29 条 市長は、市民等が景観づくりに関する協定を締結した場合において、その協定の内容が地域の景観づくりの推進に資するものであると認めるときは、その協定を景観づくり住民協定として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民等は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により景観づくり住民協定を認定したときは、その旨を公表するものとする。

### (景観づくり市民団体の認定)

第 30 条 市長は、景観づくりを目的とした活動を行う市民等が構成する団体を景観づくり市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観づくり市民団体の活動内容が、景観づくりに資すると認められなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の規定により景観づくり市民団体を認定したとき、又は前項の規定によりその認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

### (支援・助成)

第 31 条 市長は、第 27 条に定めるもののほか、法第 81 条の規定による景観協定の締結、第 29 条第1項の規定による景観づくり住民協定締結の活動、前条第1項の規定による景観づくり市民団体の活動その他景観づくりに資すると認められる行為をしようとする者に対し、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

### (表彰)

第 32 条 市長は、景観づくりに著しく貢献していると認められるものに対し、その功績を表彰することができる。

## 第6章 安曇野市景観審議会等

### (安曇野市景観審議会)

第 33 条 市長は、景観づくりに関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 15 人以内で組織する。

- (1) 識見を有する者
  - (2) 民間諸団体の代表者
  - (3) 公募により選考された市民等
  - (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、必要に応じ専門部会を設置することができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安曇野市景観アドバイザー)

第34条 市長は、景観づくりの推進に必要な情報を収集し、この条例の運用に関する専門的な助言を聴くために、規則で定めるところにより、安曇野市景観アドバイザーを置くことができる。

## 第7章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 審議会の意見の聴取その他この条例を施行するため必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(安曇野市景観審議会設置条例の廃止)

3 安曇野市景観審議会設置条例(平成 21 年安曇野市条例第 26 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

4 施行日前に、長野県景観条例(平成4年長野県条例第 22 号。以下「県条例」という。)に基づく法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った行為については、その届出に係る処分等において県条例の規定を適用するものとする。

5 施行日前に、県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第1条の規定により設置されている審議会は、この条例第 31 条第1項の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

7 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

※給与等に関する表は省略。

附 則(平成 24 年3月 26 日条例第 10 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 10 月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

## ② 安曇野市景観条例施行規則(平成 23 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)及び安曇野市景観条例(平成 22 年安曇野市条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(面積、高さ等の算定方法)

第3条 この規則において高さの算定方法は、地盤面からの高さとし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔及び屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備並びに棟飾及び防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物(避雷針、アンテナ等の軽微な建築設備を除く。)を算入する。

2 この規則において面積、高さ等の算定方法は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第2条に規定する方法によるものとする。

(軽微な変更)

第4条 条例第7条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項第1号、第3号及び第5号に掲げる事項の変更
- (2) 市長が市民等又は安曇野市景観審議会の意見を聴く必要があると認める変更

(エリア区分)

第5条 条例第8条第1項各号に規定するエリアは、次の各号に掲げるエリアの区分に応じ、次の各号に定めるものとする。

- (1) まちなかエリア 安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成 22 年安曇野市条例第 28 号。以下「土地条例」という。)第9条第1項第1号に規定する拠点市街区域及び同項第2号に規定する準拠点市街区域の範囲とする。
- (2) 田園エリア 土地条例第9条第1項第3号に規定する田園居住区域及び同項第4号に規定する田園環境区域の範囲とする。
- (3) 山麓・山間部エリア 土地条例第9条第1項第5号に規定する山麓

保養区域及び同項第6号に規定する森林環境区域の範囲(自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき中部山岳国立公園に指定されている範囲を除く。)とする。

- (4) 山岳エリア 自然公園法に基づき中部山岳国立公園に指定されている範囲とする。

#### (計画提案)

第6条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書(様式第1号)による。

2 条例第9条第5項の規定による景観づくり重点地区の指定又は変更に係る提案は、景観づくり重点地区提案書(様式第2号)によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 景観づくり重点地区の区域を示す図面  
(2) 条例第9条第5項の規定による要件を満たす同意があることを示す書類

#### (行為の届出等)

第7条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第3号の2)により行うものとする。

3 法第16条第5項後段の規定による行為の通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号の3)により行うものとする。

第7条の2 条例第12条第3項の規則で定める図書は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書とする。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

#### (標識の設置方法)

第8条 条例第12条第6項の規定により設置する標識は、景観づくり重点地区内における行為の標識(様式第4号)によるものとする。

2 標識の近傍には、当該景観づくり重点地区に定められた行為制限(景観計画において数値基準の定められているものに限る。)に適合していることを示す図表を、見やすい方法で掲示しなければならない。

3 条例第12条第7項の規定による届出は、景観づくり重点地区内における行為の標識設置の完了届(様式第5号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 標識の設置場所を明示した図面  
(2) 標識の設置状況及び記載内容がわかる写真  
4 景観づくり重点地区内における行為の標識は、その行為に係る工事が完了するまで設置しなければならない。  
5 景観づくり重点地区内における行為の標識の設置及び管理に係る費用は、設置者の負担とする。

#### (届出を要しない規模等)

第9条 条例第13条第5号の規則で定める規模は、別表のとおりとする。

#### (変更命令)

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、措置命令書(様式第6号)によるものとする。

#### (期間延長)

第11条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(様式第7号)によるものとする。

#### (身分証明書)

第12条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(様式第8号)によるものとする。

#### (期間短縮の通知)

第13条 条例第19条の規定による通知は、行為着手制限期間短縮通知書(様式第6号)によるものとする。

#### (完了の届出)

第14条 条例第20条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届(様式第10号)によるものとし、工事の完了がわかる写真を添付しなければならない。

2 前項の写真には、景観計画において数値基準が定められている部分(色彩、壁面後退距離その他これに類するもの)が確認できるよう、適切な角度及び距離から撮影した写真を含めなければならない。

#### (事前協議の申出)

第15条 条例第21条第1項前段の規則で定める大規模行為は、別表第3のとおりとする。

2 条例第21条第1項後段の規定による事前協議の申出は、景観計画

区域内における大規模行為事前協議書(様式第11号)によるものとし、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

#### (事前協議の終了)

第16条 条例第21条第4項の規定による事前協議終了の申出をしようとする者は、景観計画区域内における大規模行為事前協議協議終了申出書(様式第12号)を提出しなければならない。

2 条例第21条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における大規模行為事前協議結果通知書(様式第13号)により行うものとする。

第17条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号、以下「省令」という。)第7条第1項又は第2項に規定する景観重要建造物の指定の提案書は、景観重要建造物等指定提案書(様式第14号)によるものとする。

2 省令第12条第1項又は第2項に規定する景観重要樹木の指定の提案書は、景観重要樹木指定提案書(様式第15号)によるものとする。

#### (景観重要建造物等の指定の通知)

第18条 法第21条第1項の規定による通知は、安曇野市景観重要建造物指定書(様式第16号)によるものとする。

2 法第30条第1項の規定による通知は、安曇野市景観重要樹木指定書(様式第17号)によるものとする。

第19条 法第20条第3項の規定による景観重要建造物として指定しない旨の通知は、景観重要建造物として指定しない旨の通知書(様式第18号)により行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による景観重要樹木として指定しない旨の通知は、景観重要樹木として指定しない旨の通知書(様式第19号)により行うものとする。

#### (景観重要建造物等を表示する標識)

第20条 法第21条第2項及び第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号  
(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称  
(3) 指定年月日

2 前項の標識の設置場所は、その建造物又は樹木の所有者と協議の上、決定するものとする。

#### (現状変更行為の申請)

第21条 省令第9条第1項及び第14条第1項並びに都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(平成16年農林水産省、国土交通省令第4号)第4条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書(様式第20号)によるものとする。

2 景観重要建造物等現状変更行為許可申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、2部とする。

#### (現状変更の許可等)

第22条 市長は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書の提出があったときは、その内容を審査して、許可の可否を決定し、現状変更決定通知書(様式第21号)により通知するものとする。

#### (所有者の変更)

第23条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届(様式第22号)によるものとする。

#### (景観重要眺望点の公表)

第24条 条例第28条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を市の公式ウェブサイトその他適切な方法により行うものとする。

- (1) 名称  
(2) 所在地(住所並びに緯度及び経度)  
(3) 指定年月日  
(4) 管理者(名称及び連絡先)  
(5) 位置図(座標を付したもの)  
(6) 眺望方向及び眺望対象  
(7) 代表的な眺望を示す写真

#### (景観重要眺望点を示す標識等の設置)

第25条 市長は、景観重要眺望点の周知のために必要があると認める場合にあっては、標識その他の案内(以下「標識等」という。)を設置することができる。

2 前項の規定による標識等の設置にあたっては、眺望の阻害防止、周辺景観への配慮、安全性、維持管理の容易性及び関係法令との整合を勘案し、適当な形態及び最小限の規模のものとする。

3 第1項の規定による標識等の設置が適当でないとする場合は、既存工作物への表示、路面標示、電子的な方法その他適切な方法により周知を図るものとする。

4 第1項の規定による標識等を私有地に設置する場合は、その土地の所有者等の同意を得るものとする。

(景観づくり住民協定の認定)

第26条 条例第29条第1項の規定による景観づくり住民協定(以下「住民協定」という。)の認定は、次に掲げる事項全てに該当するものについて行うものとする。

- (1) 建築物及び工作物の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又はまち並みの美化等景観づくりに関する事項が定められていること。
- (2) 景観づくり住民協定の有効期間が原則として5年以上であること。
- (3) 景観づくり住民協定の区域内の市民等のおおむね3分の2以上の合意によるものであること。

(景観づくり住民協定の申請等)

第27条 条例第29条第2項の規定による申請は、景観づくり住民協定認定申請書(様式第23号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観づくり住民協定に係る協定書の写し
- (2) 景観づくり住民協定の区域を示す図面
- 2 市長は、景観づくり住民協定認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の可否を決定し、その旨を景観づくり住民協定決定通知書(様式第24号)により通知するものとする。

(住民協定の変更及び廃止の届出)

第28条 認定された住民協定の代表者は、その住民協定の内容若しくは区域に変更が生じたとき又は住民協定が廃止されたときは、景観づくり住民協定変更等届(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(景観づくり市民団体の認定)

第29条 条例第30条第1項の規定による景観づくり市民団体の認定は、次に掲げる事項全てに該当するものについて行うものとする。

- (1) 団体の活動が景観づくりに有効であると認められること。
- (2) 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められていること。

(景観づくり市民団体の申請等)

第30条 条例第30条第2項の規定による申請は、景観づくり市民団体認定申請書(様式第26号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 構成員の氏名及び住所が記載されたもの
- (4) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
  - (1) 名称
  - (2) 設立目的
  - (3) 活動区域
  - (4) 活動内容
  - (5) 構成員の範囲に関する事項
  - (6) 役員に関する事項
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) 経費及び会計に関する事項
  - (9) 規約の変更に関する事項
- 3 市長は、景観づくり市民団体認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の可否を決定し、その旨を景観づくり市民団体協定決定通知書(様式第27号)により通知するものとする。

(景観づくり市民団体の変更及び廃止の届出)

第31条 景観づくり市民団体として認定された団体の代表者は、規約、役員の区分若しくは構成員の氏名若しくは住所に変更が生じたとき又はその団体が解散するときは、景観づくり市民団体変更等届(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

(安曇野市景観審議会の組織及び運営)

第32条 安曇野市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 7 審議会の庶務は、都市建設部建築住宅課において処理する。

(専門部会の設置)

第33条 条例第33条第4項の規定により審議会に専門部会を置き、部会長及び副部会長を置くものとする。

- 2 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は専門部会の会務を掌理し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 専門部会の会議は、専門部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 専門部会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 7 専門委員は、市長が委嘱する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、専門部会の意見をもって審議会の意見とすることができる。

(景観アドバイザー)

第34条 条例第34条に規定する安曇野市景観アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置くものとする。

- 2 アドバイザーは、景観づくりに関し、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩における専門知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(景観整備機構の指定の申請)

第35条 法第92条第1項の規定による景観整備機構(以下「機構」という。)の指定の申請は、景観整備機構指定申請書(様式第29号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し参考となる書類

(景観整備機構の指定)

第36条 市長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、法第92条第1項の規定による指定を行い、景観整備機構指定書(様式第30号)により通知するものとする。

- (1) 法第93条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること。
- (2) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分の日から2年以上経過していること。

(名称等の変更の届出等)

第37条 法第92条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書(様式第31号)によるものとする。

- 2 機構は、景観整備機構指定書に記載された業務に変更があつたときは、変更があつた日から30日以内に業務変更報告書(様式第32号)を市長に提出しなければならない。

(事業報告等)

第38条 機構は、各事業年度の終了後3月以内に、その年度の事業報告書及び収支決算書並びにその年度の次年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第39条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 景観計画の制定その他条例を施行するために必要な準備行為は、この規則に基づき施行日前においても行うことができる。

附則(平成24年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

※以下、様式は省略。

---

## 安曇野市景観づくりガイドライン

平成 23 年 3 月 策定  
令和 3 年 3 月 改定  
令和 8 年 6 月 改定(予定)

発行 安曇野市  
編集 安曇野市 都市建設部 建築住宅課  
〒399-8281  
長野県安曇野市豊科 6000 番地  
電話 : 0263-71-2242 FAX : 0263-72-3569

---